

但此新度と申は字治田原茶新度なり

一 同	一新度入	一 籠に付	四文
一 同	一新度入	一 拵に付	三文
一 伏見番椒	一新度入	一 拵に付	三文半
一 鹿野伏見出	一新度入	一 拵に付	三文半
一 同	一新度入	一 拵に付	三文
一 同	一新度入	一 拵に付	三文
一 茄子	一新度入	一 籠に付	三文半
一 越瓜	一新度入	一 拵に付	三文半
一 胡瓜	一新度入	一 拵に付	四文
一 梅	一新度入	一 籠に付	八文
一 同	一新度入	一 拵に付	四文三步
一 梅干	一新度入	一 拵に付	十二文
一 煎梅	一新度入	一 拵に付	十三文
一 杏	一新度入	一 籠に付	四文
一 柚	一新度入	一 籠に付	三文半
一 何首烏芋	一新度入	一 籠に付	二文

一 竹筴	一 束に付	四文
一 林檎	一新度入一籠に付 小目入二拵に付	四文
一 同	一拵に付	二十文
一 同	一拵に付	四文
一 同	一拵に付	四文
一 近江生蕪	一籠に付	十四文
一 同	一籠に付	九文
一 菱	一拵に付	三文半
一 錦根	一拵に付	三文半
一 百合根	一籠に付	二文
一 零餘子	一本に付	五文半
一 茶	一本に付	六文
一 松木	一駄に付	廿六文
但松明可成松なり		
一 海素麵	一箇に付	三文半
一 干藻	一駄に付	十二文
一 辛子	一駄に付	十文
一 胡麻	一箇に付	大五文
一 蓮伏見出	一箇に付	小三文

市場并に取引所

- 一 運葉 五百拵にて 一拵に付 八文
- 但枚數増減有之は小廻し右に可準
- 一 美濃細干大根 大箇一駄に付四箇付 平均三文半
- 一 同干切干 一箇に付 八文
- 一 美濃梨 一拵に付 四文
- 一 尾張名古屋獨活 梨子籠四籠箱に付 廿一文
- 一 丹波栗 一俵に付 十文
- 一 同 一拵に付 五文
- 一 丹波酸醬 一拵に付 三文半
- 一 同 一籠に付 五文
- 一 同 網入 二ツに付 三文半
- 一 同 梨子 一樽に付 三文半
- 一 同 御所柿 一箇に付 八文
- 一 伊勢若布 一箇に付 四文
- 一 同 一箇に付 八文
- 一 伊勢干瓢 一箇に付 八文
- 一 道灘西瓜 十玉に付 八文
- 一 道灘里芋 一俵に付 五文
- 一 同 タンゴ入 一荷に付 三文
- 一 同 四斗樽入 五文
- 一 同 小キ

同 フゴ入

右は荷主より四斗に何バイ入と申來に付或は二ハイ入のフゴならば四斗樽二樽の小廻しなり  
 都てフゴ入は大小共右に準て小廻し賃相渡可申荷主手船にて直に可被來也高水の節手船直下  
 りの分水増なし若手船より茶船へ積遣候は水増有

- 小フゴ小桶の類 見合
- 一 淀 大新度入 一籠に付 四文半
- 一 下津 中新度入 一籠に付 四文
- 一 同 カワゴ入 一組に付 二文
- 一 同 同 錢サゴ新度入但シ新度大小平均 一籠に付 三文半
- 一 同 丸カゴ入 十籠 十二文
- 一 同 三島江唐崎出 一駄に付 三十文
- 此粟は凡能勢郡より出候分の積なり
- 一 前島、三島江、唐崎出菜物類 池田カゴ入一籠に付 四文
- 一 獨活 三島江、唐崎出 其外諸品 タンヘー入一籠に付 三文半
- 一 北山口 午芽 一駄に付 十文
- 一 箱 飯器 竹ニテ推タメシイシナ 新度入一籠に付 五文半
- 一 一滴露子 一俵に付 六文
- 一 芋柄 一束に付 六文
- 一 神崎川廣芝出 其外諸品 池田カゴ入一カゴに付 四文

市場并に取引所

一 笹の葉 一箇に付  
 一 紀州口密柑 一籠に付 二文  
 一 アキ籠類 一荷に付 六文  
 一 惣體筒物 六文  
 一 惣體筒物 三文半  
 但しミカン籠は半なり三籠は一拵半の定なり  
 一 米穀類 一石に付 二十六文  
 一 薪柴 一駄に付 二十六文  
 一 板木類四間 一駄に付 二十六文  
 一 門竹  
 一 大和川筋河州喜志出 餅米 一駄に付 四分五厘  
 一 河州石川口 餅米 一駄に付 四分五厘  
 一 大和川筋河州魚梁井國分出 餅米 一駄に付 四分五厘  
 右は急荷物に付聊滞無之様別てハシリ物并損し物等は別船にて急着致候様取計可有之候事  
 一 雨天の節は荷物へ笠を掛濡不申様取計可有之候事  
 一 干水の節はタトへ積方究有之候とも随分軽く積幾船にも積分け市の間合候様取計可有之候事  
 一 高水の節是迄の通荷物着後水増可致尤増人差添可申且亦風雨の節は別て増人可罷差添若し荷主上乘致被來候とも水増荷主へ直相對被致候間敷候  
 一 元船市場へ直に直船致候共其間屋々々の荷物取分け早速其濱着致候様取計可有之候事

一 近年市場所へ抜荷物有之候間紛敷荷物有之候は行先名所等三ッ頭より急々此方へ可被申越候  
 抜ケ荷物の義に付事に寄り互に申合訴にも相及可申候事  
 一 市例留の節若し元船及延引候敷自然夜に入候義有之亦は風雨強く候とも無滞急着致候様取計可有之候事  
 一 例留後荷物來候は送狀此方年行司へ差出し右荷物は年行司より指圖可致候事  
 右之通萬端庵末無之様其許仲間若き衆并日雇の衆に至る迄兼て申付置可有之此外諸事先達其許方より取置候印形の通聊相違有之間敷候  
 右は已の歳年行司池田屋半右衛門殿仲間相談の上相極め被置候所死去被致候付此度拙子再正の上相認與上荷茶船方へ者也  
 寛政十一年己未正月

市場年行司  
 明石屋宗五郎印

上口拾五濱

上荷茶船惣代中  
 青物商

尼ヶ崎屋新兵衛

此の如く制定して市場年行司明石屋宗五郎より上荷茶船方へ交付せり。  
 翌寛政十二年西成郡北野村外二十五ヶ村の農民相結び市内各所に市場類似の立賣を爲して停止せらるゝや農民大いに苦しみ天満市場の間屋年行司に交渉するに市場標杭内に立賣場設置を以つて

市場并に取引所

し河内町一丁目東角より東へ龍田町西角迄の間を立賣場所と爲し町奉行所の許可を得たり。農民は因りて爾後市内に於いて市場類の營業を爲さざるを誓ひ證書を納れて其の業を營り。文化二年十一月三郷及び接近諸村の菜蔬直賣買を禁止する違ありき。後天保四年に至りて文化以後の禁制漸廢れ市の内外所在市立同様の商業を爲し盛に直賣買行はれて天滿市場の盛衰に關する少からざるを以つて同年二月二日各問屋年行司より其の禁止方を奉行所に請ひき。

御訴訟

天滿青物市場問屋年行司

魚屋 喜兵衛

同 月行司

茶屋 六兵衛

同 仲買年行司

池田屋 三郎兵衛

同 月行司

紀伊國屋 九兵衛

一御公儀様御慈悲ヲ以テ往古ヨリ諸青物類市立場所御免許被爲成置候處明和九年問屋仲買株御免被爲成下彌以而安倍之渡世仕り冥加至極難有奉存候然ル處諸國近國ヨリ市場へ參着之青物類進々相減シ問屋仲買トモ甚不商内ニテ段々困窮仕候ニ付天明之卯年三郷へ直賣買致間敷御觸渡之義奉願上候其後右御觸通リ忘却仕候哉市場參着之諸代呂物船宿等取扱或ハ直賣買等數多出來仕候ニ付寛政十二年再度御觸渡之義奉願上候處是又御慈悲ヲ以テ御開届被

爲成下重々難有仕合ニ奉存候然ニ町續端々之者共三郷之近在村々ニテハ不苦ト心得候哉町續在々商人共寄合諸國ヨリ市場へ參着之荷物ヲ直賣買仕リ村端レ辻合又ハ氏神之地面ニテ市立同様賣捌候ニ付文化二巳年十一月再三郷觸渡之義奉願上候處御開濟之上三郷町々並ニ村々迄御觸渡被成下御慈悲ヲ以テ市場賑々敷相成一同難有奉存候然ル處年曆相立候ニ付右御觸通リ不相辨者御座候哉此節専ラ市場へ參着之諸代呂物船宿等取扱又ハ先年之通リ町續在々ニテ商人共寄集リ市場參着ノ荷物直買仕リ村端レ辻合ニテ市立同様賣捌キ罷在候故町續村々之義ハ細作第一之場所ニテ青物渡世之者多ク段々直賣買致増長追々市場一統衰微仕問屋仲買共三步通リ相減シ一入歎ケ敷奉存候尤右諸町續端々ニテモ市立同様直賣買等仕候得者奉願上早速御差止被爲成下候得共一々奉願候義至テ恐入候ニ付何共及再應恐入候得共文化二巳年御觸渡被成下候通三郷町中別ニ町續キ村々ニテ諸青物類市場外ニテ市立同様立賣買直買相立市場一同安堵之渡世相續仕冥加至極廣大之御慈悲難有仕合奉存候以上  
天保四巳年二月十六日

天滿青物市場問屋年行司

魚屋 喜兵衛

同 月行司

茶屋 六兵衛

同 仲買年行司

池田屋 三郎兵衛

同 月行司

市場并に取引所

御町奉行様

斯の如く舊來の關係を述べて訴願せしに、奉行また之れを納れ三月に至りて左之觸違ありき。

一天滿青物市場へ在方ヨリ差出候諸青物類町方船宿又ハ商人共致直買八百屋小店等へ直買致シ或ハ在々出口へ商人共出迎途中ニ於テ買取リ門先濱先等ニテ賣捌候者有之市場問屋仲買共商賣之差支ニ相成難儀之旨願出候天滿青物市場之儀ハ先年ヨリ差免置候場所ニテ於外々右體之義ハ致間敷事ニ候間自然紛敷致方於有之者吟味之上其品ニ寄答メヲモ申付候條心得違無之様可致候右之通天明三卯四月寛政十二申三月文化二巳十二月相觸置候處近來忘却致シ市場へ差出ヌ諸青物類直買直賣等致シ候ニ付市場及衰微候段願出聞届候條猶又申渡シ候間彌前書觸書之趣相守以來右様之義有之ニ於テハ急度可及沙汰候也  
右之趣三郷町中末々迄不洩様可觸知モノ也

己三月

備前

伊勢

株制と爲りてより保護の周到なる此の如く、爲に市場は利益を壟斷して繁榮を致し安永年間是最の盛大を極めし時代にして、當時の謠に當市場の薩摩芋一品と雜喉場一ヶ年の賣上金と同額なりと云ひき、實に市場の盛時を語らば明和の末年より天保年中に至る七十年間に在るべく、當時の間屋仲買は其の數百二十戸に上りき。

然れども降りて天保十三年老中水野越前守の意見に依りて全國株制を解かれ、當市場また此の命あ

りて取引は各自の自由となり、仲買小賣の別なく市場に入りて直ちに荷主と賣買を爲すに至りしを以つて、奸商此の機に乗じて不熟の果物腐敗の菜蔬を販賣し、又は不正の量衡を用ひて良民を欺き、而して従來の間屋仲買人等は舊習を遵守し明和年中に確定したる申合公式法に依りて同業者を取締れども、市場の名聲は全く地に零ちてまた昔日の如くならず、紊亂の波濤は滔々襲ひ來たりて同業者中自然私利に眩惑する者輩出し、競賣は強賣となりて價格の標準を失し、倒産するもの續々出で、終に問屋二十名仲買八十名に減じ、市場の荒涼を極めたる此の時より甚しかりしは無し。  
然して後數年嘉永四年三月に至りて株制舊に復せられ、出願の上許可せられて二たび問屋仲買小賣三商の各結合を見るに至り、商勢稍挽回するを得しが、而も數年來の積習は俄に一洗する能はず、商品なほ各地に散じて直買買を爲すの狀態なりき、是に於いて、當市場より町奉行所に願ふに是等市場外の市場同様の商業を營む者の取締方を以つてし、奉行所の其の違反者氏名取調を命ずるや即上申し、彼等は召喚せられ、不法を説諭せられて皆當市場の間屋仲買仲間に加えしめられ、問屋は三十餘名、仲買は百名以上になれり、尋いで攝河泉播の各郡村へ布達ありて蔬果の直買買を禁じ、悉市場に搬出して賣買せしめらる。此の時、二名の違反者あり、數日手鎖の上資力限の處分を受けき、是に於いて市場の規律舊に復し、天保十三年以降の光景おのづから一變せり。而して後安政四年二たび株制を解かるゝに及びて奸商市場に入り、市場の規律を紊して衰兆を現はし、が翌五年四月直買買廢業の令あり、ついで六年更に直買買嚴禁の警告あり、時に小賣商八百重八百文通稱禁を犯し、問屋仲買の手を経ずして直買を爲し、與力内山彦次郎の糺彈に依り、缺所の上居所追放を命せられき。實に天明三年より茲に至りて七十有餘年、屢禁して屢犯者を出だし、恰飯上の蒼蠅も管ならざりし直買買も今は全く跡を絶ち、時に多少の餘弊を存じ、市場の名義に依り各地より蔬菜を市場に搬輸し、時價に拘らず販賣し

て市場の規律を紊すもの無きにあらざりしが、市場は舊習を遵守してよく之れを制し甚しき紊亂を來たさずして維新の交に至れり。維新の後、株制解放せられ、問屋仲買の商業鑑札を下付せられ、仲間名簿を備へ、且、市場取締を置きて市場の繁榮を謀れり。然れども株制解放を僥倖として一己の私利を圖るの輩固より少なからざりき。

大阪府既に商業政策に就き孜孜として奮策する處あり、明治七年に至りて市場問屋仲買の舊記商業手續規約及び名簿等を提出せしめ、尋いで總區長の調査を経て組合申合規則を編製し其の允可を與へ、且、商業鑑札を下付せり。今其の願書及び規則を示せば左の如し。

青物問屋ノ者申合

商法組合相定申度御願

一 昨年一般ノ商業株仲間御廢止ニ相成束縛ノ舊習被解放候義ハ全ク府下諸商業銘々ノ自由ニ任セ他ノ業體ヲ不妨公平至當ニ基キ勝手ノ營業仕候様厚御趣意ニ候處奸商ハ解放ヲ幸トシ種々奸計詐術ヲ以テ聊ノ財産無之者外來商客ノ土地、不案内ヲ見込種々謀言ヲ搆多數ノ荷物ヲ引受ケ終ニハ無數ノ難澁相讓候族有之此儘相過候而ハ御府下ノ衰微眼前ノ事ニ付今般同業中一統衆議ヲ遂ケ第一信義ヲ元トシ他人ノ難澁ヲ生セス公平至當ノ商法ヲ取組商業盛大ニ相成候様仕度奉存候ニ付別紙之通規則相立入札公撰ハ上取締ヲ定不正ノ商業仕間敷且御府廳ヨリ御達ノ御趣意ニ基キ他人ノ業體ヲ妨ケ束縛ノ所業等仕候ハ、屹度御察當ヲ蒙リ可申候此段御届旁申上候間宜敷御保護奉願上候以上

天滿青物市場問屋總代  
北大組第四區壺屋町一丁目

明治七年二月十二日

三 木 喜 兵 衛  
同 第六區市之町  
池 田 新 兵 衛  
同長戸長  
三 浦 市 兵 衛

大阪府權知事渡邊昇殿

又、市場仲買總代北大組第四區河内町一丁目岡三郎兵衛同第六區市之町山田吉兵衛同區同町山中嘉兵衛等、同日問屋と同旨意の出願をなせり。其の組合申合規則は左の如し。

組合申合規則

- 一 今般商業相定候義ハ從前ノ株仲間御廢止ニ相成惡弊一洗ノ目途屹度不相定候而ハ不相濟次第ニ付新規營業ノ者有之節ハ速ニ無異儀加入爲致加入金振無料杯出金爲致候儀ハ決シテ不相成總テ舊習ニ泥ミ候所業直ニ相戒メ時々御達相成候趣堅相守可申事
- 一 青物果物等木ノ子其他諸國ヨリ登リ込候諸物品入廻リ候節ハ相場ノ機會ヲ不失正路ノ市賣可致ハ勿論兼テ問屋商業ノ者申合互ニ其身分ニ應シ荷主先金貸渡追々物品潤澤ニ入廻リ土地繁昌ニ相成候様可心掛一己ノ利益ニ迷ヒ不實ノ所業致候者ハ組合衆議ノ上至當ノ違約金可爲差出候事
- 一 物品腐敗又ハ不潔ニシテ人害ニ可相成品ハ一切取扱申間敷候事
- 一 市場所外ニテ市立賣買一切致間敷候事
- 一 國々別ニ市在トモ代價不拂又ハ不實ノ所業候者有之節ハ組合中へ相通シ示談中取引相見合可

市場并に取引所

申若一己ノ利欲ニ迷ヒ密ニ賣買致候哉不實ノ所業致シ候者有之候ハ、至當ノ違約金可差出事  
 一 諸國市在ヨリ積登リ候品物上下有之間屋敷軒へ割荷ニ相成仕切直段格別高下有之候テハ國方  
 荷主氣受ニ差響候ニ付日々同業別荷主等立會品物上下取調へ相當ノ直段取極可申若シ荷主ノ  
 頼ニ任セ不當ノ仕切書等相認メ有名無實ヲ以テ業體ヲ妨ケ候義杯堅ク致間敷候事  
 一 諸國別ニ在々へ荷主廻リト唱へ問屋業ノ者取引先へ罷越他ノ同業ノ所業種々非謗シ荷主ニ疑  
 惑ヲ爲致候者或ハ當地ニ無之飛直段申遣ハシ狼リニ荷物糶取リ致シ俄ニ直段下落ヲ申立荷主  
 ノ迷惑ニ及候義折々有之趣自然同業互ニ衰微ヲ生シ候而已ナラス土地不繁昌ノ基ニ付右等ノ  
 所業堅致間敷事

一 同業中ノ内ヨリ仕入金先貸渡シ有之荷物到着ノ節船頭又ハ荷持仲任等馴合送り狀名當等ヲ書  
 改メ賣買致候者有之節ハ荷主ハ格別當人ノ義ハ衆議ノ上先金貸主へ貸金高辨納爲致至當ノ  
 違約金爲會出候事  
 一 同業手代賣手雇人ニ至ル迄組合ノ内ニテ不都合有リ無據段差出シ候者同業中ニ雇入候節ハ其  
 先雇主承知ノ上ナラテハ雇入決テ不相成候事  
 一 物品ニ目方爲相増不相當ノ繩籠或ハ籠等ニ至迄不正ノ所業堅致間敷候事  
 一 組合外ニ積登リ候荷物荷主ヨリ頼談ノ上不正ノ荷物ニ無之候ハ、市場積廻シ市賣致シ荷主ノ  
 迷惑ニ不相成様取計可申候事  
 一 組合諸事取締トシテ公撰入札ヲ以テ取締人二名相立置一箇年限リ交代可致事  
 但、毎年十二月後役ノ者入札差出候事  
 一 取締ノ義ハ組合ノ爲筋ヲ以テ取定候義ニ付役料ケ間敷義一切請中間敷候事

一 組合ノ内不時ノ損失又ハ不拂等有之示談不行届節ハ取締ノ者へ申出可相成丈官裁ヲ煩ハサス  
 様取計萬一難得其意次第ニモ立至リ候ハ、總區長懇談ニ及俱ニ心配致雙方共商業取績ノ手段  
 可致候事  
 一 規則相背候者有之節ハ取締迄申出衆議ノ上輕重ニ依リ至當ノ違約金可取立犯則之件々相重リ  
 組合相外シ候程ノ事件有之節ハ總區長へ申出可請差圖候事  
 附違約金ノ儀ハ其儘積置半年毎ニ總區長へ申達シ檢印請置可申事  
 一 組合加入又ハ轉宅休商致シ候節ハ其時々届出名前帳張換可申事  
 一 組合入費半年毎ニ計算明細書總區長へ差出檢印請取集可申事  
 右之通組合規則相立候ハ全ク銘々互ニ約束ヲ以テ事ヲ正路ニ取計可相成丈官裁ヲ煩サス諸事下  
 方ニ於テ協和ヲ旨トシ商業盛大ニスルノ意ヲ互ニ守ル事ニ付一切違背致間敷依之連印ヲ以テ御  
 府廳へ御届其保護ヲ希モノ也  
 明治七年二月十二日

銘々連印

斯の如くにして市場の規律は成立せしが市場の公益を念頭に置かず私利のため往々規律を紊す奸  
 商なきに非ざりき然れども之れを禁遏するの制裁なきを以つて往々明治十二年に至りしに同年當  
 大阪府は天第百八十一號を以つて各商業者に取締人を撰定すべき旨を達し彼等は今宮六兵衛佐藤  
 治兵衛三浦市兵衛の三名を擧ぐ偶々大阪商法會議所の設立あり各商より議員を撰舉して會議所の  
 議員と爲し府下商工業の利害得失を議し其の發達を圖らんとし各商の規則を議定せり是に於いて  
 同時に大阪府廳は各商工業の商則取調方を委任し市場問屋は仲間規則を設け商法會議所の公議と

市場并に取引所

經て府廳の許可を得たり。

青物市場仲間規則

第一章 仲間一般規則

- 第一條 此ニ同盟結合スル青物商タルヤ其間屋業ハ諸國ヨリ産出スル所ノ青物果物等其并ニ青物ニ附屬シテ賣捌キ來レル生干類當地へ送り來レル物品ヲ悉皆引受ケ同盟仲間買入へ市立直組ヲ以テ賣捌キヲ爲スヲ業トス而シテ若シ仲買ノ直組ニ於テ不引合ノ物品ハ各地方へ積送り賣捌クモアルヘシ
- 但シ柑類ハ従前ノ仕來リニ隨ヒ各地方へ積送ルモ間屋適宜タルヘシ
- 第二條 同盟仲間タル者ハ協議ノ上至當ノ等級ヲ區別シ營業鑑札ヲ受ヘクシ
- 第三條 同盟仲間互ノ投票ヲ以テ取締三名ヲ撰舉スヘシ而シテ取締互ノ投票ヲ以テ其取締ノ内ヨリ總代一名副總代一名ヲ撰舉スヘシ
- 第四條 同盟仲間中衆議ノ場所ハ北區壺屋町一丁目一番地ニ設ケ之レヲ青物問屋商仲間集會所ト稱スヘシ
- 第五條 同盟仲間ノ代替リ轉任新加入休止業其他商業上ノ事ニ關シ官府へ差出ス諸願伺届等ノ文書ハ第二條ニ定ムル所ノ手續ニ隨ヒ必ス總代或ハ副總代ヲ經由スルモノトス
- 第六條 同盟仲間ニ於テ日々取扱フ所ノ物貨ノ數ヲ一箇月毎ニ取纏メ且其相場ヲ平均シ翌月五日迄ニ總代副總代ニ報告スヘシ
- 第七條 營業鑑札願受ノ書面ハ其本人正則ヲ確守シ營業ヲ爲スモノニシテ等級ニ於テモ不相當無キヲ證スル取締ノ證印ヲ受ケ其所ノ戸長ノ與印ヲ受ケ出願スヘシ

第八條 他ノ商業ヲ兼業スルモノハ前書願書中何々兼業ノ旨ヲ記載シ本業取締及ヒ兼業取締ノ證印ヲ請ルモノトス

第九條 營業鑑札ハ各貴重ニ保持シ別ニ標札ヲ製シ營業ノ名目ヲ記載シ取締ノ檢印ヲ受之レヲ店頭ニ掲ケシムヘシ

但シ營業鑑札ハ本業ハ堅一尺五寸巾五寸兼業堅一尺巾三寸五分ニシテ檜板ヲ用ユルモノトス

第十條 同盟仲間タルモノハ世上ノ信用ヲ厚フセン爲メ且規則ヲ確守履行スルノ證トシテ信認金ト稱シ左ノ積金ヲ爲スヘシ

- 第一等 金五百圓
- 第二等 金四百圓
- 第三等 金叁百圓
- 第四等 金貳百圓
- 第五等 金壹百圓

第十一條 信認金ノ額數ハ前條ノ如シト雖モ仲間中ノ會議ニ於テ一人ノ權利ヲ得ルノ信認金ハ百圓ト定メ而シテ是ヨリ多額ヲ積者ハ議事ヲ決スルノトキ其說ノ多寡ヲ數フルニ臨ミ其信認金ノ多額ナルニ應シ一人ニシテ二人或ハ三人ノ權利ヲ有スルモノトスル等ハ第三章ナル議事章程ニ定ル所ニ隨フヘシ

第十二條 信認金ハ公債證書ニ換ヘ仲間ノ便宜ニ依リ之レヲ府廳又ハ確實ナル信用スル國立銀行ニ預ケ從毎年下附ノ公利ハ各出金主へ其高ニ應シ割渡スモノトス



第十三條 主業アリテ其主業ニ於テ既ニ信認金ヲ積モノ當仲間へ加入シテ同業ヲ兼業センコトヲ乞フ時ハ其主業ニ於テ積ム所ノ信認金ノ高ニ適當ナル等級ヲ以テ加入セシムヘシ而シテ議事ノ中ニ當リテ權限ヲ論スルモ主義ニ就テ積メル處ノ信認金額ヲ以テ之レヲ定ムヘシ

第十四條 同盟仲間ニ於テハ一名ノ營業鑑札ヲ以テ支店或ハ出店ト唱ヘ別戸分店スルヲ禁ス若シ二三男或ハ雇人ヲシテ分店セシメ同業ヲ營マントスル者ハ仲間中ノ投票ヲ以其等級ノ信認金ヲ積立ル等總テ他人ノ新ニ加入スルニ等シキ手數ヲ盡シ同盟仲間中ノ一人トナルヘシ

第十五條 此規則ニ隨フテ同盟仲間タラント欲スルモノハ何人(外國人)ヲ不問加入セシムヘシ又縱令從來同業ヲ營ム者ト雖モ當仲間へ加入ヲ欲セサルモノハ強テ之レヲ加入セシメサルヘシ

第十六條 同盟問屋ヨリ仲買ヘ市立或ハ直組ヲ以テ賣買スルノ場所ハ北區天神橋北詰ヨリ東ヘ龍田町西角迄免許青物市場傍示杭ノ内ニ限ルヘシ而シテ場所外ニ於テ賣買爲スヘカラス但シ天滿市場ノ外ニ從來府廳ノ許可ヲ得市場稅ヲ納メ來レル場所ハ從前ノ通りタルヘシ尤同盟仲間ノ内自己ノ都合ヲ以テ新規ニ市場ヲ願ヒ或ハ市場ニ紛敷賣買スルコトヲ嚴禁ス

第十七條 同盟仲間へ加入スル問屋ハ必ス十六條ニ掲クル傍示杭内へ移住スヘシ若シ移住シ難キ哉或ハ移住スル場所無キトキハ支店或ハ借家ヲ求メ市場内ニ於テ賣買ヲ爲スヘシ

第十八條 同盟仲間ニ於テ小賣商人及素人へ直賣ヲ爲スヘカラス但シ同盟問屋ニ於テ仲間ヲ兼業爲スヘカラス

第十九條 不熟腐敗ノ物品ハ衛生上妨害タルヲ以テ堅ク嚴禁ス

第二十條 問屋ヨリ荷主へ仕切勘定ハ即金拂ヒタルヘシ若シ此規則ニ背戾スルモノハ違則ノ最重キモノトシテ總代副總代ニ於テ嚴ニ之レヲ處分スヘシ

但シ雙方相對ヲ以テ延賣買ヲ爲スハ此限ニアラス

第二十一條 問屋ヨリ仲買商へ物品賣渡シ代價ハ毎月一日十六日勘定タルヘシ若シ仲買商ニ於テ其拂方ヲ怠ル者アルトキハ其代價拂迄問屋中ニ於テ其仲買人ノ取引止メノ揭示ヲ爲スヘシ

第二十二條 市場免許賦金トシテ仕切金ノ二百分ノ一ヲ納ムルノ成規ニ付市場問屋ノ帳簿ハ總代副總代及ヒ取締ヨリ嚴重ニ調査スヘシ

第二十三條 同盟仲間中廢業若クハ轉業等爲ストキハ總代へ申出總代ハ之ヲ仲間一同へ通知シテ差支無ニ於テハ信認金ヲ差戻シ仲間ヲ除名スヘシ

第二十四條 同盟仲間中雇人商業上ニ於テ若不都合ノコトアリテ暇ヲ出ストキハ必ス其趣意ヲ仲間中へ廣告スヘシ而シテ其者ハ仲間中ニ於テ互ニ雇入ルコトヲ禁ス又新規仲間ニ加入センコトヲ乞フ者ハ必ス之レヲ拒ムヘシ

但シ事柄輕クシテ舊雇主ニ於テ差支ナシトスルノ證アラハ之レヲ雇入ルハモ妨ナシ尤舊雇主ニ於テ差支ヲ唱フル者ト雖モ其趣意私怨或ハ偏頗ニ出テ仲間中ニ於テ之ヲ不都合ト認ムルトキハ仲間中ノ協議ヲ以テ雇入レ或ハ加入セシムルコトモアルヘシ

第二十五條 秤量ヲ以テ賣買スル物品ニ於テハ其量目ニ就キ姦ヲ爲ス者ハ輕重ニ依ラス仲間中ヨリ其筋へ訴フヘシ

第二十六條 同盟仲間中規則ニ背キタル者アルトキハ速ニ封書シテ以テ其事由ヲ總代副總代之内へ申告スヘシ

第二十七條 同盟仲間中ニ於テ不正ノ所業爲ス者アルトキハ懇切ニ説諭ヲ加ヘ改心セシムヘシ

市場并に取引所

而シテ尙是ヲ用ヒス其行跡彌々著シキトキハ速ニ總代副總代前條ノ手續ヲ以テ申告スヘシ  
 第二十八條 凡同盟仲間一般ノ信用ヲ害スヘキ不信義ノ所業ヲ爲ス者アルトキハ衆議ノ上其事  
 柄ノ輕重ニ應シ相當ノ過怠金ヲ出サシメ後來ヲ戒ムヘシ而シテ其金額ハ三十圓ヨリ少カラス  
 三百圓ヨリ多カルヘカラス又其最重キハ信認金ヲ没入シ仲間ヲ除名シ仲間中之ト取引ヲ成ス  
 ヘカラス

但シ之レカ(處置ハ)仲間中ノ議事細則ニ依リ決定ス

第二十九條 主業アリテ當仲間へ加入シ同業兼營ムモノ若シ當仲間ノ規則ニ背キ信認金ヲ没ス  
 ル等ノコト有ルトキハ其主業ノ信認金ヲ没入スヘキ旨ヲ兼テ其仲間へ約定シ置ヘシ又主義ニ  
 於テ犯則ノコトアリ信認金ヲ没入セラレタルトキハ當仲間ニ新ニ同額ノ信認金ヲ積マシムヘ  
 シ而シテ其信認金ヲ積マサル間ハ仲間中之レト取引ヲ見合スヘシ

第三十條 同盟仲間中毎月一回ノ定式會ヲ開キ商業上ノ隆盛ヲ謀リ或ハ仲間中ノ違則者ノ處分  
 等ノコトヲ議スヘシ

第二章 仲買役員事務章程

第一節 總代副總代及取締職務

第三十一條 同盟仲間ニ於テ撰舉セラレタル總代ハ仲間中一般ノ事務ヲ總理スヘシ副總代ハ總  
 代ノ職務ヲ助ケ總代病氣其他事故アリテ欠勤スルトキハ之レカ代理ヲ爲スヘシ取締ハ總代及  
 副總代ニ屬シ一切ノ事務ヲ調理スヘシ

第三十二條 總代副總代取締ノ在職年限ハ何レモ一箇年ト定ム而シテ其滿期或ハ欠員アルトキ  
 後任者撰舉ノ方法モ都テ仲間中一般ノ投票ニ依ルヘシ又投票ニ於テ從來ノ役員ヲ指ス者多キ

トキハ引續キ其職ニ就シムルコトヲ得ヘシ

但シ役員在職中年限同期テルトキハ事務ノ引繼ヲ爲スニ差支アルヲ以テ初年ハ其中一名ニ  
 箇年半在職スルモノトス

第三十三條 總代副總代及取締ハ常ニ仲間一般ノ爲メ營業上ニ利便ヲ致サンコトヲ注意シ而テ  
 縱令小事ト雖モ仲間規則或ハ申合等ヲ變更新設スルニハ此章程ニ於テ專行ヲ許スノ外必ス仲  
 間一同協議ノ上施行スヘシ若シ此規定ニ背トキハ一切其効無キモノトス

第三十四條 仲間中各自營業上ノ取極メ等ハ總代副總代ニ於テ仲間一般ノ協議ヲ採リ之ヲ定ム  
 ヘシ然リト雖モ之レヲ實施スルハ必ス商法會議所ノ公議ヲ經ルモノトス

第三十五條 同業ノ開業ハ取締ノ與印ヲ以テ出願許可ヲ得ルモノトス  
 但シ其住居地戸長ノ與印ヲ要スルハ勿論ナリトス

第三十六條 同業ヲ出願スル者ハ仲間中申合規則ヲ守ル者ト守ラサル者トノ別ヲ以テ其取扱ヲ  
 異ニスルモノトス

第三十七條 仲間中申合規則ヲ守リテ開業ヲ出願スルモノハ異議ナク與印ヲ爲シ許可ヲ得タル  
 上ハ之カ人名ヲ仲間中ニ廣告スヘシ

第三十八條 仲間中ノ申合ヲ守ラス一己ノ營業ヲ欲スル爲メ開業ヲ出願スルモノハ仲間ノ申合  
 規則ヲ以テ其利害ノ有ル所ヲ厚ク説諭スヘシ若シ其利害ヲ辨セス一己ノ營業ヲセントスル者  
 ハ意旨ヲ記シテ總代へ申出總代ハ之レヲ仲間中ニ協議シ其決議ヲ經テ之ヲ取扱モノトス

第三十九條 同盟仲間中連名簿ヲ調製シ開業ノ人名ヲ簿中ニ記載シ轉住名前換等ハ張紙ヲ以テ  
 之ヲ更正スヘシ

但シ此簿冊ハ目下區役所へ差出スノ制定之レ無キヲ以テ取締ニ於テ之ヲ保存スルニ止マルモノトス

第四十條 同盟仲間中止業ヲ爲ス者ハ其手續ヲ經シ後連名簿中ナル其人名ヲ朱ヲ以テ消滅スヘシ而シテ何年何月止業又事故アラハ其概畧ヲ記スヘシ

第四十一條 仲間中止業ノ者ハ一箇月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ月番總代副總代ニ申告スヘシ總代副總代ハ又之ヲ仲間へ廣告スヘシ

第四十二條 總代副總代ハ同盟仲間ニ違約者有テ之ヲ報告スル封書ノ出タルトキハ尙實際ヲ探索シ之レヲ仲間中ノ會議ニ附シ第一章ノ第廿八條ニ定ムル所ニ依リ其處置ヲ爲スヘシ而シテ其犯則者ヲ申告セシ者ノ姓名ハ總代副總代ノ外ハ決シテ洩スヘカラス

但シ事柄ノ重キカ或ハ其事ノ決シ難ハ商法會議所ノ公議ヲ經テ總代副總代之ヲ處置スヘシ  
第四十三條 總代副總代ハ仲間タル者ノ積立タル信認金ヲ本規則ニ於テ定ル所ノ方法ニ依リ之ヲ保存シ又集會所諸費ハ常ニ節儉ヲ主トシ遣拂ヲ明細ニ記載シ月々一覽表ヲ作り仲間へ報告スヘシ

第四十四條 同盟仲間タル者ヨリ反則ニ依リ没入スル信認金及過怠金等ハ仲間集會所費用金ニ差加ヘシ其計算ハ集會所費用ノ張簿ニ事由ヲ記シ是又遣拂ヲ明瞭ナラシムヘシ

第四十五條 同盟仲間集會所ノ帳簿ハ仲間中ノ者ニシテ請求スルトキハ何時ニテモ之ヲ一覽セシムヘシ

第四十六條 總代副總代ハ官府ノ命令或ハ商法會議所ノ請求ニヨリ商況ヲ調査スル爲メ或ハ其仲間中ニ關スヘシ利害ノアル等ノコトニ因リ若クハ此ノ他ト雖モ規則ニ依リテ定ムル所ノ職

務ヲ執リ行ニ就キ必ス面議ヲ要スルトキハ其仲間タル者ニ集會所へ出頭スルコトヲ求め得ヘシ

第二節 總代副總代取締職務上規則

第四十七條 總代副總代及取締タルモノ執行ニ本規則ニ於テ定ル所ニ隨ヒ決テ權力ヲ促ニシ抑壓ヲ旨トスルハ勿論私意ヲ挾ミ偏頗ノ所爲アルヘカラス若違背スルトキハ直ニ其職務ヲ止メ其事柄ニ依リ第一章ノ第廿八條ニ定ル所ニ準シ過怠金ヲ出サシムル等ノ處置ヲ爲スコトモアルヘシ其處置ヲ爲スニハ其反則シタル者ヲ除キ他ノ役員ニ事由ヲ述仲間一統協議ヲ遂ク臨時會議ヲ開ンコトヲ求メ其上衆議ノ決スル所ニ隨フモノトス然モ此手續ニ及ハ同盟仲間十分ノ三以上ノ請求ニアラサレハ臨時會ヲ開クコトヲ得ス

第四十八條 役員何レモ皆犯則セリト認ムルトキハ同盟仲間一統協議ノ上尙之レヲ商法會議所ノ公議ニ付シ其決スル處ヲ以テ處置スルモノトス

第四十九條 總代副總代及取締ト雖モ其營業上ニ關スル反則等ハ總テ仲間一般ノ者ト同フスヘシ

第三章 同盟仲間議事章程

第一節 會議ノ成立及其人員

第五十條 本會議ハ信認金ノ等級ヲ論セス同盟仲間一般ヨリ成リ立モノトス

第五十一條 會議ノ長ハ仲間中ノ總代其副長ハ即副總代ヲ以テ之レニ任スヘシ又理事ハ取締ヲ以テスヘシ

第二節 會議ノ目的及開議ノ定期

市場并に取引所

第五十二條 本會議ニ於テ議事ニ付スル處ハ専ラ營業上ノ弊害ヲ除キ利便ヲ進ムル等仲間ノ利害得失ニ關係スルモノニ限ル其他ノ事件ヲ論議スルヲ得ス

第五十三條 會議ハ每一箇月ニ一次トシ六日ヲ以テ開場スルヲ常例トス又臨時會議ハ會長ノ考案ニ依ルカ又ハ仲間中三分ノ一以上ノ希望ニ依リテハ何時ニテモ之レヲ開クヲ得ヘシ臨時會議ハ遅クモ三日前何ノ議題ノ爲メ開議タルヲ通達シ其議題ニ限テ之ヲ論決シ他事ニ涉ルヘカラス

第三節 開議ノ手續

第五十四條 同盟仲間中ニ於テ營業上ノ利害得失ニ關シ見ル所アリテ之ヲ會議ニ附セントスルモノハ其大要ヲ簡畧ニ筆記シ直ニ會長ニ差出スヘシ

第五十五條 會長ハ仲間中ヨリ差出タル異見書ヲ以テ議案ト爲シ會議ヲ開カントスル日ヨリ三日前ニ仲間中ヘ回達シ其趣意ヲ知ラシムヘシ

第五十六條 仲間中ヨリ差出セル議案數通アルトキハ其受付セル順序ニ依リ之ヲ定メ會議ニ附ス

第四節 議場ノ規定

第五十七條 議場ノ着席ハ會長副會長ノ外ハ兼テ圍取リヲ以テ番號ヲ定メ其順序ニ依リ座席ニ着クヘシ

第五十八條 會議ノ議案ハ會長其大旨ヲ辯明シ且各議員ニ交附シテ趣意ヲ熟考セシメ不審ノ條アラハ其議案ヲ出セシ者ヘ規則ニ依リテ質問スヘシ

第五十九條 各議員議案ノ旨趣ヲ會得セシト會長ニ於テ見認ルトキハ是ヨリ一員ツ、審議ヲ初

ムヘシ而シテ其發言セントスル者ハ先起テ會長ト呼ヒ會長其番號ヲ以テ答フルヲ待ツ然後論議スヘシ論者二名以上同時ニ起ツ時ハ會長ノ答ヘタル番號ノ者ヨリ陳述スヘシ其人ノ論辯中ハ他ノ議員ハ黙聽シ議論ノ滿場ニ洞達セシムヘシ甲ノ論者乙ノ誤解セシト認ムルトキハ規則ニ依リ幾回論スルモ妨ケナシ

第六十條 甲議員乙議員ニ對シ詰問或ハ質問スルコトアルトキハ必ス會長ニ向イ之ヲ問ヒ乙又之ヲ會長ニ答フ元來議事ハ公平無私ヲ旨トシ平易ノ言葉ヲ以テ討論スヘシ若シ議事規則ニ悖ル者アラハ會長之ヲ糾シ再三之ヲ犯ス者ハ衆議ノ上退場セシムヘシ

第六十一條 議員議題ヲ誤解シ又ハ論意ヲ支離スルモノハ會長默セヨトノ語ヲ發シ之レヲ止ムヘシ尙論意ヲ左右止マサル者ハ會長ヨリ議場ヲ去ラシムルコトアルヘシ

第六十二條 議事ノ可否ヲ決スルハ同說ノ多キニ依ル若同說兩立シタルトキハ會長之ヲ決定ス可否ノ二端ハ會長起立ヲ命シ其數ヲ算シテ定ム其決議シタル文案ハ各議員調印領掌セシ旨ヲ表スルモノトス

第六十三條 議目ノ事柄ニ依リテ一日ノ會議ニテ其決ヲ取ルヘカラサルトキハ日々引續キ或ハ別ニ時日ヲ定メテ開議スヘシ

第五節 信認金ノ多額ナルニ依リ數說ヲ合セ有スル特別ノ權利

第六十四條 本條約規則ニ依リ第五等ノ信認金一百圓ノ額ヲ積ムモノハ則同盟仲間會議ノ議員一人タル分限ヲ得ルヲ以テ之ヲ定度トシ以上第一等ニ至ル迄信認金ノ多寡ニ因リ其說ヲ有スル權利ヲ分ツコト左ノ如シ

第五等ノ信認金百圓ヲ積者ハ一人一說ヲ有ス

第四等ノ信認金二百圓ヲ積者ハ一人ニ説ヲ有ス  
 第三等ノ信認金三百圓ヲ積者ハ一人ニ説ヲ有ス  
 第二等ノ信認金四百圓ヲ積者ハ一人ニ説ヲ有ス  
 第一等ノ信認金五百圓ヲ積者ハ一人ニ説ヲ有ス

第六十五條 第六十四條ノ如ク各議員ノ説ヲ有ス權利ヲ分テ以テ會議ノ可否ヲ決スルノトキ其同説ヲ數フルニハ各其權利ニ隨フヘシ營ヘハ會員十人ニシテ甲ノ説ニ同意スル者第五等ノ信認金ヲ積モノ五人アリ乙ノ説ニ可トスル者信認金二等ノ額ヲ積モノ三人第一等ノ額ヲ積モノ二人アリトスルトキハ其説甲ノ説皆一人一説ノ者ナレハ即五説ノ力ニ止マリ乙ノ説ハ一人四説ノ者ナレハ十二人ノ力アリ同ク五説ノ者二人併セテ二十二説ノ力ヲ有ス故ニ其可否ハ乙ノ説ニ歸スルノ類トス

第六節 會議雜則

第六十六條 議場ニ在テ己レカ説ヲ述討議ヲ爲ニ會長副會長ノ職務アルモノト雖モ一般ノ議員ニ同シカルヘシ故ニ其説ヲ有スル權利モ同信認金ノ高ニ應スヘシ又會長己カ説ヲ述ントスルトキハ會長ノ席ヲ離レ副會長ヲ以テ會長代理トスヘシ

第六十七條 會議ノ當日會長病氣其他事故アリテ出席爲サ、ルトキハ副會長之カ代理ト成ヘシ又議員同様ノ事故アリテ欠席スルトモ他人ヲ以テ代理トスルコトヲ免サス其議セント欲スル事件ハ仲間中ノ一人ニ委託シ置ヘシ一人ニシテ二人ノ委託ヲ受ヘカラス

第六十八條 定式及臨時トモ集會ノ爲メ會長副會長ヨリ仲間中へ出頭ヲ達スルトキハ其期限ニ遅延無ク出席スヘシ若シ事故アリテ出頭シ難キトキハ通達ヲ受タルトキ斷置ヘシ而テ其議事

ニ於テ決定シタル條件ハ決シテ異議ヲ唱フルヲ得ス必ス之ヲ確守履行スヘシ若シ集會決議ノ條件違奉セサル者ハ犯則ヲ以テ論スヘシ

第四章 總括

第六十九條 前數章ノ規則中若シ實際施行ノ上改正セント欲スルトキハ仲間中協議ヲ遂ケ仲買仲間トモ打合ノ上何時ニテモ改正増減スルコトヲ得ル尤必ス之レヲ商法會議所ノ公議ニ付シ同所ノ調印ヲ受ケ府廳へ上申シ許可ヲ得テ後施行スヘシ

右條々ノ規則ハ青物問屋同盟協議ノ上之ヲ議案トシテ商法會議所ノ公議決定ヲ得而シテ府廳ノ許可ヲ受ケ取極メタルモノナレハ仲間一般ニ於テ確守履行スルノ證トシテ此ニ各自姓名ヲ明記シ調印スルモノ也

明治十二年十月十五日

天滿青物市場問屋

銘々連印

斯くして實施するに及び市場は大いに盛況を呈し來たり然れども市場の規則としては繁雜浩澁に過ぎ舊來の慣習と衝突する處も少なからず隨ひて管理難を生じて身づから設けし規則に二たび苦しむに至りしかば種々妥協して更に問屋仲買及び一般小賣商の三商に恰當なる規則を設けんとせしが在舊日を経漸案を起し明治十六年に至りて各同業二千五百名は之れに記名捺印し且三商惣代を撰舉して之れを大阪商法會議所に提出せしめ其の公議を經んとせり然るに一般商業者のみな規約を編して提出せし時なりしを以つて商法會議所の混亂は名狀すべからず復在舊日を経て終に公議に上らざるに畫餅に屬せり是に於いて復活の道を圖らんとするに際し端なくも青物市場税金

賦課方法の事に付き問屋と仲買との間に葛藤を生じ紛々擾々の機に乗じて市街接近那村の菜蔬は市場の關門に入らずして到る處に販賣せられ、市場の輸入は自然その數を減じて稍寂寥の光景を呈するに至れり、因りて其の回復策として各地の荷主に向かひ金品を前貸して自然に入荷の潤澤を促ししが、運輸の便益々開くるを以つて荷主は之れを利用して有益の地に向かひて輸送するの傾向を生じ、預勢容易に復せず、苦心慘憺明治二十一年四月に至り初めて從來の規則を全廢して新たに青物市場申合規約と稱するものを編制せり、而して新規則は要するに青物市場内に於いて商業を營むものは問屋仲買を問はず一般之れを青物市場營業一人と見做し、等級に隨ひ市場税を徵收して之れを取締人より上納し、一方に諸方に散點する蔬菜果物を引受け市立又は直組を以つて購入して市場一般に取引し、且商人一同より議員及び取締を撰舉して各地荷主の信認を得、入荷を潤澤にして以つて市場の昌盛を圖るに在り、果して輸入は漸次増加して從來市場に見ざりし沖繩の箏枇杷、期瓜、長州産の夏蜜柑、徳島の鳴戸蜜柑、静岡の山葵、三河の生姜、甲斐の葡萄、東京の梨子、北海道の玉葱、唐林檎、其の他各國に産出する奇果珍蔬も之れを市場に見るに至りしのみならず、輸出の盛大を以つてし、中國筋、四國筋、九州、加越より北海道に及び、延いて海外諸國に輸出するものも亦少なからざりき、然れども自然の理數として弊をた其の間に生じ、株式解散以來の弊を知ると官府公發の規則なきとを僥倖とし、近傍那村の民の二たび自作の菜蔬を市場附近に於いて市内の小賣商人に直賣し、殆市場同様の商業を爲し、又市場營業人中にも私利のため又之れと相結托するありて、自然市場申合規約を無視し、遂には市場税を不納し、剩さへ市場内に營業を爲して其の税を脱するものあるに至れり、是に於いて之れが弊害矯正の途を立つるの必要起り、相議して明治廿六年三月天滿青物市場仲買規則と稱するものを起草し、理由書を添付して府廳の認可を出願せり。

天滿青物市場規則許可願ニ付理由書

當青物市場ノ義ハ明應ノ昔ニ起リ時々沿革アリト雖モ市場ハ連綿トシテ立續キ現今天神橋北詰ヨリ濱通り東龍田町迄傍示杭ヲ以テ經界ヲ定メ許可ヲ得テ賣買ヲ爲ス問屋仲買ト稱スルモノ皆經界中ニ業ヲ營ム他ノ商業トハ大ニ異ナリ故ニ市場ハ一致協和セサルヘカラス然レトモ去ル明治十二年ニ至リ問屋仲買トモ府廳ノ許可ヲ得テ規則ヲ取設ケ罷在候處其後市場賦課方法ノ義ニ付問屋仲買協議ノ上仲買限リノ申合ヲ以テ兩仲買併シ市場税一般ニ負擔シ上納仕來候處追々現今ニ至リ市場取締上大キニ紊亂シ殆ント底止スル所ヲ知ラサルニ至ル理由タルヤ嚮ニ許可ヲ得實施シアル規則ハ問屋仲買合併ノ爲メ自ラ無効ニ屬シ之レヲ檢束スルノ途ナキニヨリ茲ニ於テ種々協議ヲ遂ケ今般市場仲買員一同協議ノ上別冊天滿青物市場規則ナルモノヲ制定シ府廳ノ許可ヲ得テ從來取締上紊亂ノ回復ヲ計ラントス則別冊規約中第十二條ニ掲クル仲買員出金ニ對スル積立金ノ義ハ從來仲買員之内其雇人又ハ見習人等自儘ニ暇ヲ乞ヒ市場取引上ノ勝手覺知スルヲ僥倖トシ仲買新規加入ヲ爲シ無財產ニテ仲買員ト取引ヲ爲シ或ハ荷主ヘ甘言ヲ以テ荷物ヲ引込仕切代價ヲ不拂又ハ市場税滯納ノ儘失踪及廢止業等ヲ爲シ市場ニ大ナル妨害ヲ與フルコト尠カラズ剩ヘ破産ノ上市場横町及町續裏町等ニ於テ市場着ノ荷物ヲ引入レ或ハ出買シ種々ノ偽言ヲ以テ荷主ヲ惑シ輸入シ來レル物貨ヲ近傍ニ於テ諸商人ヘ販賣爲ス等ノ市場ニ損害ヲ醸スコト是全ク仲間加入ノ手輕キニ過キ弊害ヲ生スルノミナラス且ツ仲間ニ確實ナル規約ノ設ケナキニ原因ス依之市場營業人一同將來ノ繁榮致サンコトヲ希望シ今回別冊市場規則中第十二條ノ積立金及ヒ第二十條市場近傍云々ノ條項ヲ取設ケ之レ等ノ妨害ヲ防キ傍ラ市場ノ隆盛ヲ企圖スルニアリ右之理由ナルニヨリ何卒特別ノ御詮議ヲ以テ別紙天滿青物市場仲買規則御許可被成下

候様理由書ヲ呈シ奉願上候也

天滿青物市場仲間取締

明治廿六年三月十七日

山田 嘉四郎  
叶 治郎兵衛

大阪府知事山田信道殿

天滿青物市場仲間規則

第一章 總則

第一條 我仲間ハ天滿青物市場區域内ニ於テ青物市場營業者ヲ以テ組織ス

第二條 我仲間ノ名稱ハ天滿青物市場仲間ト稱ス

第三條 我仲間ノ營業時間ハ毎日午前五時ヨリ午後五時限リトス

第二章 地區及地務所ノ位置

第四條 我仲間ノ地區ハ大阪市北區天神橋北詰ヨリ濱通り東へ龍田町迄傍示杭ヲ以テ經界ヲ定

メアル官許青物市場内トス

第五條 我仲間員ハ第四條ニ定ムル地區内ニ於テ家屋ヲ設ケ居ルモノニ限ル

第六條 我仲間員ノ事務所ハ大阪市北區壺屋町一丁目三番屋敷ニ設ケ之レヲ天滿青物市場取締

事務所ト稱シ我仲間衆議ノ場所ニ充ツ

第三章 目的及方法

第七條 我仲間ノ目的ハ仲間同業者一般協同シ以テ營業上ノ福利ヲ増進シ弊害ヲ矯正セントス

ルニアリ故ニ我仲間員ハ勉メテ信義ヲ重シ各地荷主ノ信認ヲ博取シ將來益々當市場ノ隆盛

ヲ企圖スルニアリ

第八條 我仲間ハ諸國ヨリ産出スル所ノ青物果物芋類及生マテ類其他從來青物ニ附屬シテ送り

來レル物貨ヲ悉皆引受ケ市立或ハ直組ヲ以テ買入之レヲ仲間及ヒ他ノ同業者へ一般ニ賣捌ク

ヲ以テ業トス

第九條 我仲間員ニ於テ市立又ハ直組ヲ以テ賣買スル物品代價ヲ各地荷主へ渡ス仕切金ハ舊來

ノ通り口錢トシテ賣高ノ一割ヲ引去リ即金拂タルヘシ

但シ荷主ノ信認ニ依リ仕切金預リ置コトモアルヘシ

第十條 各地荷主ヨリ輸入スル物貨ハ總テ信認ヲ得タル市場荷捌人へ積送リ該荷主ノ送り状ニ

照シ我仲間員へ請取り更ニ市立或ハ直組ヲ以テ賣捌クモノトス且荷主ヨリ差直等アリテ直

段下落ノトキハ荷主ニ照會ヲ爲シ諾否ヲ得テ取扱フモノトス

第十一條 我仲間員ノ取引拂方ハ毎月一日十六日ノ兩度ニ限ル此場合ハ舊來ノ通り定アル二分

五厘ノ歩引勘定トス

但シ雙方相對ヲ以テ正味取引ヲ爲スハ此限リニアラス

第十二條 我仲間員ハ一名毎ニ金十圓宛ノ積立ヲ爲スモノトス

第十三條 前條ノ金額ハ取締ニ於テ仲間會議ノ議決ニ依リ公債證書ヲ購入スルカ若クハ確實ナ

ル銀行等へ預ケ置之ヨリ生スル利子金ハ其儘積置仲間會議ノ議決ニ依リ處置方法ヲ定ムルモ

ノトス

但シ廢止業ノ者アルトキハ該積立金ハ速ニ返戻スヘシト雖モ營業中ニ係ル市場稅仲間費其

他會議ノ決ニヨリ出金スヘキ臨時費等ニ滞納アルトキハ之ヲ引去リ殘額ヲ返戻スヘシ尙不

市場并に取引所

足ヲ生スルトキハ速ニ該滞納金額ヲ全納セシムヘシ

第十四條 此規則ヲ改正増補セントスルトキハ仲間會議ノ決議ニヨリ大阪府廳ノ許可ヲ得テ之レヲ實行スルモノトス

第四章 自他ノ公害ヲ豫防スルノ方法

第十五條 我仲間ニ於テ取扱フ青物果物等ノ内不熟腐敗ノ物品ハ總テ拒絕スヘキハ勿論幾分カ不熟腐敗ノ爲メ食用上人身ニ障害ノ恐アルモノハ注意シテ除却スルモノトス

第十六條 我仲間員ハ市場外ヘ荷物ヲ引キ或ハ買手ヲ寄セ市場類似ノ如キコト決シテ爲スヘカラス

但シ荷主ノ依頼品ヲ買入レ市場内ニ於テ同業仲間ヘ賣捌クモノハ此限リニアラス

第十七條 仲間員ハ何人ヲ不問買取引ノ代價不拂或ハ延滞セシ者ノ氏名ヲ市場ヘ揭示スルヲ得ル其揭示アリタルトキハ仲間員ハ之ト取引爲スコトヲ得ス若シ密カニ賣渡シ又ハ買次スル者アルトキハ違約金トシテ不拂ニ屬スル金額ヲ密賣者及密買次者ヨリ償ハシムヘシ尙之レニ應セサルトキハ仲間員ハ其者ト取引ヲ爲サ、ルモノトス

但シ仲間員相互ノ取引ニ付テモ本條ヲ適用ス

第十八條 我仲間員ハ一名ノ營業鑑札ヲ以テ支店或ハ出店ト唱ヘ別戶分店スルコトヲ得ス若シ家族又ハ雇人等ヲシテ分店營業ナサシメントスルトキハ總テ新規加入ノ手續ヲ爲シ同業仲間ノ一人ト爲スヘシ

第十九條 市場内ニ於テ我仲間ヘ加入セス當市場業ニ等シキ青物類賣買ノ業ヲ營ム者アルトキハ取締ニ於テ厚ク説諭シ仲間ヘ加入爲サシムヘシ若シ之レヲ用キサル者ハ其筋ヘ上申シ相當

ノ處分ヲ仰クモノトス

第二十條 各地荷主又ハ商人ニシテ當地ヘ輸入ノ青物類ヲ我仲間ノ手ヲ經ス市場内若クハ其近傍ニ於テ直販賣此直販賣者ト唱フルハ市場横町又ハ近傍或ハ爲ス者アルトキハ當仲間ノ規則ヲ示シ相當仲間ノ手ヲ經テ賣捌ヲ爲サシムヘシ若シ之ヲ用ヒサルトキハ前條ニ準シ其筋ヘ上申スルモノトス

但シ本市及ヒ接近郡村ノ農民ニシテ舊來ノ慣例ニ依リ自作ノ青物類ニ限り市場内ニ於テ直立賣スルハ此限ニアラス

第二十一條 仲間雇人ノ解雇及ヒ逃走者アルトキハ其雇主ヨリ取締ニ届出取締ハ之レヲ仲間一般ニ通報シ此通報ヲ受タルトキハ前雇主ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ雇入ルコトヲ得ス

但シ前雇主ニ於テ私怨又ハ偏頗ヲ以テ拒ムコトアルトキハ仲間會議ニ付シ多數決ニヨリ雇入ルコトモアルヘシ

第五章 役員撰擧法及ヒ權限

第廿二條 我仲間ニ左ノ役員ヲ置キ仲間員ノ投票ヲ以テ之レヲ撰擧ス

正取締 一名

副取締 二名

第廿三條 正副取締ノ任期ハ滿二箇年トシ滿期改撰スヘシ

但シ前任者ヲ再撰スルコトヲ得ル

第廿四條 正副取締ニ欠員ヲ生セシトキハ補欠撰擧ヲ行フ其當撰者ハ殘任期ヲ勤続スルニ止マルモノトス



第廿五條 正副取締ハ議員ヲ兼ルコトヲ得ル

第廿六條 正副取締辭職又ハ交代ノ節ハ新舊ノ取締連署ヲ以テ其筋ヘ届出ヘキモノトス

第廿七條 取締ハ仲間一般ノ事務ヲ總轄シ仲間會議ニ於テ議決セシ事柄ハ仲間員ヲシテ遵守履行セシムルノ權ヲ有ス

第廿八條 正副取締ハ常ニ仲間一般營業上ノ利便ヲ致サンコトヲ注意シ縦令小事ト雖モ仲間一般ニ係ル事件ハ仲間會議ニ付シ其議決ヲ得テ施行スヘシ

第廿九條 正副取締其職務ヲ執行ニ當リ深切公平ヲ旨トシ妄ニ威權ヲ弄シ又ハ偏頗ノ所爲アルヘカラス故ニ正副取締ト雖モ此規則ニ違背スルトキハ仲間一般ノモノト等シキ處置スヘシ

第三十條 取締ハ市場營業者ノ名簿ヲ備ヘ置キ開止業者アルトキハ一々之レヲ明記シ時々更正スヘシ

第六章 會議ニ關スル規定

第三十一條 我仲間ハ投票ヲ以テ議員十五名ヲ撰舉シ仲間會議ヲ組織ス

第三十二條 議員ノ任期ハ滿二箇年トシ滿期改撰スヘシ

但シ前任者ヲ再撰スルコトヲ得ル

第三十三條 議員ニ欠員ヲ生セシトキハ補欠撰舉ヲ行フ其當撰者ハ殘任期ヲ繼續スルニ止マルモノトス

第三十四條 議員ハ定式臨時會議ニ於テ仲間一般ニ代リ左ノ事項ヲ議定スルノ權ヲ有ス  
但シ其議定セシ事件ハ取締之ヲ施行シ議員ヨリ直チニ施行スルコトヲ得ス

一 仲間一般營業上ニ係ル利害得失ヲ審議シ及ヒ違約者處分等ニ關スルコト

二 仲間經費ヲ以テ支辨スヘキ事業ヲ興廢シ或ハ仲縮スル等ノコト

三 市場稅徵收方法及ヒ其等級賦課方法等ノコト

四 仲間經費ヲ豫算シ及ヒ其徵收方法等ノコト

五 仲間會議ノ議事細則ヲ設クルコト

六 仲間議員招集ニ應セス又ハ事故ナクシテ欠席スルモノヲ審査シ退職セシムル等ノコト

第三十五條 定式會ハ毎年四月ニ於テ開會シ第三十四條三項四項ノ件ヲ議シ臨時會ハ臨時必要ニ際シ第三十四條一項二項五項六項ノ件ヲ議スルモノトス

第三十六條 仲間會議ハ取締ノ見込又ハ議員三分ノ一以上及ヒ仲間四分ノ一以上ニ當ル者ノ請求ニ因リ開會スルモノトス

但シ議員又ハ仲間員ニシテ本條定數ニ滿タサルモ開會ノ必要ヲ希望スルトキハ其事由書ヲ取締ヘ差出スヘシ而シテ取締ハ其事由果シテ開會ヲ要スト認ムルトキハ一週間内ニ開會手續ヲ爲スモノトス

前項ノ期限ヲ經過シ開會セザルトキハ請求者ニ於テ開會ノ手續ヲ爲スコトヲ得ル

第三十七條 議長ハ議員中ヨリ互撰シ會議一切ノ事務ヲ總轄ス

第三十八條 會議ハ同說ノ多數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スルコトニ依ル

第三十九條 定式臨時會ト雖モ議員半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

第四十條 定式臨時會ニ於テ議決セシ事柄ニ對シ我仲間員ハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第七章 加入者及退出者ニ關スル規程

第四十一條 新ニ仲間ヘ加入セントスル者ハ規則及ヒ仲間會議ニ議決シタル條件ヲ遵守スルノ

證トシテ事務所へ備へアル帳簿ニ記名捺印スヘシ

第四十二條 我仲間へ加入シ青物業ヲ營ムモノハ取締ノ證明シタル營業ノ名目ヲ記載シタル標札ヲ受ケ之レヲ店頭ニ掲クルモノトス

但シ廢業セシトキハ該標札ハ直チニ取締へ返却スヘシ

第四十三條 仲間員ニシテ取締ヨリ附與シタル標札ヲ紛失セシトキハ取締へ届出更ニ其附與ヲ乞フヘシ

第四十四條 新規加入者ハ仲間會議ニ於テ議決セシ市場税及仲間費六箇月分前納スヘキモノトス

第八章 市場税及費用徵集方法

第四十五條 市場税負擔額ハ大阪府會及ヒ市會ノ議決ニ係リ取締ヨリ上納スルモノトス

第四十六條 仲間ノ費用ハ常ニ節儉ヲ主トシ遣ヒヲ明細ニ記シ一箇年毎ニ一覽表ヲ定式會ノ際報告スヘシ

第九章 違約者處分法

第四十七條 凡ソ仲間ノ規約ニ背キ又ハ當市場ノ信用ヲ害スヘキ不信義ノ所爲アルカ又ハ仲間會議ノ決議ニ違背スルモノアルトキハ事ノ輕重ニヨリ決議ノ上違約金ヲ出サシメ後來ヲ戒メ又ハ其情狀ノ最モ重キニ至リテハ仲間員ハ其者ト取引ヲ爲サハルモノトス

第四十八條 市場税及仲間費ノ納付ヲ怠ル者アルトキハ仲間一般ノ取引ヲ中止シ其旨揭示ス

第四十九條 仲間員ノ違約金ハ金五圓以上金五十圓以下トシ此範圍内ニ於テ其事柄ノ輕重ニ依リ仲間會議ニ付シ決定スルモノトス

右四十九條ノ規則ハ我仲間一致團結ヲ以テ取極府廳ノ聽置ヲ得タルモノナレハ仲間一般ニ於テ遵守履行スルノ證トシ茲ニ各自姓名ヲ記シ捺印スルモノ也

天滿青物市場仲間

營業者氏名

明治廿六年四月一日

(但營業者住所姓名ハ第二號別冊ニ明記ス)

當府知事因りて之れが認可を與へ市場は同年四月一日より之れを實施せり現行のもの是れなり今當時の市場税及び市税區費營業割の負擔を見るに左の如し(七年明治廿)

市場税	一金三百九十一圓	
市稅中	營業割	一金四百十三圓六十四錢八厘
北區區費中	營業割	一金百三十一圓三十七錢六厘
市場所在地區費	營業割	一金二百二十七圓五十二錢
市場取締事務所	費外諸雜費	一金三百十五圓四十錢
合計	金千四百七十八圓四十四錢四厘	

即市場全般一箇年の經費にして爾後市場税は廢して營業税と爲り各自一箇年の賣買價額を標準として徵收せらるゝに至れり

現時問屋及び仲買は皆市場の仲間と稱して市場に店舗を置き各地方及び接近郡村より輸入する菜蔬菓物を引受け依託市立直組の三種賣買法に依りて同業者及び一般商人と取引せられ荷主は其の果物の價格を定めず只荷物に送狀を附して船宿又は荷捌と唱ふる者の手を経て指名の問屋へ送附し又荷主自身携帶する物品は直ちに信認せる問屋へ渡し亦物品の價額を定めず一に市場の相場に



此に在りて日々の市務を掌理せり。  
 以上述べたるが如く當市場の蔬菜菓物は管に滿都三十萬戸の需用に應ずる而已ならず遠く他地方に輸出せられて弘く信認せらるゝもの、如く、夙に三大市場の一に數へられて其の盛況今なほ古に劣るものあるを見ず、顧みれば我が大阪の遠き古の仁徳天皇の御代は暫らく措き、明應の頃には荒涼たる一漁村にして昔日の名残だも止めざりしに、僧運如の留錫は端なくも今日盛都たるの導火線と爲り商業の門戸茲に初めて開けて本願寺門前は榮蔬市場たりき、故に難波の中興に當り商業の祖たりしものは青物市場なりと云ふとも敢て溢美の言に非ざるべし。此の光榮を負へる市場の商人たるものは將來に於いても益々其の發達を企圖せざるべからざるの責務を有せり。見よ内國は西陲東陲より遠く海外輸出入の曙光を漏すに非ずや、今日に當り同業者たるもの一致協力して舊來の弊風を矯正し、勉めて信義を重んじて荷主の信認を固め、荷一己の利益に眩じて物品の荷造及び貯藏を粗にし且荷主より多數の品物を引き詐術を弄して價金を支拂はず遂に回復すべからざるの損害を蒙らしむる等の事なからんには、市場の繁榮は大阪の前途と相始終して益々衰ふることなかるべき乎、終に臨み當市場が取扱ふ品目及び其數量價額を擧げて參考とす。

明治二十三年より同二十七年に至る五箇年間  
 天滿青物市場へ輸入品統計明細表

品名	明治二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年
柑	二萬七千七百三十四箱	二萬九千五百七十七箱	三萬二千四百五十八箱	三萬二千四百五十八箱	四萬三千五百千箱
柑類	二萬七千七百三十四箱	二萬九千五百七十七箱	三萬二千四百五十八箱	三萬二千四百五十八箱	四萬三千五百千箱
糖	三萬四千三百四十四箱	三萬八千二百七十六箱	四萬九千六百四十三箱	四萬七千四百四十箱	五萬八千八百三十箱

品名	明治二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年
等	一萬二千六百三十四箱	一萬四千四百六十四箱	一萬九千八百八十五箱	一萬四千三百四十四箱	一萬五千七百七十五箱
松	一萬二千六百三十四箱	一萬四千四百六十四箱	一萬九千八百八十五箱	一萬四千三百四十四箱	一萬五千七百七十五箱
柿	九千七百六十六箱	一萬六千九百六十九箱	一萬六千八百四十二箱	九千五百二十二箱	五萬三千五百五十二箱
西	八萬三千七百九十九箱	九萬五千六百六十九箱	七萬八千八百八十八箱	七萬五千九百五十二箱	八萬九千七百六十七箱
獨	七千一百六十五箱	六萬七千五百五十四箱	三萬六千八百八十五箱	八千四百二十二箱	一萬六千八百五十八箱
枇	二萬二千五百九十箱	三萬七千七百五十五箱	五萬七千七百五十三箱	五萬九千〇六箱	一萬二千七百六十五箱
梨	一萬四千七百九十九箱	一萬五千四百五十九箱	九千七百五十四箱	四萬九千八百八十箱	三萬〇四百五十五箱
葡	五千二百八十九箱	八千七百九十二箱	三萬四千四百五十七箱	一萬七千〇五十五箱	四萬七千五百五十五箱
午	三千九百六十九箱	三萬九百六十九箱	二萬二千六百六十九箱	三萬三千三百三十三箱	四萬九千七百六十九箱
栗	四萬七千五百五十九箱	三萬九百六十九箱	四萬九千六百六十九箱	四萬九千七百六十九箱	六萬九千七百六十九箱
蓮	六千七百七十箱	六萬六千六百六十九箱	二萬三千三百三十三箱	三萬五千九百五十九箱	四萬九千七百六十九箱
桃	九千九百七十箱	三萬九百六十九箱	二萬三千三百三十三箱	三萬五千九百五十九箱	四萬九千七百六十九箱
慈	二千六百三十三箱	四萬五千二百五十九箱	一萬三千三百三十三箱	一萬三千三百三十三箱	二萬九千七百六十九箱
梅	二千六百三十三箱	四萬五千二百五十九箱	一萬三千三百三十三箱	一萬三千三百三十三箱	二萬九千七百六十九箱
早	三千二百三十三箱	四萬五千二百五十九箱	一萬三千三百三十三箱	一萬三千三百三十三箱	二萬九千七百六十九箱
里	九千五百三十三箱	四萬五千二百五十九箱	一萬三千三百三十三箱	一萬三千三百三十三箱	二萬九千七百六十九箱
雜	六千六百八十四箱	一萬四千五百七十一箱	一萬八千三百三十三箱	一萬八千三百三十三箱	三萬九千七百六十九箱
合計	七十六萬八千七百七十五圓	七十五萬圓	八十八萬四千一百一十五圓	八十八萬四千一百一十五圓	九十八萬三千五百五拾圓

備考 明治二十八年以下は知るに由なし。  
 市場并に取引所

青物市場物品取扱統計一覽表  
 明治二十七年より同十二月三十一日に至る

物品產地	青物名	稱	一箇年數量	一箇一箱平均代價	總計金額
山城一圓	梨	子	四萬千箱	一箱三十七錢	一萬五千四百四十圓
伊有田郡	枇	杷	二萬千箱	一箱十六錢五厘	三千四百六十五圓
和泉各郡一圓	西	瓜	十萬三萬個	一個六錢六厘	八千六百圓
大和	牛	勞	二萬千六百九	一九二圓八十錢	六千〇四十八圓
廣島	山	葵	千	一以二圓八十錢	二千八百圓
山城	新	芋	二萬六千二百籠	一籠五十七錢	一萬四千八百五十圓
津	小	活	三百七十石	一石九	三千三百二十圓
山	獨	姑	一萬千六百籠	一籠三十五錢	四四〇六十圓
河	桃	柑	四萬八千五百束	一束八錢五厘	四千二百二十五圓
長	夏	瓜	六千五百籠	一籠二十三錢	四千四百九十圓
紀	蜜	蜜	二十五萬個	一個一錢四厘	三千五百圓
豐	西	瓜	二千	一玉六錢五厘	三百二十五圓
山	生	姜	二萬千	一俵十五錢	三百圓
津	梅	李	二萬八千三百籠	一籠三十七錢	七千五百二十圓

市場并に取引所

物品產地	青物名	稱	一箇年數量	一箇一箱平均代價	總計金額
紀伊	金	柑	一萬八千六百箱	一箱二十五錢	二千八百八十圓
北海	桃	楡	二萬七千箱	一箱十八錢五厘	三千七百七十圓
河	唐	根	十五萬五千束	一束三錢二厘	四千九百六十圓
攝津	棗	荷	五萬五千籠	一籠二十五錢	百二十五圓
甲斐	備	葡	二萬五千籠	一籠四十五錢	二百四十七圓五十錢
薩	枇	杷	二萬五千籠	一籠八錢十	二百圓
紀	州	枇	四萬籠	一籠四錢十	四百圓
近	江	枇	四萬籠	一籠三錢	四百圓
津	雲	橘	一萬五千籠	一籠十七錢五厘	二千六百二十五圓
大	州	柑	二萬三千三百箱	一箱十五錢	三百四十五圓
廣	和	枇	一萬六千七百七十箱	一箱八十五錢	千四百二十圓
攝	島	枇	五萬籠	一籠二十五錢	百二十五圓
加	州	枇	七萬籠	一籠十四錢	九百八十圓
河	賀	梨	百五十籠	一籠五錢十	七十五圓
攝	津	芋	千八百籠	一籠二圓六十錢	四千六百八十圓
和	泉	筍	千貫	一貫四十六錢	四百六十圓
山	城	甘	五百配	一配九十錢	四百五十圓









市場并に取引所

河	同	同	和	攝	丹	山	紀	豐	山	丹	攝	和	同	同	河
内	宇	宇	宇	宇	宇	宇	宇	宇	宇	宇	宇	宇	宇	宇	宇
字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字
福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福
近	近	近	近	近	近	近	近	近	近	近	近	近	近	近	近
傍	傍	傍	傍	傍	傍	傍	傍	傍	傍	傍	傍	傍	傍	傍	傍
越	越	越	越	越	越	越	越	越	越	越	越	越	越	越	越
南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南
岩	岩	岩	岩	岩	岩	岩	岩	岩	岩	岩	岩	岩	岩	岩	岩
茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸
茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸
茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸
茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸	茸
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不
詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳	詳
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
把	把	把	把	把	把	把	把	把	把	把	把	把	把	把	把
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱
平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均
代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代
價	價	價	價	價	價	價	價	價	價	價	價	價	價	價	價
總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額

二二七

紀	山	攝	大	同	攝	三	大	廣	河	同	同	同	同	同	同	同	攝	物
州	城	津	和	各	津	河	和	島	內	字	同	各	同	同	同	同	津	品
有	字	豐	字	字	字	吉	吉	佐	字	今	宮	郡	同	同	同	同	各	產
田	當	島	今	尾	尾	野	野	西	今	宮	郡	同	同	同	同	同	村	出
郡	尾	郡	市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	地
久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	菓
乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	物
母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	名
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	稱
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	一
函	函	函	函	函	函	函	函	函	函	函	函	函	函	函	函	函	函	ヶ
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	年
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	數
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	量
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	一
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	束
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	一
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	箱
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	平
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	均
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	代
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	價
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	總
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	計
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	金
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	額

二二六







然天満町(現今丁目)と名づけしが偶々秀吉市街を巡察して此を過ぎヤスイと叫べる聲を聞きて之れを待臣に問ひしに侍臣は是れ魚を鬻ぐに廉矣々と喚べるものなりと對へしかば秀吉はくヤスイは矢巢に居るなり矢にして巢に居らば天下即太平ならん是れ吉兆の語なり今より後この地を改めて鞆と稱せよと是に於いて天満町の一分は舊稱を襲用して依然天満町と稱し他の一分は鞆町と稱するに至れりといふ元和元年徳川氏の豊臣氏に代はりて天下の政柄を執るに及び商工は日に増し月に加はりて益々繁榮を來たし市街は膨脹して曩には利便なりし同地も今は不便を感ずるに至りしかば同四年に至りて更に上魚屋町(現今東區安)に移り年々十一月幕府へ冥加金九貫目を納めて市場と爲す特許を得たり當時同業者十七戸ありて之れを十七軒會屋と稱せしが商人日々會合し魚類の相場を述後改めて問屋といひ増して八十九戸と爲れり(大古新の三種に區別す即大問屋より生ぜし名稱也)同八年八月鹽魚商は津村の霞島を開きて茲に移れり今の鞆即是れにして生鹽の二商全く分かれ而して生魚商は慶安年中より更に鷺島に郷舖を開き三月より十月に至る間は茲に賣買を爲し十一月に至りて本店に復へるを常とし十一月より翌年二月迄の季節を沖上りと稱せり然れども後に至りては次第に鷺島に居を占め遂に本店を擧げて全く移轉するに至れり蓋上魚屋町は河口を距る遠くして魚船の出入に便ならず殊に暑熱の候は生魚の腐敗速にして到底鷺島の清爽にして而も水陸共に便なるに如かざるを以つてなり然れども或ひはいふ生魚商も上魚屋町より鹽魚商と共に霞島に移りしが後夏季のみ鷺島に出張所を出だし遂に全く移轉するに至りしものにして雜喉場の舊問屋に鞆と同商號同姓なるものゝ在るは即其の證なりと爾來魚荷の入津次第に多くして商人の出入愈々繁く殆市場の光景を一變するに至れり後天和三年生魚の入船夥くして山の如く悉これを市場に於いて販賣すること能はざりしを以つて已むを得ず各問屋は傭人等をして市場外に出でし

般需用者に販賣せしめ此れを前賣生魚商人と唱へ來たりしが因襲の久しき殆恒例となり遂に全く一種の商者を出だすに至れり今の出買と稱するもの即是れなり降りて寛保前後諸處より混入し來たる商估にして川魚の賣買を爲すもの稍多く問屋亦此の業を兼ぬるに至れり而して是れより先慶安年中京橋川魚市場に於いては幕府の許可を得て川魚の獨占市場たりしに今此の至便なる雜喉場の地にて川魚を賣買するに至りしかば隨ひて至大なる影響を受けて殆その營業を休止せざるべからざる悲境に至り雜喉場市場に對して數次訴訟を提起し以つて商權回復を争ひ遂に雜喉場に於いては川魚の賣買を禁せらるゝに至れり然れども尙密賣買は絶えざりき明和元年に至り株制立ち年行司月行司及び取締等の職司を設く是れより先新開地に市場を創設せんことを謀るもの又同業者間に姦謀を弄するものありしが是に至りて益々獨占營業の實を明らかにして同業者間の結合を鞏固にせりついで同九年九月市場は盛況を呈し群集雜鬧を極むるを以つて公道に妨害あらんと慮り市場南北七十間を劃し御免市場の標柱を建設して今尙存在せり其の後年行司勘定方各二人掛方四人月行司二人及び定行司一人を置き年行司と勘定方とは公務に關する事を掌り掛方は諸調書を管し月行司は町内の事を掌理し而して此等の役員は投票を以つて選舉せられ只定行司は各役員の最上位にして其の任に適する人才あるにあらざれば空位を存せり後天保年中に至り鞆鹽魚商と五島鮪賣買上より一場の紛擾を醸し遂に幕府を煩はせり此の五島鮪はみな腸胃を抜き去りて輸送し來たるものなるを以つて公然鞆鹽魚商の手に於いて賣買せしが其の實鹽魚にあらざりて純然たる生魚なるを以つて雜喉場は之れを奪ひて終に其の商權を握るに至れり同十三年諸株及び問屋組合仲間等の稱は停止せられしが當市場は只舊慣に依りて繼續し嘉永四年に至りて株制二たび立ち茲に市場の間屋等舊に復せり由來雜喉場市場は一瞬時に數百千金の取引を了するものなるを以つて互に

市場并に取引所

信義を尊びて言質を重んじ一諾千金底の概は一種の俠風を爲せり故に古來の慣習は能く行はれ若  
此れに背くものあらば直ちに私の制裁を加へて之れを處決し一種特有の氣風を存して又擲すべき  
ものありしが自然俠客と稱するものを出だして爲に時々の小紛擾小葛藤は免れず殊に明治の初年  
諸般の改廢に際し株制全く廢せられ他方より市場の邊に來たりて自由に賣買を爲し同業者亦この  
間に介して不正を行ふものあるに至りしかば明治十三年數十條の仲間規約を草して大阪商法會議  
所の決議を経府知事の認可を得て是れを營業の基礎と爲し市場外賣買即拔賣拔買其の他の弊風を  
矯正し尋いで同十九年八月府令に基づき規約を更正せり。

海魚商問屋仲間規約

明治十九年七月大阪府廳甲第四百十四號ノ布達ニ基キ我カ同業者一致團結シ協議ノ上其規約ヲ設  
クルコト左ノ如シ

第一章 總 則

第一條 此ニ同盟結合スル海魚商問屋仲間組合ノ地區ハ大阪四區及ヒ接近郡村同業者ヲ以テ成  
立ツモノトシ内國中ノ諸港ヨリ輸送シ來リタル各種ノ海魚貝類ヲ一般荷主ヨリ引受又ハ買取  
官許市場内ニ於テ其仲買ノ手ヲ經ルト否トニ關ラス糶市或ヒハ卸シヲ以テ魚類取扱ノ商人エ  
賣捌クコトヲ業トス

第二條 我カ仲間ニ於テ糶市ヲ爲シ賣買スルノ場所ハ目下官許ヲ得テ設置シタル區域ニテ充分  
事ヲ欠クナク故ニ後來場所ノ増設及ヒ廣狹ヲ以テ請願ヲ企圖スルモノアルトキハ取締ニ談シ  
總會議ノ可決ニアラサレハ同意シ且舉行スヘカラス

第三條 閉止業及ヒ代替轉住其他本業上ニ關シ官府ニ差出ス諸願伺届等ノ文書ハ必ラス取締ノ

署印ヲ受クヘシ

第四條 我カ仲間ハ取締ニ於テ其營業ノ名目ヲ記載シタル標札ヲ製シ各自之レヲ店頭ニ掲クヘシ

第五條 我カ同業者ハ仲間組合ノ資格ヲ以テ營利事業ヲナスコトヲ得ス

第六條 我カ仲間ニ於テハ一名ノ營業鑑札ヲ以テ支店又ハ出店ト唱エ別戸分店スルコトヲ得ス  
假令親族ト雖モ鑑札貸渡スコトヲ禁ス若シ二三男傭人等ヲシテ分店シ同業ヲ營マシメント欲  
スルホハ總テ新ニ他人ノ加入スルニ比シキ手數ヲ盡シ而ル後同業仲間中ノ一人トナスヘシ

第七條 我カ仲間事務ノ取扱及ヒ集議ノ場所ヲ西區江戸堀下通五丁目十七番地ニ設ケ之レヲ海  
魚商問屋集會所ト稱スヘシ

第八條 我カ仲間ノ費用ハ一ケ年ヲ一期トシ正副總取締及ヒ取締ニ於テ該費用ノ豫算并ニ賦課  
方法ヲ立テ之ヲ仲間會議ニ付シ其議決ニ從フテ收支スヘシ

第九條 我カ仲間ハ賣買取引ヲ確實鄭重ナラシムル爲メ各自仕切勘定帳賣上帳金錢出納帳ヲ備  
エ置クモノトス

第十條 我カ仲間ハ一切ノ事蹟及ヒ費用決算表ヲ作り毎年四月府廳ニ差出スヘシ

第十一條 我カ仲間中ヨリ一名ヲ撰舉シ委員ト定メ商法會議所ノ議員タラシメ仲間一般ニ代リ  
發言投票ノ權ヲ委托スヘシ

但仲間ノ便宜ニヨリ正副總取締及ヒ取締ノ中ヲ以テ商法會議所ノ議員ヲ兼務スルコトアル  
ヘシ

第十二條 前條ノ委員ハ仲間一般ニ代リ商法會議所ノ議員タラシムルモノナレハ同所ニ於テ決  
議シタル件々ハ都テ仲間一同遵守スヘキモノトス

第十三條 我カ仲間規約ヲ改正増減セントスルトキハ仲間會議ノ決ニ依リ商法會議所ノ再議ヲ經尙ホ府廳ノ認可ヲ得タル後實踐履行スヘシ

第十四條 我カ仲間ハ營業上ノ隆盛ヲ圖ルタメ一年一回仲間總會ヲ開キ又月々一次ノ常式會ヲ開キ仲間全體或ハ一部ニ關スル時々ノ約束ヲ結フコトアルヘシ

第十五條 我カ仲間中ニ於テ若シ違約及ヒ不正ノ所業ヲ爲スノ聞エアラハ懇切ニ説諭ヲ加エ改心セシムヘシ而シテ尙ホ之ヲ用ヒス其行跡彌々著シキトキハ速ニ封書ヲ以テ取締ニ申告スヘシ

第二章 營業ニ係ル規定

第十六條 定規市場ノ賣上高ニ應シ納税シ營業官許ヲ得ル所ノモノハ物價ノ正當ヲ維持シ腐敗ノ物品ヲ鬻キ不正ノ業務ヲ爲サ、ルコトヲ要スヘシ而カシテ將來諸國荷主ノ信用ヲ篤カラシメ我同業ノ永久繁榮ヲ希望スル所爲ナレハ他人若シモ市場外ニ於テ官許ヲ得スシテ自儘ニ我カ仲間ノ手ヲ踰ユ下筋所々ノ荷主ヲ引キ其外都テ客方ヨリ直買ヲナシ仲買小賣商ハ勿論一般海魚貝類取扱ヒノ商人ニ賣捌クモノハ則チ税金ヲモ掠ムル拔ケ賣拔ケ買タル奸商ニテ實ニ問屋業類似ヲ營ム所ナルカ故此徒ハ必ラス我カ仲間ニ加入セシムヘキ者ト定ム自然其際正當ノ理由ナク加入ヲ拒ムモノハ我カ仲間ニ對シ妨害ヲ與ヘル譯ナルヲ以テ之ヲ官廳ニ請願シ満足ノ保護ヲ仰クヘシ

第十七條 我カ仲間ノ者商業ノ擴張ヲ計ル爲メ諸國荷主ニ向ケ仕入金又ハ爲換金トシテ前金ヲ貸與スルノ後往々不信義ナル荷主アリテ該金額ノ辨償ヲ連レンカ爲メ債主ノ問屋ニ荷着スルコトヲ止メ他ノ人名ヲ詐稱シ或ヒハ外荷主ノ借船ナリト偽策ヲ構エ更ニ問屋ヲ轉換スルノ慣習アリ右等ハ相互ヒニ同業ヲ救護シ入船ノ節篤實ノ取調ヲ要シ而カシテ賣捌クヘキハ勿論新規着荷ノ分ハ其都度仲間中ニ照會ヲ遂ケ差支ナキ證ヲ得テ賣捌等ニ着手スヘシ

第十八條 我カ仲間ノ手代賣手傭人ニ至ルマテ不都合アリテ暇ヲ出ストキハ取締ニ申告スヘシ而カシテ取締ハ之レヲ仲間中ニ通知シ一同本人ヲ使傭スヘカラサルモノト定ム尤モ先傭主ニ於テ障礙ノ廉ナク承諾ノ證印ヲ得タル上ハ各自勝手ニ雇入レ市場賣買ニ從事セシムルコトアルトモ此限ニ非ス

第十九條 我カ仲間ノ者一己ノ利慾ニ迷ヒ國々浦々ニ往キ他家同業ヲ誹謗シ又ハ不相當ノ飛直段ヲ報知シ荷物ヲ積登ラセ到着ノ上俄ニ直段下落ノ旨ヲ以テ荷主ニ損失ヲ蒙ラセ或ヒハ途中ニ出張リ拔ケ買拔ケ賣等ヲ爲ストキハ終ニ土地ノ不繁榮ヲ招キ仲間一般ノ衰運ヲ來サシムル基ナルニヨリ決シテ此等ノ所業ヲ爲スヘカラス

第二十條 當市場仲買人其外我カ仲間ニ對シ本業ニ係ル不拂金ノ決算入金ヲ畢ヘサル間ハ海魚商問屋仲間ニ加入申込轉業又ハ兼業ヲナサント欲スルトモ之ヲ拒絕スヘシ

第二十一條 我カ仲間中ニ於テ若シ違約及ヒ不正ノ所業ヲナスモノ、聞エアラハ其實證ヲ以テ速ニ之レヲ取締ニ申告スヘシ  
但該事ハ書面ニ具シ嚴緘ノ上差出スヘシ

第三章 取締選舉法及其權限

第廿二條 我カ仲間一般ノ投票ヲ以テ正副總取締二名取締四名ヲ撰舉スヘシ

第廿三條 正副總取締及ヒ取締ノ就職交代ノ節ハ其都度新舊連署ヲ以テ府廳區役所商法會議所等ニ届出ルモノトス

第廿四條 正副總取締及ヒ取締ノ在職年限ハ一ケ年トシ滿期改撰スヘシ若シ再撰ニ當ルコトアルトモ重年引續キ就職スヘカラサルモノトス又臨時欠員アルトキハ第廿二條ノ如ク一般ノ撰舉ヲ以テ補充スルト雖トモ其當任者ハ前任ノ期限ヲ以テ任期ト定ムヘシ

第廿五條 正副總取締取締ハ仲間ノ便宜ニヨリ仲間會議ノ議員ヲ兼ヌルモノトス

第廿六條 總取締ハ仲間一般ノ事務ヲ綜轄スヘシ又商法會議所ニ於テ決議シタル事柄ハ之レヲ遵守シテ仲間中ニ實行スルノ權アルヘシ副總取締ハ常ニ總取締ヲ贊ケ總取締病氣其他ノ事故ニヨリ欠勤スルトキハ之レカ代理トナリ總務ヲ管スヘシ取締ハ仲間中ノ營業ヲ監督シ正副總取締ノ庶務ニ參與シ且ツ自ラ調理スルノ任ニ當リ仲間ニ關スル利害得失ハ都テ之レヲ總取締ニ申達スヘシ

第廿七條 正副總取締及ヒ取締ハ常ニ仲間一般ノ爲メ營業上ニ利便ヲ致サンコトヲ注意スヘシ而カシテ假令小事ト雖トモ仲間一般ニ係ル事柄ハ仲間會議ニ付シ其決議ヲ得テ施行スヘシ

第廿八條 取締ハ同業者ノ姓名簿ヲ製シ開業ノ人名ヲ簿中ニ記載シ轉住名前換及ヒ休止業等ハ之ヲ更正スヘシ

第廿九條 取締ハ仲間中ノ開止業者一ケ月分ヲ纏メ翌月五日マテニ總取締ニ申達スヘシ總取締ハ又之レヲ仲間中ニ廣告スヘシ

第三十條 正副總取締及ヒ取締ハ我カ仲間中ニ於テ違約或ハ不正ノ所業ヲナスモノアルヲ認め又ハ仲間中ヨリ之ヲ申告スル封書ノ出タルトキハ猶ホ實際ヲ探索シ仲間中ノ會議ニ付シ違約不正者其違累ト認ムルモノ等ヲ除キ第二章ノ十七條十八條十九條ノ犯狀ヲ示シタルモノ及ヒ二十一條ノ不正者ニ至ルマテ第五章ノ三十九條ノ輕重ヲ酌量シ會議ノ決ニ依リ夫々ノ處分ヲ爲スヘシ而カシテ其之レヲ申告セシモノハ姓名ハ取締ノ外ニ必ラス漏ラスヘカラス

第三十一條 我カ仲間ノ費用ハ常ニ節儉ヲ主トシ遺拂ヲ明細ニ記載シ月々又ハ半季一覽表ヲ作り仲間中ニ報告スヘシ

第三十二條 我カ仲間費用ノ帳簿ハ仲間中ノモノニテ請求スルトキハ何時ニテモ之レヲ一覽セシムヘシ

第三十三條 正副總取締及ヒ取締ト雖トモ此規約ヲ違背スルトキハ都テ仲間一般ノモノト同シク處分スヘシ

第四章 仲間議員撰舉法及ヒ其權限

第三十四條 我カ仲間中投票ヲ以テ十名ノ議員ヲ撰舉スヘシ

第三十五條 前條ニ撰舉セラレタル議員中互ヒノ投票ヲ以テ商法會議所ノ議員一名ヲ撰舉スヘシ

第三十六條 仲間議員ノ在職年限ハ一ケ年ヲ一期トシ滿期改撰スヘシ若シ再撰ニ當ルモノハ重任スルヲ得ヘシ又欠員アルトキハ臨時撰舉シテ補充スルヲ得ルト雖トモ前任ノ期限ヲ以テ任期トスヘシ

第三十七條 仲間議員ハ定式臨時ノ仲間會議ニ於テ同業一般ニ代リ其利害得失ヲ審議シ及ヒ違約者處分等其他仲間一切ノ事ヲ議定スルノ權アルヘシ然レトモ其議決ノ施行ハ總取締ノ職權



ニシテ議員直チニ實行スルヲ得ス

第五章 違約者處分法

第三十八條 賣買ノ代價不拂或ヒハ延滞スルモノハ何人ヲ問ス其氏名ヲ市場ニ揭示シ其者ト仲間中取引ヲ爲スヘカラス萬一密カニ賣渡スモノアラハ違約金トシテ不拂ノ代價ヲ密賣者ヨリ償フヘシ

第三十九條 第二章ノ十七條十八條十九條二十一條ノ如クナル違約者又ハ不正ノ所業ヲ爲シタルモノハ都テ仲間會議ノ議決ニ從ヒ其輕重ヲ定メ左ニ列記スル箇條ニ據リ處分スルモノトス

第一 違約金ヲ出サシムルコト

第二 取引中止或ヒハ取引止メヲナシ之ヲ仲間中ニ通知スルコト

第三 取引中止或ヒハ取引止メノ旨ヲ市場及ヒ仲間中各店內ニ掲クルコト

第四 取引中止或ヒハ取引止メノ旨ヲ市場及ヒ仲間中各店内ニ掲ケ尙ホ關係アル他ノ仲間ニ通知スルコト

第五 其筋ヘ申告スルコト

第四十條 我カ仲間ニ於テ違約者ヨリ取立タル違約金ハ正副總取締及ヒ取締ニ於テ之ヲ監守シ仲間中ノ會議ニ採リ全體ノ公費ニ充ツヘシ

第六章 仲間會議ノ章程

第四十一條 仲間會議ハ第四章ノ正式ニ據リ撰舉シタル仲間議員ヲ以テ成立ツモノトス

第四十二條 仲間會議ハ正式臨時ノ別ナク其決議シタル事柄ハ仲間一般之レヲ遵守スヘキ義務アルモノトス

第四十三條 我カ仲間會議ノ長ハ正總取締其副長ハ副總取締之レニ任スヘシ

第四十四條 定式會ハ一ヶ年一回總取締ノ定ムル期日場所ニ於テ開設スヘシ

第四十五條 臨時會ハ正副總取締及ヒ取締ノ考案ニ據ルカ又ハ仲間議員中ノ請求ニヨリテハ何時ニテモ之ヲ開クコトヲ得ルモノトス

第四十六條 定式臨時會トモ總テ其人員半數以上出席セサレハ開會スルコトヲ得ス

第四十七條 總テ會議ハ同說ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ可否半スルトキハ議長之ヲ決スヘシ

第七章 自他ノ公害ヲ豫防スル法

第四十八條 我カ仲間ノ者一己ノ利欲ニ迷ヒ奸策ヲ逞フシ若シクハ腐敗海魚貝類等ヲ取扱ヒ仲間一般ノ信用ヲ害スルハ勿論他ノ諸仲間ニ對シ障礙トナルコトヲ爲スヘカラス

第四十九條 我カ仲間ニ於テ他ノ諸仲間ニ關係紛議ヲ生シ和解ニ至ラサルトキハ商法會議所ノ公議ヲ受ケ其裁決ノ旨ニ遵フヘシ

第五十條 當府下各荷受問屋商仲間ニ參着スル海魚ハ豫テ爲取換タル定約ニ基キ總テ我カ仲間ニ買取ルモノトスヘシ

右第五十條ノ規約ハ我カ同業仲間一致團結シ協議ノ上商法會議所ノ公議ヲ經而カシテ府廳ノ認可ヲ受ケ取極メタルモノナレハ仲間一般ニ於テ遵守履行スルノ證トシテ各自姓名ヲ記シ調印スルモノナリ

明治十九年八月

海魚商問屋仲間

連署

市場并に取引所

即、古來の良慣習を存して將來の發達を期するにあり。創業より今に至る大凡三百餘年、時勢の變遷に伴なひ營業上多少の變遷ありと雖一種の俠風を有せるを以つて甚しき騷擾を見ず、始終一貫の盛運に迎へられて以つて今日に至れり。然り而して問屋仲買の關係買賣の慣習等に至りては他市場と其の趣を異にせるものあり。故に特に以下項を分ちて之れを畧述し最終に生魚平均價格、輸入金額、漁船積汽車汽船積輸入月別魚類產出額國別等を表示せん。

問屋

市場 本郡町より安土町及び備後町に移るや前に説きしが如く當時十七軒の會屋と稱するもの起りき。會屋とは日々商人の會合して魚類の相場を建つるより生せし名稱にして、現今唱ふる問屋は即此の改稱なり。承應年中鷺島即現今の雜喉場に移轉せしときは八十九軒の問屋あり、内大問屋と稱するもの七軒、古問屋と稱するもの三十七軒、新問屋と稱するもの四十五軒にして、而して問屋は荷主に網及び船道具購入の資金を供給して入船魚荷の潤澤を期せり。然れども荷主にして往々問屋に對し貸越金償却の義務を果さざるものあり、加ふるに市場の漸次盛況を呈するに隨ひ更に他に市場を創立し雜喉場の商權を奪はんとするもの等あるを以つて此の貸金を基本と爲して株制に依り問屋株を定め、冥加金として年々銀九貫匁を幕府に上納し初めて是れの特許を得たり。時に明和九年なりき。當時八十四枚の株數ありて此の株を所有せざる者は問屋業を營む能はざるの制なり。故に問屋業に加はらんと欲せば只明\*株の出づるを待ちて之れを讓受し其の株に屬する一切の義務を負擔して開業するを得るの一途ありしのみ。降りて天保十三年物價大に暴騰し細民窮苦に迫り餓李路に横はり天下の困憊實に名狀すべからざりしかば官是れが救済として物價低落の法を講じ一般の株仲間を廢し冥加金の上納を停めしに尙低落の趨勢なく却りて其の權衡を失ふに至りしに因り嘉永四年

官は二たび株制を興して問屋は冥加金を納むること故の如くせられき。然れども株數は減じて曩の八十四株は其の半數となれり。明治初年株制全く廢せらるるや更に仕切金高の難分を魚市場税として上納し明治六年に至り問屋は減じて三十九戸となり現今は更に二十七戸となれり。明治三十年度より地方税は國税となり營業税法により市場税も廢せられ何人と雖自由に問屋業を營むを得るに至り増壁は破られ門戸の開かれし今日に於いても從來の仲間規約は依然として存せられ、此の規約に據らざるものを仲間外とし之れと一般の取引を爲さざる慣習あり。

仲買

仲買とは問屋より生魚を買受け之れを一般需要者及び小賣商人に販賣するものにして、即、中間に立ちて汎く需要者の利便を圖る營業なり。其の濫觴は天和三年の頃生魚の入船頗多くして市場に堆積し到底之れを賣盡くすこと能はざりしかば問屋は其の傭人等をして隨意需用者に賣出ださしめしにあり。蓋生魚は最迅速なる取引を要するに起りしものにして、爾來屢々行はれしより遂に專業と爲り前賣生魚商人と稱し即仲買の謂にして後又出買と云ふ。故に常に問屋に對して一步を讓るの風あり。其の組織は組合にして明治七年規約を改め同業者間の惡弊を矯正し明治二十一年より仲買人税は市場税に入り同三十年度より生魚卸賣業として營業せり。現今八十五名あり。

荷主

荷主は近くは攝泉及び淡路紀州より遠くは四國中國九州東國に亘り各何れも其の沿海漁夫の獲得せし種々の鮮魚を買聚して之れを市場に輸送し問屋に委託して賣買を了へ仕切書と價金の交附とを受け歸帆するものにして、當市場に於いては一に之れを客人と唱ふ。維新以前は漁船のみにて輸送せしが明治十年頃より汽船の航路開けしより冬季間に於いて九州地方より輸入するを初とし漸次

航路の發達に伴なひ中國四國紀州等よりも汽船積魚荷も入り明治廿七八年頃より運輸機關の一層完備せしより東國及び北國地方の魚荷も集まるに至れり故に維新前に比すれば魚荷は數倍せざるべからざるが如くなれども而も實際に於いて其の著しき増加を見ざるものは蓋此等運輸機關を利用して直ちに各方面に分輸し且近年漁業地方に於いても魚類の需用多きを以つて當市場迄輸入し來たるに及ばざるもの多きに因るならん。

商人

當市場に毎朝集合する生魚商人は約三千餘人あり十中の九は大阪市内の商人にして其の一部は府下郡部及び隣國より來たるものにして其の内信用を得て問屋の貸賣をなす生魚商及び料理商は一干餘人あり其の他は小商人なり小商人は一名「ザルフリ」又は「カツギ」と唱へ現金にて賣渡し後信用を得るに隨ひ貸賣を爲し遂に一般商人に取立つる等の習慣にして以上諸商人は各自鮮魚の安價なるものを適宜に調達して營業するものたり故に一朝糶市の好景氣なるときは直ちに高價となり又糶市にして不景氣ならば廉價となり其の價格の變動の甚しき諸物價中魚價より甚しきはなし而も商人は巧に此の間に處して日々着荷する魚類は即日賣買し盡して一品だも餘さず以つてよく一般需要者に販賣するを業とせり。

問屋と荷主との關係

問屋に於いては往古より取引上の信任を以つて仕入と稱し諸國荷主に將來鮮魚の輸送を保證せしめ魚代金の前貸し即資金貸與するの習慣あり其の仕入の方法は數百千圓の金を無利息にて一箇年乃至三箇年据置き着荷の都度仕切金の内より一割乃至二割を控除して前貸金の辨済に充つるものにして之れを留金と稱す而して自然漁業地漁獲豊かならずして輸送少なく荷主の期間内に前借を

辨償し了はらざることもありとも問屋は決して之れに對し直ちに仕入金の返済を逼るが如きこと無し故に荷主にして他の問屋へ魚荷を積送するが如き事あらば仕入ある問屋は着荷問屋に對し其の荷を取戻すの權利あるを以つて右仕入をなさざる問屋は着荷おのづから稀なり然して漁船の到着したる時は問屋は之れを濱納家に水揚して直ちに揚前帳簿に登記し魚類の種類大小員數を詳細に取調べて之れを糶市に附し荷主及び代人は親しく之れを監視す故に問屋は水揚帳に依りて直ちに荷主に仕切書と共に代金を交付し隨ひて兩者の間は全く直取引にして若他日に至り員數或ひは價格に支吾を生ずることあるときは水揚帳に對照し之れに記載あるものを以つて正確と斷定す問屋口錢は雜喉場一般濱賣と稱し金三錢六厘を一貫出とし荷主へは金二錢八厘八毛の割合を以つて仕切書を出だす是れを下りと唱ふ又現金賣は正味賣といひ此の一貫出は金三錢四厘にして又歩引と云ふものありて仲買へは金高より七歩即一圓に對し七錢を引去り其の他のものへは節季勘定の際平均五歩二厘五毛即一圓に對し五錢二厘五毛を引去る故に問屋口錢は一割二分五厘の定なれども當日荷主に損失多きときは仕切増等ありて差引正味七歩位の割合に當れり。

問屋と仲買との關係

當市場は他の市場と異なり常に仲買人のみならず一般魚商人と雖糶市に并立して買取し得るを以つて仲買の營業は大いに困難なり然れども問屋は仲買の唱ふる價格と商人の唱ふる價格と同等ならば仲買人に賣捌くを普通とす然して仲買は市場に限る賣買にして市場外にて取引するは仲間規約の許さざる所にして問屋と仲買との間は多く貸賣にして維新前には六十日間の貸與をなせしが明治初年に至り三十日に短縮し明治十年頃より更に短縮して十五日間となせり是れ仲買人は普通の商人よりも金高の嵩むを以つてなり而して仲買人より一般商人の取引計算は市場一定の支拂期

日と同じく、且つ商人に對し平均五歩二厘五毛を控除して計算をなし、只問屋より金高の七歩即一圓に對し金七錢を引去る。其の差金は仲買人たるもの、收得なるを以つて仲買の手數料は一定せず。然して市場一般に關し商人に對する制裁及び臨時の市場一般に關する事項は問屋と協同して施行するものとす。

問屋と商人との關係

元來問屋は魚商人及び料理商其他何人に限らず市立賣買問價格の高き者に直接賣捌くものなるを以つて商人の問屋に於いて買取る能はざる時は糶市の後仲買に就いて之れを調ふるものとす。然して其の取引の計算は仲買人と同じく維新前は總べて六十日間貸與したるものなりしが明治初年の頃より三十日間に短縮し問屋は月末に書出と稱するものを發し買受商人は各得意先より賣掛金を取集め關係の問屋へ夫々拂金を持參せしむる習慣ありて、其の代價計算の際には毎月平均五歩二厘五毛即一圓に付き金五錢二厘五毛を控除して節季計算をなすものとす。

賣買の習慣

魚荷の到着したるときは各問屋は漁船より直ちに濱納家へ水揚して魚類の種類大小員數を詳細に取調べ之れを蒸籠に移し當日市場の光景を見定め各問屋同時間に順次糶市競賣に附し其の價を認定するは總べて其の魚類の形狀によるを普通とすれども鮪大鯧等の量方の重きものは量目を以つてするを常とす、而して平素取引を爲さずして面識なきものは皆現金取引なり。市立は毎朝早きは午前二時過ぎは同五時より開始し同八時に至りて全く終る。但、祝祭日には夜市と唱へ午前一時より開始することあり。糶賣は「サットハオモシロイ」の九字を以つて(是れ豊臣秀吉の市立を巡覽)市場一般の通り符牒と爲し、又、指頭を以つて價格を表示し其の賣買を了す。其の節季は通常市内の節季に比すれ

ば總べて五六日を過ぎ翌月七日迄を節季と唱へ、而して同日迄に買受人より代金を持參せざるものは不拂と稱し市場内に其の名を揭示して一般取引を爲さざるの慣例なり。故に買受人は必七日以内に代金を支拂はざるを得ず。是れ蓋他に比類少なき慣例なるべし。

生魚平均價格年表

拾貫目に付き

魚	安政年間	文久年間	明治元年	明治五年	明治十年	明治十五年	明治二十年	明治二十五年	明治三十年	明治三十四年
鯛	二五〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
鱈	六三〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇
鰻	一〇〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇
鰯	五〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
鰺	五五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
鰈	七五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇
鰩	九〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
鰆	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰯	一五〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
鰺	一五〇	一六〇	一六〇							

海 老	安政年間	文久年間	明治元年	明治五年	明治十年	明治十五年	明治二十年	明治二十五年	明治三十年	明治三十四年
	四八〇	六五〇	九五〇	二〇〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
	四八〇	六五〇	九五〇	二〇〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
	四八〇	六五〇	九五〇	二〇〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
	四八〇	六五〇	九五〇	二〇〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
	四八〇	六五〇	九五〇	二〇〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
	四八〇	六五〇	九五〇	二〇〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
	四八〇	六五〇	九五〇	二〇〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
	四八〇	六五〇	九五〇	二〇〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
	四八〇	六五〇	九五〇	二〇〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
四八〇	六五〇	九五〇	二〇〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	

備考 安政年間の價格より文久年間の價格は聊高しと雖是れ維新の曙光既に洩れ諸物價暴騰せし際なるに因る而して明治五年頃より同十五年頃迄は稍平均價格を保ち、其の後明治二十五年頃迄の間に非常に低落したるときありと雖平均せば聊騰貴の光景を顯せり。爾來明治二十七八年頃より諸物價の暴騰に伴ない生魚の價格の暴騰も亦甚し、然れども生魚は往古より漁不漁等に關せず同種類と雖大小多寡鮮否需用の多寡及び賣買の時期等に依りて大いに價格の變動をなすものなるを以つて確なる一定の價格を知る能はず。本表は單に當市場に輸入し來たる魚類の一部を調査し以つて其の概略を示すものにして、其の他諸雜魚の價格は前記の價格を標準となさば稍其の概略を知ることを得べけん。

輸入金額年表

年	漁船輸入高	汽船輸入高	合計高
明治十年	三五七、〇〇二	二〇、六九二	三七七、六九四
明治十一年	四三三、二〇六	三〇、〇七八	四六三、二八四
明治十二年	四五七、九〇五	二七、九五〇	四八五、八五五
明治十三年	四四七、八九四	三四、六三二	四八二、五二六

年	漁船輸入高	汽船輸入高	合計高
明治十四年	五四二、〇二一	四六、七二九	五八八、七五〇
明治十五年	四八七、四五五	三八、六二七	五二六、〇八二
明治十六年	四〇四、四一六	五九、七八〇	四六四、一九六
明治十七年	三五九、九三三	八七、二四五	四四七、一七八
明治十八年	二五七、九九九	一四七、六五三	四〇五、六五二
明治十九年	二八一、二三〇	一七六、五八〇	四五七、八一〇
明治二十年	二八六、六六二	二一五、九一八	五〇二、五八〇
明治二十一年	二九一、二四六	二〇五、四四四	四九六、六九〇
明治二十二年	二三七、六八〇	一六八、九二〇	四〇六、六〇〇
明治二十三年	二二八、二〇〇	一五五、三一〇	三七三、五一〇
明治二十四年	二二〇、二四二	一七一、二四九	四〇一、四九一
明治二十五年	二五四、五二〇	二〇七、二八〇	四六一、八〇〇
明治二十六年	二三八、七二八	二五六、七七二	四九五、五〇〇
明治二十七年	二九〇、七七五	二四五、七二五	五三六、五〇〇
明治二十八年	五五九、七一五	二九七、八五〇	八五七、五六五
明治二十九年	八〇二、六九五	三七五、九三五	一一七八、六三〇
明治三十年	八五一、五一六	四四三、〇〇七	一二九四、五二三
明治三十一年	七九六、五二二	四八六、六一五	一二八三、一三七
明治三十二年	七七八、四四二	五二七、六九〇	一、三〇六、一三二

明治三十三年	八三五、七二七	七〇五、八二五	一、五四一、五四二
明治三十四年	九七〇、六一七	六七〇、八三九	一、六四一、四五八
合計			

備考 本表中に年々の輸入金額は明治十年頃より同二十七年頃迄は漁獲の多寡等によりて聊か變動ありと雖明治二十七八年戦役後より諸物價の騰貴せしに伴なひ魚類の如きも大いに高價を顯はし同年以前に比すれば殆三倍の差異あり然れども其の輸入數量に於いて昔日と現今とは大差なきは既に論じたるが如し。

漁船積及び汽船汽車積輸入額月明細表

月次	漁船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	汽船積	
明治十年	50,155	5,180	19,674	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	
明治十五年	37,611	9,601	30,011	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
明治二十年	115,600	27,972	76,888	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751	30,751
明治二十五年	141,577	33,167	61,300	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510
明治三十年	44,268	10,129	18,628	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634	6,634
明治三十四年	52,959	13,571	15,153	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063	6,063

備考 總べて生魚輸入の繁閑は各浦々漁業地に於いて漁獲に對する天候の如何に伴なへども賣

合計	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月
汽船積	5,389	3,058	1,178	2,278	2,075	2,540	2,795	5,145
汽船積	8,879	4,745	1,781	3,384	3,510	3,710	3,605	5,207
汽船積	3,073	2,050	1,903	2,434	3,358	3,594	2,679	2,823
汽船積	4,610	2,073	1,906	2,279	3,410	2,780	2,025	3,946
汽船積	12,144	7,933	5,803	11,726	12,778	12,778	10,775	16,650
汽船積	16,461	14,554	11,662	19,675	21,330	21,330	17,775	25,631

買金額は輸入少量なりとも祝祭日等にて需用多き時は自然價格を騰貴せしむるを以つて輸入多量にして需用の少なき時の買金額より遙かに優ることあり。一箇年間に於いて平均輸入品の多量なるは一月、三月、五月、七月、十一月、十二月なりとす。  
 (理由十一、十二月は冷氣なるを以つて汽車汽船の便に依り遠隔の地より輸入する魚類の集合するに因る。

三月は活船登り并に汽船便の輸入多くして數量は十二月より稍劣れりと雖一般需用多量を要するを以つて價格騰貴す。然れども其の金額に於いては大差なし。  
 五月は魚島と唱ふる時季にして鯛の輸入多量なるを以つてなり。  
 七月は當地夏季祭禮の月にして需用の最多き鱧の輸入多量なるを以つてなり。

魚類産出額別明細表

阿波國	讃岐國	紀伊國	淡路國	播磨國	和泉國	攝津國
明治三十年	三三九八〇	一一六五〇七	一五五、三三三	二八四、七九五	二一九、四三二	三八、八三六
明治三十一年	三二八九八	一一四、五八二	一五三、九七六	二〇〇、〇〇〇	二八、二三四	三八、四九四
明治三十二年	三三、〇〇三	一〇七、五三三	一五三、五〇五	三〇、七九九	二〇、〇六一	三三、一八四
明治三十三年	一四、四四六	一三八、七三九	一八四、九八五	三四、四一五	一五、四一五	四六、二四六
明治三十四年	一五、九三三	一四七、七三二	一九六、九七五	三五、一一〇	一六、一四七	四九、二四四

伊豫國	土佐國	備前國	備中國	備後國	安藝國	周防國	長門國	筑前國	豊前國	豊後國	肥前國	日向國	大隅國	薩摩國	壹岐國	對馬國	伊勢國	志摩國
五、七八一	八四、一四四	一一、五四五	三、八八四	一五、五三四	二五、八九〇	六四、七二六	一九、四一八	一一、二九四	七、七七	二五、八九〇	一四、二四〇	一一、九四五	七、八五	一一、〇	五、一八	九、〇六	一六、八二九	五、〇〇八
五、一三三五	八三、四〇四	一一、二八三	三、八四九	一一、五四八	二五、六六三	六四、一五七	一九、二五〇	一一、二八三	七、七〇	二五、六六三	一四、一四	一一、九八七	七、六八	一一、二五七	五、一三	八、九八	一六、六八〇	三、八四八
四、二二四五	九四、八九九	七、七六六	五、九一八	六、七五五	三、一三三	六五、三〇七	二〇、九二	八、〇六	二、八三	二、一三三	一九、八六七	一七、〇六一	三、八四	一一、〇	一一、三	三、四	一八、四八〇	四、六〇〇
六、一六六二	一〇〇、二〇〇	一五、四一五	四、六二五	一六、九五七	三、〇八一	七、七〇七	一一、一三三	一〇、一	九、二五	三、〇三三	一七、六五七	一〇、四一五	六、一六	一一、〇	一一、五	五、七九	二五、〇四〇	五、六二五
六、五、六五八	一〇六、六九五	一六、四一四	四、九二五	一八、〇五六	三、三二九	八、二〇七	一一、九二二	一〇、九二	九、八五	三、三二九	一八、〇五六	一一、二四	九、八四	一、六四	六、五九	一一、四九	二六、四三三	四、九二四







市場并に取引所

市場名	所在地	年次	數量	價格
鳥市 北區野田町	天滿魚市 北區天神筋町	同		五、〇〇〇・〇〇〇
		同		三、〇〇〇・〇〇〇
		同		四、六〇〇・〇〇〇
		同		五、〇〇〇・〇〇〇
		同		五、〇〇〇・〇〇〇
		明治二十九年		七二〇・〇〇〇
		同		
		同		
		同		
		同		
同			五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	
同			二二五、〇〇〇・〇〇〇	
同			二〇〇、〇〇〇・〇〇〇	
同			一八五、〇〇〇・〇〇〇	
同			一九〇、〇〇〇・〇〇〇	
同			一六〇、〇〇〇・〇〇〇	
同			五〇、〇〇〇・〇〇〇	
同			三〇、〇五〇・〇〇〇	
同			三五、〇〇〇・〇〇〇	
同			三五、〇〇〇・〇〇〇	
同			二九、五一〇・〇〇〇	
同			二九、一五〇・〇〇〇	

二五一

市場名	所在地	年次	數量	價格
青物市 南區難波	青物市 西區九條町	同		二七、八〇〇・〇〇〇
		明治二十一年		八七、〇〇〇・〇〇〇
		同		八九、〇〇〇・〇〇〇
		同		七二、〇〇〇・〇〇〇
		同		五、六五〇・〇〇〇
		同		五、四五〇・〇〇〇
		同		四、五〇〇・〇〇〇
		同		三、九五〇・〇〇〇
		同		三、五〇〇・〇〇〇
		同		三、〇〇〇・〇〇〇
同		三、〇〇〇		
同		一、九七〇		
同		二、一一五		
同		三、一八〇		
同		三、〇七〇		
同		四、一二五		
同		四、二六五		
同		四、八二〇		
同		五、五三〇		
同		五、八五〇		
同		三、〇〇〇		
同		三、二五〇		

二五〇

青物市	市場名	所在地	開市日	出来高	価格	競賣	買振の概況	市場の口銭	市場建物の他財物	市場に對する商人組合	創立年月及び沿革の概略	年次	數量	價
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十年	同	九〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十一年	同	六〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十二年	同	五五〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十三年	同	四〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十四年	同	三五〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十五年	同	二〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十六年	同	一〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十七年	同	一〇〇・〇〇〇

九一市場	市場名	所在地	開市日	出来高	価格	競賣	買振の概況	市場の口銭	市場建物の他財物	市場に對する商人組合	創立年月及び沿革の概略	年次	數量	價
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十八年	同	三、五〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治二十九年	同	三、六〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三十年	同	四、三二〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三十一年	同	六、〇〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三十二年	同	五、八〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三十三年	同	四、五〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三十四年	同	四、二〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三十五年	同	二、〇〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三十六年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三十七年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三十八年	同	四七五・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三十九年	同	八、〇〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四十年	同	一、二〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四十一年	同	一、二〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四十二年	同	一、二〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四十三年	同	一、二〇〇・〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四十四年	同	一、二〇〇・〇〇〇

市場名	所在地	年	次	量	價
阿部野青物市	天王寺村大字阿部野二百五十八番地	明治二十八年	同		一、〇〇〇・〇〇〇
桑津青物市	北百濟村大字桑津字芝百十二番地	同	三		一、四〇〇・〇〇〇
宮の前青物市	田邊村大字南田邊字南口	同	三		一、七〇〇・〇〇〇
千體青物市	墨江村大字千體	同	三		二、五〇〇・〇〇〇
濱口青物市	墨江村大字濱口	同	三		三、九〇〇・〇〇〇
遠里小野青物市	墨江村大字遠里小野	同	三		五、〇〇〇・〇〇〇
野堂青物市	平野郷町大字平野野堂百六十二番地	同	三		五、〇〇〇・〇〇〇

東成郡

市場名	所在地	開市日	出來高	價格	賣買振の概況	市場の口銭	市場建物の組合	創立年月及び沿革の概略
阿部野青物市	天王寺村大字阿部野二百五十八番地	毎年六月一日より翌年三月迄			糶賣	無	無	明治十八年
桑津青物市	北百濟村大字桑津字芝百十二番地	同上			同上	無	無	明治廿五年七月
宮の前青物市	田邊村大字南田邊字南口	同上			同上	無	無	明治十八年六月
千體青物市	墨江村大字千體	同上			同上	無	無	明治廿九年六月
濱口青物市	墨江村大字濱口	同上			同上	無	無	明治廿八年六月
遠里小野青物市	墨江村大字遠里小野	同上			同上	無	無	明治廿九年六月
野堂青物市	平野郷町大字平野野堂百六十二番地	同上			同上	無	無	不詳

市場名	所在地	開市日	出來高	價格	賣買振の概況	市場の口銭	市場建物の組合	創立年月及び沿革の概略
天下茶屋植木市	天王寺村大字天王寺字長池五百二十二番地	毎年四月十六日、二十の六ヶ月ごと、毎月四月の日に定む	不詳	二千四百圓内外	同上	同分の一	同	明治十八年四月
高崎古物市	平野郷町大字平野野堂四十五番地	毎月六、四、三、八の日に定む	不詳	同上	同上	同上	同	不詳
辰巳川魚市	中本村大字本庄	毎年七、八、九月の四ヶ月に定め、毎日開市す	百七十八	九十圓	同上	同上	同	明治二十年三月

備考 開市日中辰巳川魚市の如きは四ヶ月間毎日の開市なれども物品の多少に依り臨時開市又は短縮することあり、賣買出來高及び其の價額は青物の如きは明治二十年より同三十四年に至る各市場の合算年別は左表の如し、又植木及び川魚は明治二十年より同三十四年に至る平均一ヶ年の額を示したるものなり、其の他沿革は詳かならず。

賣買出來高及び價格

年	別	出	來	高	價
明治二十年	同			一四三八〇	一・一・二〇
同二十一年	同			一四三七〇	一・一・二三〇
同二十二年	同			一四二六〇	一・一・四九
同二十三年	同			一四二五〇	一・一・二〇〇
同二十四年	同			一四二四五〇	一・一・二九五
同二十五年	同			一四二四〇〇	一・一・二九九
同二十六年	同			一四二〇〇〇	一・一・三七〇
同二十七年	同			一四一九六〇	一・一・三二〇

年別	出	來	高	價	格
明治二十八年			一四一・八〇〇		一・三四〇
同 二十九			一五七・八二〇		三・六五七
同 三十			一五六・七〇〇		四・九九五
同 三十一			一五七・六〇〇		五・八七九
同 三十二			一二二・一〇〇		六・三一
同 三十三年			一二二・六〇〇		六・五八三
同 三十四			一二三・七五五		六・五九六

備考 明治二十九年以降に於いて出来高と価格との増加せしは市場の増設に因り、数量と価格との差隔なるは物價の昇騰に因る。

三島郡

市場名	所在地	開市日	出来高	價格	賣買振の概況	市場の口銭	市場の建てる商人	創立年月及び沿革の概略
青物市	三ヶ枝村大字唐崎	七月一日より一ヶ月間	不詳	二百三十圓	賣	賣買價額の四分の一割	無	不詳
同	吹田村	六月廿五日より一ヶ月間	一萬七千圓	百五十圓	同上	同上	同上	今を距る百年以前の創設
同	山田村大字山田中	四月一日	一萬二千六百五十圓	千七十五圓	同上	同上	同上	明治二十六年四月
同	高槻町大字高槻	八月より翌年三月迄	不詳	八百圓	同上	同上	同上	明治八年八月
古物市	同上	毎月一回	不詳	二百圓	同上	同上	同上	明治三十一年七月

備考 明治二十年より同二十三年迄の賣買出来高と其の價格とは詳かならず、本表に掲げしは明治三十四年の事實に依る。開市日は毎月一回のものは期日を定めず、三回のものは十日、十回のもの隔日とす、沿革に至りてはみな詳かならず。

豊能郡

市場名	所在地	開市日	出来高	價格	賣買振の概況	市場の口銭	市場の建てる商人	創立年月及び沿革の概略
同 青物市	茨木町大字茨木	毎月三回	不詳	不詳	同上	同上	同上	明治三十四年五月
同	同上	毎月十五日	不詳	不詳	同上	同上	同上	明治三十年五月
同	三島村大字田中	同上	不詳	千五百圓	同上	同上	同上	明治三十年
青物市	池田町字仲ノ町	六月二十日より翌年四月三十日迄	不詳	八千圓	賣	賣買價額の四分の一割	無	創設の年月詳かならず、寛文年中なり、明治初年四月より、今三ヶ月にたり
同	池田町字上池田	毎月三回三日の日	不詳	百圓	同上	同上	同上	明治三十四年八月より開園、賣買の盛時は四月より九月の間なり
同	豊中村大字南森	三月初旬より五月中旬に至る	不詳	三千圓	同上	同上	同上	創立年月詳かならず、維新前より、今市なり、南ノ市、南ノ市との間に、今市は北ノ市を繼ぎて
同	小曾根村大字寺	毎年四月一日より五月二十日迄	一萬六千八百圓	千二百八十圓	同上	同上	同上	今を距る五十年の創設なり

備考 本表中吳服園は園主小林治助の獨設にして純然たる市場に非らざれども、他より同商の來たりて盛に競賣を爲し、殆ど市場と異なるなき觀あるを以つて此に掲ぐ、又新免市場は明治三十四年七月同大字岡町に支場を開設し、其の他の果物を賣買せり、其の他、熊野田村に田中治作、安丸伊三郎、瀧山定吉、田中久兵衛等、各自獨立にて菜蔬賣買類の營業を爲せるものあり。

市場并に取引所





市場名	所在地	開市日	出来高	価格	買振概況	市場の口銭	市場建物其の他財産	市場に對する商人組合	創立年月及び沿革の概要
古手市	瓜村大字北王子	毎月三八の日			糶賣	買上高一 五錢に付き	無	無	明治二十四年七月九日大字大島に設立し、同二十九年現在の地に移轉せり。初は毎月四九の開市なりしを三八の日に變更せり。
同	東陶器村大字福田	毎月六回一六ノ日 さす			同	買上高一 參錢に付き	同	同	明治廿四年六月の創設にして、廿六 七兩年は買高一圓に付き三錢五厘 の口銭を徴し、同廿八年改めて今日 に至り、著しき盛衰なし。
青物市	船松村	毎年五月下旬より 三ヶ月間			同	買上高一 四錢に付き	同	同	明治十八年六月四日の創設なり
牛馬市	同	年中休日無し			同	買上高一 四錢に付き	市場一棟 附三十七坪餘 六十一坪餘	同	明治三十三年九月二日の創設なり
古手市	五ヶ莊村大字北花 田	毎月、五、十、十五、 廿二十五、卅日			同	買上高一 四錢に付き	無	同	明治三十二年三月の創設なれども、 同年八月以降開市日に開くこと能は ざるに至れり。
魚市	大津村大字下條大 津	不 定			同	買上高一 五錢に付き	木造五坪一棟	同	明治二十年二月十三日河合保太郎單 獨の設立に係れり。
古手市	國府村大字府中	毎月四九の日			同	買上高百 分の一	無	同	明治二十年一月の創設なり

備考 出来高及び價格を各年別すれば左表の如し。  
本表の外高石村に北魚市及び同村今在家魚市、大津村字宇多大津魚市ありしが目下皆中止  
せり。

市場名	所在地	年次	數	量	價
		明治三十年		二八〇、〇〇〇 <sup>甲</sup>	二、八〇〇、〇〇〇 <sup>甲</sup>

市場名	所在地	年次	數	量	價
青物市	向井村大字中筋字走 上り	明治三十年	三	二七五、〇〇〇	二、七五〇、〇〇〇
青物市	同	同	三	二五二、〇〇〇	二、五二〇、〇〇〇
青物市	同	同	三	二六〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
青物市	同	同	三	二七〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
青物市	同	明治三十一年	三	三〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
青物市	同	同	三	二五五、〇〇〇	二、五五〇、〇〇〇
青物市	同	同	三	二二〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
青物市	同	同	三	二二〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
青物市	同	同	三	二五〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
青物市	同	同	三	三〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
高石南魚市	高石村大字高石南	明治三十二年	三	三、七一一	一、二二二、〇〇〇
高石南魚市	同	同	三	四、五三七	一、九五四、〇〇〇
高石南魚市	同	同	三	三、一五五	一、八一七、〇〇〇
出島魚市	同	明治三十五年	同	詳	一、四五七、五八六
出島魚市	同	同	同	詳	四、四三五、三〇九
出島魚市	同	同	同	詳	不詳
出島魚市	同	同	同	詳	同
出島魚市	同	同	同	詳	六、九七六、一八二
出島魚市	同	同	同	詳	八、七六二、一八二

市場并に取引所



市場名	所在地	年次	數量	價格
魚 市 濱 寺 村		明治三十一年	同	九〇〇・〇〇〇
		明治三十二年	同	八五〇・〇〇〇
		明治三十三年	同	一、〇八〇・〇〇〇
		明治三十四年	同	一、一五〇・〇〇〇
		明治二十一年	一六、五〇〇	四、四〇〇・〇〇〇
		明治二十二年	一六、五〇〇	四、四〇〇・〇〇〇
		明治二十三年	一六、五〇〇	四、四〇〇・〇〇〇
		明治二十四年	一六、五〇〇	四、四〇〇・〇〇〇
		明治二十五年	一六、五〇〇	四、四〇〇・〇〇〇
		明治二十六年	三〇、二五〇	五、四〇〇・〇〇〇
		明治二十七年	三〇、二五〇	五、四〇〇・〇〇〇
		明治二十八年	三〇、二五〇	五、四〇〇・〇〇〇
		明治二十九年	三〇、二五〇	五、四〇〇・〇〇〇
		明治三十年	三〇、七五〇	八、二二〇・〇〇〇
		明治三十二年	三〇、七五〇	八、二二〇・〇〇〇

二六四

市場名	所在地	年次	數量	價格
古 手 市 東陶器村、大字福田		明治三十四年	同	八、二二〇・〇〇〇
		明治三十五年	同	八、〇〇〇・〇〇〇
		明治三十六年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治三十七年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治三十八年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治三十九年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治四十年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治四十一年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治四十二年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治四十三年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治四十四年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治四十五年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治四十六年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治四十七年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治四十八年	同	一、〇〇〇・〇〇〇
古 手 市 鳳村大字北王子		明治三十四年	詳	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治三十五年	詳	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治三十六年	詳	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治三十七年	詳	一、〇〇〇・〇〇〇
		明治三十八年	詳	一、〇〇〇・〇〇〇

市場并に取引所

二六五

市場名	所在地	年次	數量	價格
青物市	船松村	明治二十四年	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
		明治二十五年	一、〇七五、〇〇〇	二、一五〇、〇〇〇
		明治二十六年	一、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
		明治二十七年	一、二七五、〇〇〇	二、三五〇、〇〇〇
		明治二十八年	一、二五〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
		明治二十九年	一、二五〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
		明治三十年	一、四〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇
		明治三十一年	一、二〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
		明治三十二年	一、〇四〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇
		明治三十三年	一、〇二六、六六二	三、〇八〇、〇〇〇
		明治三十四年	一、五一六、六六二	四、五五〇、〇〇〇
牛馬市	船松村	明治三十三年九月より同三十四年末に至る	八九六	一四、一〇五、二五〇
古手市	五ヶ莊村大字北花田	明治三十二年	九一〇	三二一、九九〇
		明治二十一年	詳	五〇五、〇六八
		明治二十年	詳	六五一、九八五
		同	同	六三二、七一
		同	同	同

二六六

市場名	所在地	開市日	出來高	價額	概況	市場の口	市場の建物	市場に對する商人組合	創立年月及沿革の概畧
魚市	大津村大字下條大津	同	同	同	同	同	同	同	五二二・二二六
		同	同	同	同	同	同	同	三五四・四二八
		同	同	同	同	同	同	同	三七二・一〇三
		同	同	同	同	同	同	同	三九三・四八四
		同	同	同	同	同	同	同	三七〇・五〇五
		同	同	同	同	同	同	同	三九六・三八四
		同	同	同	同	同	同	同	五一三・六五〇
		同	同	同	同	同	同	同	四九一・〇三四
		同	同	同	同	同	同	同	六二三・〇二三
		同	同	同	同	同	同	同	六四五・七八六
		同	同	同	同	同	同	同	七五三・五〇〇
		同	同	同	同	同	同	同	七二三・八〇〇
古手市	國府村大字府中	明治二十年より同三十四年に至る	同	同	同	同	同	同	一二、〇〇〇、〇〇〇

市場并に取引所

二六七



市場名	所在地	開市日	出来高	価格	買振概況	市場の口銭	市場の建物 その他財産物	市場に對する 商人組合	創立年月及び沿革の概略
古物市	長野村大字長野	毎月五、十の			同	賣金一圓に付 き三錢	九坪棟	五十人	明治三十三年六月
古物市	宮田林町大字宮田	毎月四、九の			同	賣金一圓に 付き五錢	三坪棟	十人	明治三十三年三月
新吉青物市	同上	毎月八、九、十 の三ヶ月			同	賣金一圓に 付き四錢	四坪棟	十七人	明治三十三年八月
中安魚市	同上	毎日			同	賣金一圓に 付き六錢五厘	四坪棟	十五人	明治十六年八月
牛市	駒ヶ谷村大字駒ヶ谷		明治二十一年	四八〇					
			二十二年	四六〇					
			二十三年	四三〇					
			二十四年	四二〇					
			二十五年	四二七					
			二十六年	四五〇					
			二十七年	四〇〇					
			二十八年	三九二					
			二十九年	三八〇					
			三十年	四〇〇					
			三十一年	三八〇					
			三十二年	三五〇					

市場名	所在地	開市日	出来高	価格	買振概況	市場の口銭	市場の建物 その他財産物	市場に對する 商人組合	創立年月及び沿革の概略
波有手魚市	西鳥取村		明治三十二年	六三七〇					
新魚市	同上		三十三年	三二五〇					
魚市	西信達村岡		三十四年	六三〇〇					
魚市	尾崎村中ノ町濱			九〇〇〇					
古物市	同上			二二〇〇					
青物市	同上			二二〇〇					
日新魚市	北掃守村春木			二二〇〇					
南魚市	多奈川村大字小島			二二〇〇					
深日魚市場	深日村			二二〇〇					
牛市	駒ヶ谷村大字駒ヶ	六月一日より 十一月一日よ り十日迄			各府縣より 來たる 買主より 買入	牛部十二 ヶ所十九 坪	八十九坪	單に仲立 みあるの 人	四百年以前の創立にして、當時駒ヶ 谷牛市と稱し殊に有名なりき、幕府 の頃に至り他に開股を許さざりしが、 以て最長の盛を極め、維新後、稍 衰微せり。 創立の年月詳ならず、一度中絶し 明治三十五年二月に至り再興せり。
植木市	金岡村大字長曾根 二百四十六番地	毎月三、八の 日			賣金一圓に 付き十二錢五	賣金二百	四坪	八十五人	明治二十三年
古道具市	太田村大字太田	毎月四、九の 日			賣金一圓に 付き五錢	賣金二百	五坪	十五人	明治二十三年
小山市	小山村四百七十番 地	毎月十日			賣金一圓に 付き五錢	賣金二百	六坪	三十八人	明治三十四年七月

市場名	所在地	年次	出	來	高	價
富田林町大字富田林	富田林町大字富田林	明治二十一年			九、一五〇	五、五八〇
		明治二十二年			九、二三〇	五、六七〇
		明治二十三年			九、三七〇	五、七八〇
		明治二十四年			九、一五〇	五、八五〇
		明治二十五年			九、〇七五	五、九一〇
		明治二十六年			九、〇八七	五、九八〇
		明治二十七年			九、一五〇	五、九七〇
		明治二十八年			九、二五〇	五、八五〇
竹吉青物市	富田林町大字富田林	明治三十三年			四八五	四九五
		明治三十四年			四八五	四九五
古物市	富田林村大字富田林	明治三十三年			五七五	九三六
		明治三十四年			四八四	八五〇
古物市	長野村大字長野	明治三十三年			五〇〇	二一六
		明治三十四年			二三〇	一〇八
小山市	小山村四百七十番地	明治三十四年			一一〇	二四
		明治三十五年			一一〇	九二
		明治三十六年			一一〇	九三
		明治三十七年			一一〇	九三
		明治三十八年			一一〇	九三
		明治三十九年			一一〇	九三
		明治四十年			一一〇	九三

市場名	所在地	年次	出	來	高	價
古道具市	太田村大字太田	明治二十三年			二二〇	七五
		明治二十四年			二二〇	七三
		明治二十五年			二二〇	七三
		明治二十六年			二二〇	七三
		明治二十七年			二二〇	七三
		明治二十八年			二二〇	七三
		明治二十九年			二二〇	七三
		明治三十年			二二〇	七三
		明治三十二年			二二〇	七三
		明治三十三年			二二〇	七三
		明治三十四年			二二〇	七三
		明治三十五年			二二〇	七三
		明治三十六年			二二〇	七三
		明治三十七年			二二〇	七三
		明治三十八年			二二〇	七三
		明治三十九年			二二〇	七三
		明治四十年			二二〇	七三
植木市	金岡村大字長曾根	明治三十一年			一三、〇〇〇	二八〇
		明治三十二年			一五、〇〇〇	三五〇
		明治三十三年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治三十四年			二五、〇〇〇	六八〇
		明治三十五年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治三十六年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治三十七年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治三十八年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治三十九年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治四十年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治四十一年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治四十二年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治四十三年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治四十四年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治四十五年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治四十六年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治四十七年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治四十八年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治四十九年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治五十年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治五十一年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治五十二年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治五十三年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治五十四年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治五十五年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治五十六年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治五十七年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治五十八年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治五十九年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治六十年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治六十一年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治六十二年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治六十三年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治六十四年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治六十五年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治六十六年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治六十七年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治六十八年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治六十九年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治七十年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治七十一年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治七十二年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治七十三年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治七十四年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治七十五年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治七十六年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治七十七年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治七十八年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治七十九年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治八十年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治八十一年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治八十二年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治八十三年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治八十四年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治八十五年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治八十六年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治八十七年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治八十八年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治八十九年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治九十年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治九十一年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治九十二年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治九十三年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治九十四年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治九十五年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治九十六年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治九十七年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治九十八年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治九十九年			二二、〇〇〇	四八〇
		明治一百年			二二、〇〇〇	四八〇

市場名	所在地	地年	次出	來高	價格
中安魚市		明治二十八年		八、九五〇	五、九六〇
		同 二十九年		九、〇七八	六、〇八五
		同 三十年		九、一九八	六、一二〇
		同 三十一年		九、二八八	六、〇八〇
		同 三十二年		九、三五〇	六、一一〇
		同 三十三年		九、二八〇	六、〇五〇
		同 三十四年		九、三九〇	六、一二〇

中河内郡

本郡には市場に類し古物を賣買せるもの五箇處あれども其の名稱もなく只附近の同業商人の集合して相互の古物賣買を爲すに止まりいまだ市場たるの實體を備へざるものなるを以つて之れを省けり。

北河内郡

市場名	所在地	開市日	出來高價格	賣買振の概況	市場の口	市場建物其の他財產	市場に對する商人組合	創立年月及び沿革の概畧
佐太古道具市	庭窪村大字佐太	毎月四九の日	不詳	不詳	錢	無	無	明治三十三年

備考 本市場の外明治二十年以降守口町及び庭窪村に於いて古道具又は青物を鬻ぐ市場ありしが現今は殆廢絶に歸せり。

第四款 株式會社堂島米穀取引所

大阪堂島米市場は全國米穀取引場の始祖にして少しく市場に關する者にして堂島の名を知らざるは無し然れども維新の際に舊録古簿を失して遂に正確なる創始と沿革とは得て詳かにする能はず。故に今は纔に残存せる斷編に依りてまづ堂島の起源より説かんとす。

上古澱江の流末に當りて幾多の沙洲點々葦布し堂島は即その一小沙洲なりき。聖徳太子の佛敎守屋を亡ぼし四天王寺を玉造の岸に建立し給ふ時に當り堂の吹流されて此の沙島に着せしより此の堂島の名起るといふ然れども又或ひは曰ふ其の用材を置きし處と又此の島を夾みて水流南北に岐るるを以て時人洞島と稱せしを後堂島に轉訛せるなりと更に一説あり往昔一風流人あり京師より來たりて此の島に居を構へ庭に梅櫻牡丹蓮菊を移植して之れを愛翫し扇して五花堂と名け殊に有名なる雅人なりしを以て此の一帶を堂島と呼ぶに至りき。現時米價の高低を左右する唯一の市場として其般賑なると天下に冠絶すれども近く元祿の頃迄は倭樹小竹の叢たるに過ぎざりき。

是れより先天正年中伏見の最繁榮を極めし頃に當り山城國八幡の邊陲に與右衛門と稱するものありき人と爲り顯敏明智常人に絶し偶淀長堤四十八町の修築を請負ひて六千五百の人夫を使役せしに世人は皆工事の監督と成功とを危疑し且請負の低廉なるを以つて一朝にして破産の奇禍に陥るならんと冷笑せしが機敏なる與右衛門は堤畔の處々に伐殘せる並木の松枝に踞して左右を顧眄するを得る装置を作し一時に數多の工夫を統督したりしかば一人として其業を懈るものなく殊に其の措置悉宜に適し世人の豫想に反して工事は忽竣へ却りて巨額の利潤を得たりき。與右衛門是に於いて數萬の黄金を懐にして大阪に來たり當時大阪築城に際して又その工事の用途と爲り深く豊臣

秀吉の寵眷を得て地を大阪北濱大川町(今の淀屋)に與へられ、家を此處に構へて商號を淀屋と名づけ、而も其の商畧とせし所は時價低廉なる物品を購入し相場の昂騰するを俟ち賣却するに在りき、嘗一丸に付き百三十匁の「トタン」を買占めしに、其の豫期せしが如く價格の昂騰せざりしを以つて、毎歲新海に付替へ數年間時を待ちしに、由來變動するは物價の常勢なれば、此の「トタン」も亦暴騰して一九四貫三百目と云ふ格外の高價を顯はししかば、貯藏の「トタン」八百六十九を一時に賣却せり、斯くの如くして、屢巨利を博し、大川町の邸に十二棟の銀庫及び四十七棟の貨物庫を建てし是れを呼ぶに、いは順を以つてし、倉庫の内には種々の貨物を收めて其の品名を限らざりき、中に就きて米粟は十中の七八を占め、常に豊臣氏の麾下に糧米を致し致て其の供給を怠らざりしを以つて黄金の鶏を賞與せられ、又廣く需用に應じて門前に市を立てし盛に米粟を賣買したりしかば、隨ひて商人の來たり集まる者極めて多く、是に米市場の濫觴をなすに至れり。

元和元年に至り豊臣氏亡びて世は徳川氏の治下と爲り、與右衛門亦死して其の子源右衛門繼ぐ、偶幕府燒燼の金銀を改鑄し、源右衛門此の事に與り多くの入夫を寄附して功有り、其の賞として改鑄金銀の二分を賞與せられき、(五分は公儀の費途に充て、三分は城代下總守の右に充て)寛永正保の頃に及びて幕府の眷顧益々厚く遂に諸侯の廻米を引請けて是れを賣却し、其の代銀を本國及び江戸邸に振込みて國用及び江戸參勤交代の用途を辨じ、又當時專手形を以つて賣買する慣行起りて市場益々盛況を呈せしが、承應三年藏屋敷へ達あり。

覺

一藏元衆手前譬へは壹萬石米を賣附手形を渡し三步一程敷銀を取り其米を藏元に預り置候は、つ迄有ても損は無之に付約束日限より外に被相延候と相聞左様の藏元は米を買候もの多く候

に付てゆるかせに被仰故いにしへ無之手形の賣買仕候由諸町人共申藏元に無之米を先手形を渡し三步一敷銀を取られ候て米を差登せられす候方も有之様に下々申す由に候乍去左様に町人の致す様なる義は藏元の面々せられ間敷事に候間承引無之萬一左様の方覺有之に於ては急度其主人に可相斷候事

承應三年三月二十二日

松平隼人  
會我丹波

此の時既に藏元は淀屋の外數戸に及びしが、淀屋は首班として米商の全權を掌握し、偶手形を以つて米を賣買し及び米市を立つることを禁せられたれども、市中の米商皆淀屋に集まり賣買を爲し、自然米價の高下を競ふに至りて謂はゆる相場の事起れり。  
寛文年中京畿地大いに震ひ其の他の諸國多く風水の災害を被り、米價は昂騰して一石の價四十二三匁より五十匁迄に及び米商の此機に乗じて奇利を貪らんとするものあり、浮説紛々として起り市内騒然たりしかば幕府は鎮撫策として町年寄五人組等を召し藏屋敷在米賣買の法を調査して左の達をなせり。

覺

一町中米賣買の義大名衆藏米何程買候共早速藏より出し可相渡候賣候日より日數三十日の外相延候は、可爲曲事の旨先奉行衆被定置候然る處此頃米高直に付ては町人共迷惑致候趣訴仕候是は日數延候故にて候様子に相聞へ候此以後は日數十日切に相定可致賣買候米下直に成候節如前申付候義も可有之候間此方より申渡候迄は十日限に可仕候事

市場并に取引所

一大名衆藏米に不相構賣買の義有米を見届可相極候請取渡の日數右同前の事  
 一唯今迄三十日限の約束にて買請藏に預け置候米の分三十日の内日數何程相殘候共早速代銀を  
 定め米を請取藏より可出候事  
 一手形の賣買并に米市を立候を先規の通り堅く仕へからす手代のもの令違背候は、其咎主人へ  
 も相懸候事

一大名衆藏々并に米屋有之其町々會所又は年寄月行司の所に帳を仕置其役人を相定置米賣主買  
 主の名米高同直段月日等書付置順々に年寄五人組等改め日數十日迄に埒明可申事  
 右之通り侍方藏元仕候町人同屋敷の名代其外米屋中此旨相守へし

若し違背の輩於有之は先規より仕置候通本人は依其品或は死罪或は籠舎五人組と年寄米屋に  
 て無之といふ共可爲曲事侍方藏米に付て違背有之者其米を肝煎致候町人又は屋敷の名代曲事  
 申付藏元の侍は其主人へ可相斷の條入念此書付の通無相違様に致可賣買者也

寛文三卯年九月二十八日

彦坂壹岐

此の制令に依り各藏屋敷の賣米はすべて十日限りとなし其の時々代銀を以つて米を掛出す事とな  
 れり後諸藏屋敷の賣米を十日限とせしも此の時の例なり  
 後元祿年中に至り初めて米相場所を設け三年越に預り切手賣の事も行はれ米方年行司等の職司を  
 置きて諸事嚴密なる規程を設定し稍規模の見るべきものあるに至れり時恰淀屋は三代辰五郎の時  
 にして或ひは云ふ辰五郎は五代なりと鉦萬の富を重ねて陶翁を凌ぎ漸次驕奢に流れ同八九年の交  
 に至りて最甚しく遂に幕府を蔑如する行爲ありしかば改易せられて家斷絶せり財産の目錄に依れ

ば其の夥多なりし事驚くべきものあれども而も比較的に金銀の少かりしは怪むべきものなりとす  
 其の改易せられし理由に付いては或ひは幕府の財産均等の政策に出でたりといひ或ひは幕府の執  
 權職たる柳澤の江戸より大阪に來たり淀屋を以つて宿舎に充てんと欲して其の意を致ししに辰五  
 郎は其の小侯なるを蔑視し答ふるに百萬石以上の諸侯ならんには或ひは應せん縱令政權の柄を握  
 る重職なりとも柳澤の如きには應じ難きを以つてせしかば乃其の復讐に遇ひて此の厄に陥りきと  
 辰五郎改易の後も米商等は市場の淀屋與右衛門に創建せられて數十年來繼續せるものたるを思ひ  
 米商と淀屋とは相忘るべからざる關係ありと爲し猶其の邸趾に市場を開きて盛に賣買を繼續し喧  
 器の聲街衢に滿ち商賈途に塞がり往々行人を妨げて屢制止を受くれどもなほ止まざりき

是れより先元祿元年十一月堂島の草萊を開きて市街を作さんとするものあり三々五々家屋の建設  
 を見るに至りしが尙野犬の人影に吠ゆる寒賑たるを免れざりしかば同十年米商等相謀りて此の新  
 開地に移れり是に於いて別に一天地をして以後は行通を妨げず漸次戸口増殖して遂に一島に滿つ  
 るに至れり是れ即現今の堂島米市場なり然れども毎年正月四日の初相場に限り舊地なる淀屋邸趾  
 に市立して例と爲し以つて近年に至りき徳川氏元和假武の後離散の市民漸復歸し移殖の民戸次第  
 に増加して稍繁盛に赴きしが而もなほ富豪少くして藁葺竹垣の家散在し半農半商の状態たるに過  
 ぎざりしに幕府は鋭意商工業の振興を謀り地子銀を免除して市民を奨勵し元祿十年米市場の堂島  
 に移りし後は既に舊觀に復して昌盛實に江戸を凌ぐに至れり藏屋敷等詳細は藏屋敷の條に看よの  
 盛に設けられしも實に此の頃在りて大阪の股賑は諸藩地よりの入米を多からしめ諸藩地よりの  
 入米はまた大阪の股賑を扶け兩々相埃ちて以つて大阪の富豪を致さしめ而して其の主たる所は一  
 に米穀に在りしを以つて堂島の繁盛全國に比なく遂に入札に付して米穀を賣買するの慣行を生ず



るに至れり。

正徳享保の交、江戸の住人に三谷三左衛門、中島藏之助、冬木喜六といふものありき。諸侯伯の大蔵藏屋敷に藏せる廻米の切手を以つて賣渡し、商人は該切手と引替に出米し、以つて米價の平衡を保ち、商人に利便を與へんことを圖り、先、仲買人を置き、其の數を五百人と定め、賣買米一石に付き銀三分(或は二分)の役銀を徴收し、其の幾分を冥加銀として幕府に納め、餘は米會所の所得と爲す方法を設定して、江戸幕府に出願し、直ちに允可を得て、是に堂島に米座御爲替御用會所と稱するものを設立せり。

然れども、此の藏屋敷米の切手取引も、畢竟現銀賣買にして、而して當時、航海の術稍進歩したりといへども、鎖國主義の浸染久しくして、其の船舶も不完全なるもの多く、管に輸送時日の豫期すべからざるのみならず、往々にして破船するものあるを以つて、若、大小侯伯の本國より輸送の正米にして延滞し、一時に着する事あるに於いては、限ある米商は無數の米穀を引請けて取引する餘裕なく、諸侯商人共に窮して、其の融通を妨げ、商業の發達を阻碍する虞あるを以つて、備前屋權兵衛、柴屋長左衛門の二人他の同業者と謀り、之れを賣繋ぎ買繋ぐべき方法を按出し、建物米と稱する名目を以つて一定の標準を建て、いまだ運送中なる正米の到着日を見越して現品受授の期間を定め、敷金を入れて、其の賣買を開始し、以つて其の救済策を立てき、是れ即帳合米と稱するものにして、此の場合に今日歐米に行はるる「プレビレッジ」の方法も行はれ、又、賣主若くは買主一定の期間内その敷金を委棄して賣買を解除する慣習も起れり、是れ即定期賣買の權輿なり、而して此の便利なる營業法も初は振合相對にて其の限月迄に賣買を完済せしが、益々隆盛を極め、同業者増加して賣買頻繁なるに隨ひ、相對振合にて結済するは複雑にして煩に堪へざるを以つて、新たに支配人を置き、て相當の報酬を支給し、帳合米に關する

出納を一任する事となれり、謂はゆる遺來兩替屋にして、敷金及び差引勘定等の術に當り、資本融通の原動力たりき、即後の米方兩替屋なり、而して延賣買たるを以つて幕府を憚り、兩替屋の帳簿には正銀切手の出入に記載し、支配銀を歩銀と唱へ一貫目に付き幾千と定めて、之れを領收せり、斯くして延賣買の盛に行はるゝに隨ひ、土地益々殷盛を來たせり。

享保六年、畿内及び其の他諸國の米穀稔らず、米價暴騰して貧民の慘狀看るに忍びざるに至りしかば、仲買商人の間に又紛議を生じ、擾々紛々、殆、其の極に達し、遂に新在家騒動と稱するもの起るに至れり。(新在家とは堂島の一名なり)是れ同年八月の事にして、其の二十六日、市尹北條安房守捕吏をして仲買人數名を政廳に逮捕し、延賣買の仕法を審問す。時に紙屋治兵衛、高田作右衛門の兩人、年長者たるを以つて其の面前に於いて對へて曰はく、是れ正米掛繋ぎの爲にして決して不正の業にあらざり、且、淀屋源右衛門は米相場御免の朱印を下附せられ、辰五郎の改易せらるゝに及びて返上せしめられし縁故等を陳辯せしが、正米賣買は格別、以後は延賣買を停止する旨嚴達せられ、一同譴責を受けて退きしかば、延賣買の事全く息み、各藏屋敷より相對を以つて正米を買入れ賣買するに至れり、享保の頃、虎市と稱するもの起れり、初、堂島、蜷川通は一大竹叢を爲せしが、當時、堂島永來町鹽屋庄次郎屋敷地に川口屋源兵衛と稱するものありき、堂島市場の大引時に水を打ちて商人を散せしめし、後此の叢中に入りて、專、二十石建の取引を爲せり、後、會所を建てしが、竹叢に入りて取引を爲せるを以つて此の名起りきといふ、爾後、堂島市場は東中西の三方に分かれ、東方は正米、中央は帳合、西方は虎市にして、時人之れを稱して鱗相場と云ひき、而して帳合と虎市との二場は毎日朝五ツ時より絶えず取引すれども、正米は晝九ツ時にて終はるものとす、又、帳合と虎市との引方九ツ時を火繩と云ひき、蓋、火繩の火の消ゆるを以つて空相場の勝負を決せしが故なり。

然るに同七年二月の交より密かに些少の延賣買を爲すものありしかば、同四月奉行の探知する所となり三四名捕はれて禁示を犯し、罪を問はれ身代關所に處せられ七日又ハタ米賣買及び他の不正賣買を禁せられき。ハタ米とは或ひは回米入津の遅速にて番船に目印の旗を建てたるより出でし方言なりと雖思ふに然らじ、端賣を爲しより出でたるものにして端賣とは現に正米を持たずして賣約を爲すを云ふなり。是に於いて仲買人等は此の苛刑に畏懼を抱き遂に表面相場を爲すもの大いに減ずるに至れり。尋いで藏屋敷より正米を直買すること及び爲替御用會社共に停止し、備前屋權兵衛等は退職を命せられき。而れども同十二月千石以下の賣買は禁制せざる風評あり、米商等相謀り同八年正月より藏米建物の名稱を設けて延賣買を開始せり。是れ建米の濫觴にして、同三月二十一日大火に遇ひて之れを中止せしが、同五月更に津輕米を以つて建物と爲し、再延賣買を爲せり。然れども仲買人中には享保六七年の嚴罰を顧みて猶疑懼を抱けるものありき。降りて同十年一書に十一年江戶に於いて紀伊國屋源兵衛、大阪屋利右衛門、野村屋甚兵衛等大阪に米會所を設立せんことを請願して允可を得、賣買を開始せしが僅にして再禁止せられき。同十二年川口茂左衛門、中川清三郎、川口茂右衛門、久保田孫兵衛等一書に久保孫兵衛出願して米會所を再設せしが後之れを廢止し、越後同十四年(一書に十五年)冬木善太郎(一書に善五)之れを繼ぎて北濱一丁目に米會所設立の許可を得たり。是れより先、堂島市場の米商は冬木善太郎の計畫を聽き、河内屋儀兵衛、田邊屋藤右衛門、加島屋清兵衛等は仲買人六百餘名の總代として江戶に下り、米會所廢止の義を嘆願せり。而して同十五年三月に至り儀兵衛等滯江の資に窮して哀を加州侯に訴へしに幸に容れられ是等は其の邸に召されて數百金を下與せられ、且候は幕府に傳奏の勞を取りしかば、是等は直ちに奉行所に召されて關老以下大岡越

前守等の審問に遇ひ、帳合米賣買の許可を得たりき。ついで同八月十三日稻垣淡路守、松平日向守を経て冬木善太郎の營業を停止し、向後斯の如き出願は拒否すべきを以つて、堂島は古來の慣例に依り流相場の如きも自由に營み且五十餘戸の兩替屋は相對にて敷銀其の他相場差引勘定も從前の如く手廣く取扱ひ必米賣買の障害を來たさざらんことに注意し、苟も舊例を破りて新法を立つるあらば嚴科に處し、米商の訴訟は縱令提起すとも之れを採聽せざるべきを總年寄に令達せられ河内屋儀兵衛等の慘憺たる苦心も爰に始めて貫徹することを得、冬木善太郎は北濱の米會所を引拂ひて堂島に移り、堂島の米商仲買の輩は皆安堵して延賣買を開始せり。帳合米の稱號は一種の方言にして、即諸藩邸の藏米を建物として定期賣買を爲すに在りて、是れを許されし趣意は先に述べたるが如く正米正銀の直取引のみにては賣買上狹隘にして、一時に正米の買手顯はれたるに臨みて是れを防ぐを得ず、又秋冬の季に際し諸藩各藏米を賣拂ふときに至りては、巨多の石數一時に相嵩み、米價は自然下落して諸藩の用度に違算を生じ、しかのみならず大阪の金融に偏重偏輕を醸して其の影響する處少からざるを以つて是れを防がんとせしに外ならず、當時、建物は專設岐米を用ひ、又當時よりコン市と稱して仲買人が遣來兩替屋に敷銀を添へ預け米を爲さずして密かに相對取組を爲し、又シラミと稱して仲買人の使役せる小者の些少の錢を以つて帳合米の相場を標準として私に小相場を爲すことも行はれき。又流相場とは石建米其の限月中亂高下にて相場の潰れたること、(其の日限り相場を)を云ひ、此の流相場の際に於いては前日の火繩直段を以つて取組を爲し、遣來兩替に預けある賣買建米を立用して解米と爲すものなり。

然れども一昂一低は相場の常、十六年十月に至り頓に低落して其の底止する處を知らず、諸侯經濟の道立たず事態甚逼りしかば、市尹これを憂ひ仲買人加島屋久右衛門、榊屋平作、津輕屋彦兵衛、北國屋太

右衛門儀屋喜兵衛久寶寺屋太兵衛等六名を政廳に召し、米價低落を防止して之れを昇騰せしむる方法及び取締上の意見を問ひしに、六名は米商仲買人の數を限り諸藏米拂下格は都べて入札法を以つて仲買人に限り買受ケしむる制を立てば、事おのづから行はるべきを對へしかば、市尹稻垣淡路守、松平日向守は情を具し連署して江戸に傳奏し、當時の老中松原右近將監、酒井讚岐守、松平右京太夫、松平伊豆守、寺社奉行黒田豊前守、小出信濃守、勘定奉行神田丹後守、杉岡佐渡守、町奉行大岡越前守、稻生下總守等の評定を経て同十二月に至り米商仲買株を四百五十一株と定めて株札を下附せられたり、(株札取米仲買の五文)加島屋久右衛門以下五名は米年寄を命せられ、脇差を佩帶して社杯を着用するを許され、(上訴訟務中)蓋、同人等の答申に依りて制を改め、其の結果米價昂騰の功を奏せしを以つてなり、又、遺來兩替屋も出願する處ありしかば同十七年二月、近來兩替屋の風儀大いに亂れ米相場に影響を及ぼすこと尠からざるを以つて、其の營業者を五十軒と定め株制に改めて焼印を下附する事敷銀を詐取する等不正の行爲あるものは株札を沒收して處罰すること、株札讓渡は町年寄奥印の上願出づべき事、此の三項を遵奉して米商及び兩替屋共に圓滑を謀り、以つて賣買上の弊風を洗滌すべきを達せられ、且、株札の下附ありき(株札は本人居所)斯くして市場の基礎定まり、同十七年四月更に仲買株五百三十八株を増加し、同二十年七月また三百六十二株を増加し併せて一千三百五十一株と定め、各株札を下附せられ、當時米相場の標準は國內の豊凶如何に依りて異動を生じ、大豊年の天井相場を四十三匁乃至五十四匁とせり、今試みに此の割合を以て算すれば

- 九分作、六十匁、五十四匁、四十八匁
- 八分作、六十七匁五分、六十匁七分、五十四匁
- 七分作、七十九匁四分、六十九匁四分、六十一匁七分

六分作、九十匁、八十一匁、七十四匁

五分作、百匁、九十一匁九分、八十六匁三分

以上の如くにして、享保十七年十二月、讚岐米建物なりしを改めて中國米とし、而して相場は三十七匁、同帳合は三十六匁五分より三十五匁六七分の間にありきと云ふ、元文元年更に出雲米を以つて建物と爲したることあれども、内味八斗入、帳合商三十一匁五分なりしを下米の姿に改めて六斗八升の割に渡し、より、暫時にして建米は中止となれり、當時是れを三日建米と稱へ、以後加州米は代りて建物となれり。

元文二年に至り正米正銀取渡しの仕法始まり、此の仕法たる、年毎に正五十の三ヶ月を三期限と唱へ、正月よりの建物は四月に卒はり、五月よりの建物は十月中旬に卒はり、十月よりの建物は十二月に卒はり、而して四月十七日と十月十七日との兩度に米方年行司及び仲買人投票を以つて此の建物米を定め、建米とするものは大畧左の數種なり。

一 正月は肥後、筑前、中國、廣島、  
但此の四藏を大藏と唱ふ。

一 五月は加賀、  
但、夏建と唱ふ。

一 十月は前の四藏及び總べて九州米を以つて建物とす。  
但、新米建と唱ふ。

此の如く帳合米の建物を定め夏建より新米建と爲るを稱して建替二期と云ひ、而して其の年の建物と爲りし大名屋敷へ届出屋敷より祝儀として銀五百枚を受取り以つて會社の費用に充つるを例と

せり然れども享保年中米市再興に關し幹旋せし勞に酬ゆるが爲加州侯よりは之れを取らざりき又建米は他米より直段高く隨ひて建米と爲ると否とは各大名の歳入に大なる影響を及ぼすを以つて諸大名留守居役は互に競争して其の産を建米と爲さんことを運動したりき又其の期中賣買を取組たる者は敷銀を添へて之れを米方兩替に委託し而して限期日に至り其の建米たる正米の受渡を爲すものなり然れどもこれを爲さざる時は其の期中買解賣解を爲して其の取引を結了す此の期日の賣買を全く結了するを立理と稱せり

ついで寛保元年松浦河内守佐々美濃守の兩奉行は仲買株札及び烙印等を改正し享保十六七の兩年に於いて米商兩替屋共株制に改められ當時また左の制法をいひ渡されき

鑑札(株札の事)以後年々一度相改むと達せられ不法のものは直に引上くること無株のものは商業不出來

月行司毎月町内印形取候節行衛不明の仲買有之候は早速可申出事  
家名相續の節は禮銀前の通

別宅讓は親類讓同様の事

手代十ヶ年無滞相勤めの節別家爲致の節は主人より一札差出す事尤も禮銀從前の通

但主人家號と違ひ候は別家に不相成に付顔見世銀差出可申事

鑑札親類より讓受の節は禮銀は是迄通り顔見世銀五枚差出さるへき事

鑑札讓受十五歳以下の子供に切替之儀不相成事

病氣にて仲買難相立か死後相續人無之節は鑑札差上可取置事

相續人出來候哉親類へ讓置候節御下ヶ願可被申出候假令讓受候とも人柄相調且場所へ張紙致差

支無之候は始めて仲買爲相勤可申事

下人名前を以て主人商内致し義不相成主人名前にて下人商内は不苦事

買使之義右下人の外他家の者狼りに買使に差出申間敷假令親子兄弟たりとも買使に差出申間敷候

家を構へ名前人之者仲買之下人に致買使に差出義以後差止候事

御鑑札所持の仁凌ぎの爲め仲買の内へ相雇われ其仲買名前にて買使致候事は不苦候右買使名前

書付印形致米方會所へ可被相斷其上相調場所へ書付差出可申事

但下人の分は其町内にて人別聞糺し候事

月行司相招候節病氣又は差支等有之親子召遣ひ之外狼りに他客のもの代人不相成候事

米仲買口錢銀之義往古より極之通猥之義無之様相守可被申事

仲買助ヶ合の爲め正米賣買にて二厘五毛或は五厘負賣付買致遣候事も有之右間銀を口錢銀の損に相心得仲買内より素人右體の賣買致候ては規矩相破候に付急度可及評議候事

米仲買先規より申合之義は別帳面有之年々正月行司印形取置在之候事

後延享三年十一月六日仲買人米屋久右衛門阿波屋嘉兵衛古制に背き帳合米を米方兩替屋の手を経ず滞米取捌支配と稱して取引精算を自由に済合ひしこと米方兩替屋の知る所となり月行司徳屋門十郎吉屋市郎兵衛天王寺屋源兵衛金屋六右衛門鹽屋久兵衛等總代として其の不法を町奉行所に訴へき是に於いて同月八日米商年行司は東奉行所に召喚せられて地方役金井塚與一右衛門羽澤元右衛門の吟味を受け且答申書を提出すべき殿命により同十一月十七日年行司攝津屋嘉兵衛播磨屋忠兵衛丸屋文兵衛伊勢屋清助等の名を以つて仲買人中家人の少きものへ米屋久右衛門阿波屋嘉兵衛

の二人を雇ひ以つて問合を爲し、が客月上旬既に是れを止め帳合米を引請け取捌きし事兩人は元より仲買人中斯る不正を敢てするものなく、又將來に於いても是れに類似の行爲を謹むべき旨を開陳せり。因りて同月二十四日町奉行所は、再米方年行司を召喚し、西奉行久松筑後守、東奉行北濱周防守、列席の上舊制を破り新例を造るなからんことを戒飾して之が受書を出ださしめしかば、是に米仲買人と米方兩替屋との間に衝突も一段落を告ぐるに至れり。然れども同十二月十二日に至り、米方兩替屋より米仲買年行司に對し、帳合米は由來兩替屋の支配に屬するものなるに仲買人の手裡に存せるもの猶少からざるべし。依りて之れをして兩替屋の支配を受けしめば、從來徴收せし一石に付き一分五厘の貸銀は爾後廢すべしとの口上書を贈り、又も挑戦の矢を放てり。是に於いて米商仲買人は大いに激し、再奉行所に訴へて決裁を請ひしが、奉行所は諭示するに示談して平和なる局を結ぶべきを以つてしたりしかば、米商行司及び月行司より米方兩替屋に數回の照會をなし、應答の末その議初めて一決し、兩替屋は一步を譲りて總べて舊に依り取引を開始することとなれり。此の年城米拂下げありき。從來城米拂下は三郷月番總年寄にて市價を調査して藏役所に差出せしを、是に至り米仲買年行司三名連署の上密封して提出することとなれり。爾後七八年間は甚しき天變地歎もなく米商界は極めて靜穩に過ぎ來たりしが、寶曆四年の末に至り米方兩替屋より帳合米百石に付き賣買双方に各五厘の石懸を請求せり。然るに米商仲買は是れを不法の要求として直ちに拒絶し、兩替屋よりは二たび古米場入用銀を請求してまた應せられず、更に一箇年銀八十貫匁を交付せられんとを求むるに及びて是に端なく靜穩は破られて衝突を生じ、米商濱方の人氣は激昂し賣買を休止して奉行所に出訴し、共に召喚せられ舊慣を破りて新例を作るは市場の嚴禁する所なれば其の意を體して示談すべきを諭せられしが、而も双方議相協はず、道路の米商濱方の壯丁の米方兩替屋を破壊して其の餘憤を漏さ

んとすとの説を爲し、殺氣は此の天地に充されて米景慘憺たりき。然れども幸にして仲裁者出で、其の間を斡旋し漸從來の仕方に據り帳合米を兩替屋に於いて引請くることに決し、同五年二月七日初めて其の局を結び同八日九ツ時より帳合立會せり。斯く兩替屋は一步を譲りて勝利は全く米商濱方に歸したるを以つて其の希望を達したる喜悅は年行司、月行司其の他同業者間の祝儀謝儀の遺贈となり、茲に全く石懸請求の事件は鎮靜せり。

同十年十一月二十日堂島附近の處々に、播磨屋九兵衛、鹽屋茂兵衛の兩人帳合米を賣崩せり云々と記せる貼紙あり。事西奉行奥津能登守の聞く所となり十二月月上旬年行司は奉行所に召され、事實の有無を調査して委に具狀すべき命を受け直ちに斯くの如き非行者なきを上申せしに、町奉行は更に米方兩替屋を召して是れを問ひしが、事實の虛なるを陳せしかば奉行は相次いで同業者を喚問して毫も證左を得ず。因りて同十二日急に町々月行司を召喚し、帳合米は正米引立の爲これが賣買を許可したれども、故意に併せて賣崩すが如きは事不正に屬せり。現今此の如き奸商はあらざるべけれども、米價は益々低落に傾く風聞あれば仲買人たるもの宜しく共同し勉めて其の引立の方針を執るべきを諭達せられ、月行司は直ちに仲買人一般に之れを通牒せしに、此の夜、年行司奈良屋權兵衛は突如として奉行所に引致せられき。蓋帳合米賣崩しの嫌疑に因る權兵衛の引致せらるゝや同十四日の市場は人氣引立たず、頗る間寂にして、權兵衛は奉行所に於いて流言して強ひて市場を寂奠たらしむるは其の意蓋一朝賣出の禁を解かば、其の機に乗じて賣崩し奇利を得んと謀るに似たり。賣買は元より自由なり、只要は賣崩しを禁じて暴變を未然に防ぐにあり。其の意を了して正當賣買を爲すべしと口達せられ、月行司は之れを仲買人に通牒して、悉承印を求めき。次いで年行司、月行司、米方兩替屋は奉行所に召喚せられ、曩に米價引立に關し諭示する所ありしに今日に至り多少恢復の趨勢を顯はせり。尙勉めて恢

復に盡すべしと口達せられしが、同十九日、再、彼等は召喚せられ、當時、正米と帳合米との價格を暴落せしめて賣崩しを謀るものありと云ふ。元來、帳合米は正米の價額を持續する媒として立て置くものなれば、帳合米立用は二十三日仕舞直段の正米帳合米の内高直なるを標準として立用ひ、遲滞なく差引計算を了し、又、建米も帳合米と同じく計算すべきを口達せられ、行司よりは直ちに之れを仲買兩替屋に通牒したりしかば、翌廿日寄附の立會は既に多少の騰貴を顯はし、爾後日々昂進して殊に二十二日の帳合米は買一方に偏して賣買成立せざるに至り、因りて年行司、月行司より直ちに其の順況に復せしを具陳したりき。

明和元年、安堂寺一丁目大和屋伊兵衛の借家人相模屋又市と稱するもの、新たに米穀市場を開設して堂島以外に一旗幟を樹んと欲し、既に官允を得て仲買及び兩替方の株札を下附せられ、江戸堀三丁目に帳合賣買を開始せしが、到底、多年その基礎を固うせる堂島に對抗し得可くもあらざりしかば、幾干もなくして廢絶するに至れり。

明和二年二月、幕府より奉行所を経て、諸家藏屋敷拂米買請切手并に之れを銀子入換質物に取り所持せる町人にして訴訟吟味中又は處刑を受け及び關所となりし時、所持の切手其の効を失するかを疑ひて自然これを嫌惡し、圍ひ置かざるものあるべし。以來、切手所持の者は訴訟吟味中にも通用し、質取主處刑を受け關所せらるるとも事の妻子に係はらざるものは妻子に下附し、又、訴訟吟味中に於いて家財封印を付せらるるとも切手は除外とし、限月に至り遲滞せば空米切手に準じて藏元及び吏も罰せらるべしと三郷に達せられき。是に於いて往々世人の疑ひし藏屋敷拂米買受切手は其の効力を確保せられ、米商その他も切手利用の便を感ずるに至れり。

同五年三月二十三日、曾根崎新地三丁目火を失して堂島仲買人の居宅并に立會場悉島有に歸し、一時休會するに至れり。因りて奉行所は年行司を召して米相場は個人の相場に非ず、天下の相場なるを諭

し、直ちに燼燒の趾を修理して開市を促し、かば同二十七日より立會を開始せり。

同八年米會所を設けき。是れより先會所の建設なくして事務は仲買年行司の自邸にて取扱ひしが、是に至り初めて堂島船大工町蛸橋西詰に建設せり。

是れより先天明四年、奉行所は年行司に達して曰はく、近來頻に買占を爲すものあり。是れ畢竟常座持を恐れ又は他國の相場當市より高格なるが故に他國へ賣出だして利益を齟齬せんとする意思なるべし。現時、市中の有米甚しく減少せしに際し、他國に輸出せば到底新穀入津迄の取續をなすを得ず。故に決して此の非行あるべからず。又、他國の者の來たりて購買せんとするものありとも容易に賣却すべからずと。蓋、去歲關東地方飢饉に罹り米價昂騰して俄卒道に充ち關西の米粟は關東に向ひて流出する傾向あるを以つて、全市の恐慌を未然に防がんとするに在り。是に於いて年行司は一般米商及び藏元米支配人等に通牒し、同十八日其の請證を出だせり。而して此の凶作の餘波は本年に入りて米價を次第に昂騰せしめ、貧民不穩の兆候を呈せしを以つて、奉行所は買占賣崩しの如き米價に暴變を來たす行動を嚴禁し、一意相場鎮靜を謀りしに秋季に至り地方より新穀の入津し來たるに及び、稍低落に傾きしを以つて、同十月舊慣に依り盛に賣買取引を爲し且他國輸出の禁を解けり。小田切土佐守、松平備後守達、同十二月八日に至り、再、小田切土佐守、松平備後守の名を以つて去十月達したる如く當時諸國の入米夥しく隨ひて米價は益々低落すべき理なるに事實は之れに反して昂進を呈せるものあるは疑ふべく、且、窃かに買占を行ひし者あるが如き風評あり、米商人たるもの見越買等をなすは一の商略にして敢て之れを咎むるに非ざれども、當時、米切手入替等にて融通頻繁なる期なるを以つて、從來の方法に依りて取引を爲し若故意に買占の手段を執りて苟も誠實ならざる賣買を爲すものあらば捕へて糺斷すべきを以つて米商人並に素人に至る迄非違なからんことを達し、斯くして買占

手段によりて奇利を得んとする輩を戒めき之れを帳合米賣崩吟味事件と云ふ。後同七年正月幕府は大阪に於いて米一萬石餘を買上ぐべしとの命を仲買人に下せり。是に於いて奉行は同五日幕府買上の石數は甚多額ならざるを以つて相場に影響を及ぼすが如き事はあらざるべけれど、仲買人等の利己心より之れに託して買越等の説を流布せば爲に暴騰を來たして直接に市民は困苦を見るに至るべし。故に苟も貧民をして不安の念を抱かしむる舉動なからんことを慎み萬一流言を放ち買占等を爲すものあらば嚴科に處すべき旨を達せり。因りて同日米商等は備前屋久藏、難波屋多助、播磨屋長次郎、米屋三右衛門等の數名を以つて、苟不正の行爲によりて價格を昂騰せしむるが如きことなきは勿論當日の仕舞直段を以つて品質佳良なるものを選び總べて令達の主趣に従ふべき請書を出だせり。然れども正月以後暴騰甚しくして下民益々窮を訴へしかば、同年五月九日兩奉行は三郷町中に達するに米商その他のもの、高直を見越し一府の暴騰を來たす等の浮説を流布し、一面に於いて買置買占及び船舶に隠蔽する事、小賣商にして高直を口實として不當の利を食する事の二條に牴觸するものは嚴罰すべきを以つて、上下一般經費を節減して儉約を守るべきを以つてしたりき。然りとはいへども米價の暴騰は其の極に達し、奉行所の鎮靜策も更に些の驗なく、下民窮苦の反動は遂に暴舉と爲りて同十一日夜四ツ時を合圖として天満伊勢町茶屋吉右衛門方へ雲霞の如く襲來し、門戸を破壊し家具を毀損し狼籍至らざるなくして遁逃し、翌十二日には中橋附近の米商家に闖入し少額の價銀を投じて多量の米穀を持ち去り、後には強奪し去る勢ありしかば、市中の米商は悉戸を閉ぢて休業し正當に價銀を出だして需めんとする者も米を得る能はず、悲惨名狀すべからざるに至れり。然れども是れ大阪にのみ止まりしにあらす、江戸最甚しく、諸國亦皆然り。是に於いて奉行所は救濟策として、市内富豪の者諸事遠慮して普請業を中止するに至りては、縦令質素の旨に副ふとも爲に

貧商及び下民は糊口の途を失ふに至るを以つて、普請其の他常日の如くして是れ等窮民に職業を得しむべき旨を諭せり。然りとはいへども奉行所は又一貫の政策ありしにあらす、朝令暮改、機に臨みて措置するに過ぎざりしかば、今此の恐慌に對しては策の出づる所を知らず、而も米價は益々騰貴する傾向を呈して形勢甚穩ならざりき。是に於いて此の月また令を出だして米商の他地方に賣却するを嚴禁し以つて價格の騰貴と在米の減却とを防がんとせり。

然るに此の月幕府二たび米穀を買上げき。是に於いて奉行所は前回に於けるが如き諭達を出だし、が而も供給少くして需用多き時なるを以つて、自然の趨勢として更に價格を昂騰せしめき。次いで松平越中守下阪し、同二十四日米方年行司を召喚して藏米を秘し高直を促して賣放つが如き非行あるものは假借なく處分すべきを口達し、翌二十五日奉行所は市民にして預米及び貯蓄米其の他何等の理由に關せず米穀を藏する者は是れを廣く賣却し若賣却し難きものは其の理由を具申すべき事、各自の飯料米は年當の外に餘分を藏せざる事、納屋物問屋にして諸國手寄の者より引受の米穀石數及び先銀を交付して漸次回着すべき豫知の石數を具申すべき事、又釀造家持越石數を具申すべき事、此の四條項に付き各町限り市民立會調査を遂げて進達し、若隱匿するものあらば嚴罰に處すべき旨、普く三郷町中に達せり。然して此の強制的令達も、纔に當日の米價を低落せしめしのみにして翌日より高價に復せしを以つて、屢々嚴達を下して米商その他のもの、買占買置及び餘分の藏米等其の他總べて直接に將間接に米價昂騰の因となるべき行爲を嚴禁して窮民を瀕死の中より救はんといふべし。一方に於ける幕府の買上米は別格として數月を出でざるに二回に及び當時の事情より察せば素より已むを得ざるに出でたるものなるは明らかなりと雖令達は常に矛盾して救濟の策も其の實を擧ぐるに由なく謂ゆる左手之れを援けて右手之れを陥るの類にして、加ふるに奸商其の間に介して

巧に策畧を弄し、強制的行政處分も此の自然の趨勢に對しては如何ともする能はず、遂に此の功をも奏せざりき。後、辛うして新穀の廻着に取續くことを得たりと雖、比年凶作の結果は米價の暴騰をして其の極に達せしめ、古來いまだ其の比を見ざるに至らしめき。かの天保年中に於ける大鹽平八郎の反の、其の因を果して那邊に有せるかを知らば、蓋思半に過ぐるものあるべし。

天保十三年八月、幕府は令を下して株制及び仲間組合の停止を命じき。然れども、堂島市場は諸國米價の基本にして、米穀より製出する品物は元より諸物品の總べて其の高低に依りて影響を受けざるはなく、殊に享保天明の諭示を遵奉せるを以つて諸國の價格より安値にして能く世上物價の均衡を維持せり。然るに今この廢止にして行はれなば、諸家拂米及び自餘の賣買も一定の相場を失し、其の賣買を各自手元限りの直段に放任するに至りて、米價及び諸物價の均衡を失し、其の影響の及ぼす所一二にして足らざるを以つて、此の市場のみは從來の如く取引を繼續し、素人も米方年行司に届出で、市場に出入し、諸家拂米の直賣買に與ることを得しめられ、而して米方年行司に於いて一切を管理し、享保以降の令達を確守して新古別なく營業し、米方兩替屋も是れに準據すべきを達せられしかば、同月十六日、年行司及び兩替屋一同より堅く遵奉すべき請書を呈出せり。

然るに降りて嘉永六年正月に至り、帳合米の作法漸次に紊亂して、終に立會を阻害するに至れり。是に於いて米方年行司、月行司等相謀りて、淀屋橋祝義商内の立會及び數日の立會を休止して三條の取締規程を制定し、之れを仲買一同に頒布せり。然れども、積年の宿弊は一朝にして匡正せられ得べきにあらず。文久三年に至りて益々甚しく既に石建立會は絶止し、加ふるに比年米價の昂騰は正米と帳合米との價格を隔離せしめて、良もすれば掛繋ぐを得ず、屢奉行所の諭示を受くれども、遂に正米補助の場合に至らず、米商中退轉するもの現はるゝに至れり。仲買人等因りて是れを憂ひ、同七月、方法を規定し

て石建立會を出願せしに、尋いで仲買人等の立案せし準則と共に許可せられ、同八月二日を以つて米年行司は一般同業者に左の通牒をなせり。

石建商内規則

- 一 石立商取組に相成候分限日三日前より三ヶ日之間正米建物立會直段平均を以て立用之事
- 一 右建直段より上下正米拾五匁片寄候は、石建商内流立用に相成候尤正米立合直段三日平均相立可申事
- 一 年々六季限
- 一 但初相場より仕舞相場迄正米同様立會可申事
- 一 日々商内正米引方時限之事
- 一 臨時之儀有之正米立會不申節は前日立會直段を以て立用可致事
- 一 一間屋口錢廿石に付二匁定之事
- 一 但歩銀は米方兩替へ授受す
- 一 限日三ヶ月正米立會之儀は會所にて取極候に付立會番井に月行司とも立會可申事
- 一 但建物直段異助之高下有之節は余米格合を以て直段取極候事
- 一 日々隣時直段立會番三軒より會所へ差出候此直段を以て建直と相定め臨時立會不申節は右直合を以て立用可致事
- 一 日々桶伏直段之儀は正米引方時當日立合番より取極可申事
- 一 日々商内其日差出し消合翌朝濟合之事
- 一 但三ヶ目端銀寄日目拂方



一兩替取引之儀は附替一條相定候事  
 一節前之外休日中兩替方取引は可致候事  
 但濟合は休日たりとも可致事

同日此の規程に依りて石建立會は開始せられき然れども十數年にして幕府倒れて王政古に復へり世は戰塵の巻となりて商業は一般に敏活を缺き此の建立會も特記すべきこと無くして明治の聖代に入れり。

明治二年二月二十二日正米賣買を除きて空米石建帳合とも禁止し市場は自然廢せられき是に於いて米商等は正米一途の取引を爲して生計を立つる能はず皆糊口の途に迷ふに至りしかば武富磯吉磯野小右衛門等米會所再興を計畫し營業規則を設定して同三年十二月大藏省に出願し同四年春允許を得同四月一日を以つて會所を堂島の舊市場に設置し定期米賣買の方法及び規程を制定し難波倉米(攝津米)を標準として盛に立會を開始せり今其の規則を擧ぐれば左の如し。

- 一御藏攝津米 拾石建
- 一賣買手附金五兩即日會所へ差入可申事
- 一但貳兩貳分高下有下候は追入金可致若入金及延引候時は米切付候事
- 一限日正午刻限請方は會所へ代金相備へ渡し方は米之銘柄藏付相認差出候事
- 一但刻限致延引候は過息として代價高の三步取上げ相手方へ差遣し候尤も雙方共不都合之節は右金雙方より會所へ取上げ無帳合致候事
- 一藏付米若相違候は過料代金高三步宛取上げ諸方へ差遣し候事
- 一但米受渡場所之義は大坂四組内に相限候事

一代米格付之通受渡可致候事

一諸藏本米之儀は枿例に不及致受引候とも其餘の米は市中通用之通計り立石を以請渡し之事

一但受渡しには會所より立會候に付枿取等に致し候ものは會所より差出候事

一滯深手米輕儀之義は相當之直引相付可申尤大毛入其外格外之惡米は受取不相成候事

但受方自己の勝手を以勿米致候義は不相叶候事

一米受渡之儀限月翌二日迄に是非とも相濟せ可申若不都合にて延引相成候は諸雜費等相辨候儀は勿論別段過料金をも相懸候事

但無餘儀譯にて雙方より申立候は其時に應じ衆議之上日延相成候事

一限月大の月は廿五日小の月は廿四日に至り候得へば賣買雙方より手締の爲り高下に不拘米十石に付金拾兩宛増入金致候事

但増入金不致候は米切付候事

一現米賣買之義に付假令何様之不時高下有之候とも定法之通無異儀致受渡候事

一但萬一數日致休商候程之時變有之節は米十石に付増金廿兩宛掛合せ取組米建貫候事

一賣買立會中請印札無之者迄場所へ罷出候得ば混雜致候に付必立交之義不相成候事  
 但當人病氣等にて代人差出し節は名前書相認會所へ點合置候事

一税金相減し候爲賣買高を偽り萬一不正之取扱致候向有之候ば問屋は勿論商人とも屹度當罪被仰付候事

一豊凶其外天然自然之道理にて高下致し候義當然に候得共人作手段を以惑亂爲致世間不釣合之飛直等相附け或は定刻相背き不法相働き候雖有之候は賣買差止め猶至儀に寄り嚴重の御所

置被仰候事

税金定之事但六拾匁立之事

一米拾石代九拾兩より百兩迄

一同 七拾兩より八拾兩迄

一同 六拾兩より七拾兩迄

一同 五拾兩より六拾兩迄

一同 五拾兩已下

一夜越米百石に付

賣買雙方より日別税

一日仕舞米百石に付税

銀拾貳匁定

同貳匁八分定

同七日夜越米拾石に付き銀八分同仕舞米同上に付き銀壹分四厘と改正せり是れより先長門の赤間關に於いては此の方法に據りて業を營み東京西京兵庫大津も亦堂島に倣ひて米會所を創立するに至りしかば是に維新後再興の堂島市場は日を逐ひて益々昌に赴くに至れり。

明治六年三月油會所を合併して制度を改め米油會所と稱して更に左の規則を設けき。

一御藤攝津米拾石建賣買金五圓即日會所を差入候事

但相場時宜に依り證據金を相増候儀も可有之其旨兼て相心得取引可致事

一米拾石に付金貳圓五拾錢之高下有之候得ば追證據金貳圓五拾錢差入候事

但追證據金差入不申候は其時の直段を以賣買切付候事

一賣買米請渡期限一ヶ年四度に相定候事

但限月大の月は三十一日小の月は三十日限の事

一限日五日前賣買雙方とも手締の爲め定證據金之外拾石に拾圓宛増入金可致事

但増入金不致候は米切付候事

一限日正午刻限受取主は代金渡主は現米藏預り書會所を相備候事

但刻限致延引候は過息として代價高の三步取上相手方へ差遣し候最も雙方とも不都合之節は右罪金雙方より會所へ取上げ無帳致候事

一渡方米銘申出候上若相變候は爲過料代之高五歩宛取上請取方へ差し遣はし候事

但米請渡し場所之儀は大坂府下第一大區より第四大區并に第六大區之内難波御倉所福島村蜷川筋の藏所に相限り候事

一現米受渡し之儀御藏攝津米而已にては引足不申に付何國米にても代米を以無異儀受引候事

但已來藏米納屋米之區別無之候事

一代米は何れの府縣何國米逆も格付之儀は米商中入札を以品位取極候右當明治六年七月限迄は從前之通十月限より急度相改候事

但品位致入札候米は限月廿日迄に相備可申候右日限後の分は不相用候事

一諸國米一切御藏通用之通計り立石を以受渡し之事

但受渡しには會所より立會候に付掛取秤取等致候者は會所より差出候事

一御藏米たりとも風雨水押毛入其外都て悪米は受渡に不用尤滯手深手輕儀等は其時入札を以て取引可致候事

但本文之意を故障とし受渡し方相拒む時は頭取至當之直段取極め候上は無異儀取引可致

事

一米請渡しの儀限月翌三日迄には是非とも相渡可申候若不都合にて延日相成候得は延日申出候より諸雜費相辨し候儀は勿論別段過料金をも相掛候事

但無餘儀譯にて雙方より申立候は衆議之上日延相成候事

一受渡しの節に至渡し方受取方不行届候は拾石に付金拾圓つゝ違約附金取立相手方へ渡し遣し候歟若雙方とも不都合之節は右附金雙方より會所へ取上候事

但萬一數日休商致候程之時變有之候節は米拾石に付増入金廿圓宛掛合せ取組米建貫き候事

事

一大凶年等にて米價格別騰貴之節は何時御取止被仰付候とも差支之義無之候事

一米商之儀宿弊相救ふ正直之商業相營候様一名に付金五拾圓つゝ爲身元金會所へ相備候事

一他邦之商人たりとも當所え致入籍身元金相備候へは米商へ差加へ候事

一米商銘々え改めて御印札御下ヶ渡被置候事

一賣買立會中御印札無之者迄蕩所へ立交候儀不相成候事

但當人病氣等にて代人差出し候節は名前書相認め會所へ點合置候事

一賣買問屋口錢夜越し米

一拾石に付金八錢定之事

一同日仕舞米賣買

一拾石に付金六錢貳厘定之事

一會所手数料左之通

夜越米拾石に付

税金貳錢

但賣買雙方より壹錢宛之事

同仕舞米拾石に付

税金五厘

但賣買雙方より貳厘五毛宛之事

明治六年三月

同十月會所役員月給并に請入費一ヶ年金七千圓を以つて定額と爲し、又仲買人の申請に依り夜越米十石に付き其の口錢を八錢と改正せり。(同仕舞米は舊の如し。)

同七年十月太政官布告第七號を以つて株式取引條例の發布あり、次いで同十二月同第三百三十八號を以つて從來各地方に許可せし米油限月賣買を廢し、自今米穀賣買相場取引を爲さんとするものは第七號條例の規定する處に従ひて其の規則を會社組織に改め、所轄廳を経て大藏省に稟請し、是れが許可を受くべしとの布告ありき。然れども該條例の條項實際に適せざる處ありて直ちに服従して其の組織を改むること能はず、故に從前の儘にして延期せられんことを其の筋に請願し、九年九月迄繼續の許可を得たり。蓋當時は極めて盛なりし時代にして、明治四年市場再興の後漸次に隆盛となり、前年より同七年の交に迨びては一日の賣買高無量數十萬石の多きに上りき。同八年六月十五日會所の課税を廢して、同年一月一日より六月十五日迄の既收税金を下戻し、會所の經費は米商相妥協して夜越米十石に付き日別五厘宛、日仕舞米同壹厘貳毛と定むべしとの合達ありしかば、經伺の上同月二十三日之れを實施せり。越えて翌九年四月五日、夜越米十石に付き日別金壹錢、日仕舞米十石に付き同金貳厘五毛、朝入米十石に付き同金參錢を府税として納付すべき達あり、翌六日より上納して以つて米商會所時代に入れり。

明治九年八月一日太政官第五號を以つて米商會所條例の布告ありき、該條例は緒言、會社創立手續開業の手續、社印の用方并に印鑑差出方等の手續、役員の程限、役員の職務、株主の權利制限及び株式譲渡の手續、仲買人入社の手續、商會所一般の規則、買賣取引の手續、手数料并に口錢の制限、會議の規則、資本金増減の手續、納税の手續及び積金の規則、報告の定規、官員検査規則、諸願届その他の書類上達の定則、罰則の十九條より成り、營業せんとするものは是れに照準して出願せしめ、同日、又、内務省甲第二十九號布達を以つて米商會所成規は頒布せられて明治八年大藏省甲第十六號、同第十九號は全然廢止となり、市場は移りて更に内務省の主管に入れり、而して當堂島市場に於いては、明治七年太政官布告第百七號を以つて株式取引條例を發布せられし際當時該條例の實際に適せざるものあるを以つて明治九年九月迄の延期を乞ひ營業を繼續し來りしに、偶滿期に際して鴻池善右衛門、三井元之助、磯野小右衛門等發起し、新條例の旨趣を遵奉して米商會所創立を出願し、別に定款及び申合規則を制定し、内務省に稟請して共に許可を得、同九月、明治六年三月以來繼續せし米油會所の組織を變更し、十一月二日に至り始めて新條例に基き株式組織を以つて市場を開始せり、從來、年行司又は米方頭取及び遣來兩替屋又は金方頭取等に於いて處理せし事務は擧げて之れを米商會所に移し、仲買人は悉政府の認可を得るに至れり、斯の如くして開業せし會所も條例及び附屬規程の稍嚴密に失して、賣買方の活動奮の如く自由ならざるを以つて、市場の光景一變して轉寂寞の感を惹けり、然れども越えて翌十年西南騒亂の餘波、財政の變革、紙幣價格の動搖等は端なく一般の商工業に變動を及ぼし、延いて定期米市場の賣買をして隆盛に赴かしむるに至れり、ついで同十二月廿八日、内務大藏兩省甲第四十三號布達を以つて市場は内務省を離れ、再大藏省の主管に移り、ついで翌十一年一月十七日、米商會所及び仲買人等は支社分店或ひは出張所等を設けて其の業務を爲すを禁示せられき。

同十三年二三月の交より紙幣價格の回復を名として頻りに定期米を賣出すものありき、是れより先米價は漸次昂騰し來たり、堂島市場期米の取引多額に上れり、因りて賣買不穩當と認め、期米の立會を中止して鎮靜を謀り、更に先物期米賣買を始めしに、相場は倍々昂騰したりしかば、同四月十三日當取引所の營業を停止して各地亦然り、低落の策を取りしが、忽正米市場の價格全く其の標準を失ひ、恰闇夜に燈を失したるに異ならず、十一月一日に至りて漸その停止を解かれき。

越えて翌十四年四月第二十五號達を以つて農商務省を設置せらるゝや、市場は更に該省の所管に移り、七月十三日、昨十三年四月十三日より同十月一日に至る七箇月間に亘りし停止は營業期限外と心得べき指令ありき、是れより先營業期限内に算入するものなりや否やを伺ひ出でしに依る。

其の翌十五年一月五日客歲五月出願せし營業繼續に對し、本年八月三十一日迄の延期繼續を許可せられ、四月五日再營業繼續を出願して同六月一日に至り、本年九月より明治廿年八月三十一日に至る五ヶ年間の許可を得たりき、雖に明治九年八月米商會所條例の發布せられてより其の營業は五ヶ年を以つて一期と定められ、每期延期又は繼續せられて營業し來たり、其の間或ひは條例の改正或ひは仲買人及び取引所税の増加若くは減額等ありて、皆營業上に影響を及ぼし、爲に多少の盛衰隆替の現象は免れざりしが、尙十星霜を重ねて同十九年の末に至れり、而して期限の迫り來たりしを以つて更に營業繼續を出願せしに、時將に取引所ブールス條例の審議中に屬せしかば、許可せられざりき、是に於いて同二十年三月十八日再延期を出願し、同四月十四日に至りて、漸本年九月より二十一年五月三十一日迄の許可を得しが、ついで五月果然取引所條例の發布ありて、株式組織たる米商會所は俄然會員組織に變せり、然れども新條例の下に其の成立を見るに至らず、米商會所營業を繼續して同十月廿五日延期を出願し、十一月九日を以つて同二十一年六月より同二十二年五月三十一日迄の許可を得

同二十二年八月十日再延期を出願し、十月三日に至りて同二十二年六月より同二十四年六月迄許可せられき。

明治二十三年曩に認可を得し米商會所申合規則を取消して更に外國米混用受渡の法を設けき。蓋明治二十一年より同二十二年六月の間に於いて内國米は過度に海外に脱出し、在米甚しく缺乏を告げしに拘はらず二十二年の凶歉あり、本年に至りては麥作亦不良にして米價は昂騰し諸會社勃興して金利暴騰し趨勢は一變して外國米の輸入となり、殊に其の額頗夥多に上りしを以つてなり。然るに七月に至りて天候順に復し、米價低落の趨勢を顯はししを以つて十二月外國米混用受渡を廢し、且九月十日、二十四年七月より向ふ三ヶ年間の營業を許可せられき。

越えて翌二十四年、更に米商會所申合規則を改正し、定期米は上中下及び外國米を建米として一月より賣買を開始せしが、中米建の賣買のみ行はれて反りて受渡代米の範圍を縮少せしめ、米價の不權衡を來たして公定相場の實を失ひ毫も利する處あらざりき。

越えて二十五年に至りて一月以來定期米買占聯合起りき。是れより先、大阪の米價他地方に比して割高なりしを以つて他國米の入津を促し、一月初旬の在米高は内國米十七萬九千七百八十石、外國米三萬七千石餘なりしに拘はらず、買占聯合起りて以來益々暴騰し、四月より稍下落の步調となり、五月末には在米高四十一萬石餘に上りしが、七月下旬に至りて中國四國及び關東地方に水害あり、且氣候不順の爲更に上騰し、八月中旬より順に復し、秋候良好なりしを以つて米價低落して平穩に越年するを得たりき。

右の如くにして翌明治二十六年に入りしが、其の三月法律第五號を以つて米商會所條例は廢止せられて更に取引所法は公布せられき。同法は取引所の設立、組織、會員株主及び仲買人、役員、賣米取引其の

他、取引所の監督、罰則及び附則の七章三十六條より成り、營業年限は十箇年にして其の組織は土地商業の情況及び賣買取引すべき物件の種類に依り會員組織又は株式會社組織と爲すことを得るに至れり。ついで七月勅令第七十四號を以つて取引所の資本金、營業保證金、株式手数料、積立金及び賣買取引の方法に關する規程并に仲買人免許料金額を定め、農商務省令第十三號を以つて取引所法施行規則を定められき。是に於いて同十八日此の取引所法に據りて新設取引所に繼續の出願を爲し、其の組織を株式會社と爲して名稱を大阪堂島米穀取引所と改め、同月三十一日を以つて明治二十六年十月より同三十六年九月三十日迄の營業許可を與へられたり。而して本年は昨年の米作稍豐饒なりしに加へて印度其の他の米産地皆豐作なりしが爲、内國米の海外に輸出せらるゝもの稀少なりしに拘はらず、金融は未曾有の緩漫にて日歩の如きも五厘の最低を現はし、農家また藏米を賣急がざるに依り米價は高直に持合ひ、七月暹佛開戦の噂と土用入後更に降雨なかりし爲とに益々昂進し、八月以降稍低落せしが十月に至りて九州地方は虫害に罹り中國亦水難に遭ひ、韓國は兇歉にして防穀令の發布ありしかば、此等の影響を受けて益々昂騰せり。

明治二十七年五月、七月限の買立米は停止せられき。蓋一月以降益々昂騰し三月に至り外交問題は萌芽して愈々引締り、三月上旬に至りて果然韓國事變起り、定期米の暴騰せしを以つてなり。七月十三日更に同期の賣買の停止あり、同十六日に至りて解停せられしが、而も韓國事變は一變して日清交渉事件と爲り遂に出兵の已むを得ざるに至りて農家も持米を賣放さず、同下旬に至り日清の戰爭愈々其の端を開くに及びて定期米は暴騰し、八月に至り米作豐饒の豫想起るや俄然暴落し、實に一昂一低不穩の狀勢を呈し、八月廿四日より四日間臨時定期米全體の賣買を休止せり。九月に至り期米益々暴落せしが正米は之れに反して引緩まらざるの逆狀を呈せり。然れども幸にして韓地の戰爭連戦連勝の

報を齎らすあり、期米順況に復して市場随ひて静肅なり。

翌二十八年に至りては昨歳の豊饒なりしに戦後經濟は膨脹し株券は騰貴せり。此の趨勢を利用して頻りに定期米を買煽るものあり、爲に米價は昂騰して三月限の期米九萬千七百七十石、同四月限二十萬五千三百四十石の多額に上り、米商會所創立以來未曾有の受渡額なりき。五月以後、天候適順なるを以つて米價暴落せしが、經濟の膨脹は酒造家の増醸と爲り、年末に至りて二たび騰貴して在米三十二萬五千五百石餘に達せり。而して同二十九年一月月上旬より期米稍低落せしが、同月下旬より更に昂騰し、三月初旬に於いて一時氣崩れを爲ししが、是れより先大手商人中には戦後經濟の膨脹と諸物價の騰貴とを見込みて盛に期米を買煽ふるあり、一月限以降每期少からざる受取の行はれしのみならず、六月中旬に至り偶三陸大海嘯ありて益々氣勢を強め同下旬期米先物は暴騰し、七月以後定期米取組高は四十一萬五千五百五十石に上り、其の七月限に於いては十四萬五千四百五十石の巨額の受渡あるに至り、在米亦五十萬石以上に達し八九兩月期に至り益々昂騰し商況甚穩かならずして休市せしこと數次なりき。然るに秋候順適にして米作の豫想敢て凶歉と云ふ可からざるに、商業の振はずして在米の多額は定期米に一頓挫を來たせり。

明治三十年、昨未頓挫の餘波を承けて商況沈靜し、期米の賣買甚振はず。蓋、昨年買煽りの結果大手商人の疲勞せしと、世上一般金融の逼迫とに起因せり。然れども秋季天候險惡にして陰晴定まらず、九月に至り果して各地水難蟲害の報は續々として臻り、正米期米共に騰貴して大阪の在米は東北地方に向かひて逆輸を爲すに至り、春來二十六七萬石を存せし、在米は十一月下旬に至りて僅に八千三百石に減じ、日々の需用を補ふに足らざる悲況を呈して、期米は暴騰せり。然るに此の大勢に逆ひ有力なる商人は、期米を賣壓へ、商況甚不穩なりしを以つて十二月末日終に定期買買を停止せり。越えて翌三十一年

年一月初相場は期米三月限の賣買のみ立會せしに、是れまた不穩の狀況を呈せしかば、翌日臨時立會を中止し、繼續して五十餘日の長きに及び三月一日に至りて開市せり。然るに以來倍々暴騰して底止する處を知らざりしを以つて、五月限は是れを防がんが爲受渡代米に外國米を混用せしに、其の効空しからずして六月は稍低落せり。然れども外國米代用は定期米賣買に多大の打撃を與へ反りて市場の不振を見るに至れり。七月以降も低落の一方に傾き米作の豊饒と經濟界の不振とは更に米價をして非常に暴落せしめしかば、一月以來巨額の輸入に達したりし外國米も十一月一日發會の定期米三十二年一月限より臺灣米と共に受渡代用を廢止せり。

明治三十二年、昨年外國米を以つて一般の需用を補ひ加ふるに米作豊饒なりしを以つて低落せし趨勢は續きて本年に入り、一月下旬より稍好況を呈し、二月以後昂騰して三月中旬二たび低落に傾けり。此の際期米買煽の奇策を弄するものあり、爲に七月上旬より商況一變して騰貴に向かひ巨額の受渡米ありき。而して昨年の豊饒は一昨年凶歉の疲弊を救ふに足らざるに、本年に至りては蟲害風災交々臻りしかのみならず、期米買煽は倍々米價をして昂騰せしめ、九月取引所預金に六拾九萬圓の違算を生ずるに至り遂に一大紛擾を醸して同下旬期米全體の賣買立會を休止せり。尋いで十月下旬時の農商務大臣より營業停止を命せられ、十二月二十三日に至りて解停せられしが、餘日なきを以つて賣買立會を爲さずして其の年を終はれり。

翌三十三年、昨年定期米買煽の結果は正米の入津を誘致し本年に入りては在米は内國米のみにて四十九萬四千石餘の巨額に達せり。斯く一時に呼集せし結果は地方の米價を引締め、在米は茲に二たび逆輸出と爲りしが、三月下旬に至り昨年約定せし外國米は輸入せられ、是に正米は低落せり。以後農家藏米の賣出しあり、秋季の天候適順にして一低一昂の狀況なりき。十一月に至りて農商務省の米作報

告發表せられしが營業者は之れを信せず皆違作を唱へて市場の米價は稍昂騰せり。  
 翌三十四年一月以後果然新穀の入津少く既に經濟界は一般悲境に陥りて銀行會社の破産は續々相  
 接し西國筋の荷爲替杜絶して一層廻米の不便を來たし隨ひて五月上旬に至り其の價格を昂騰せし  
 めき且米作は豐饒の豫想なりしが新古米端境に至りて各地在米に缺乏を告げて價格は更に騰貴し  
 纔に朝鮮米の輸入に依りて需用を充たしめ以後は小昂低を以つて市場亦極めて沈靜の裡に年を越  
 せり時勢の推移と年の豐凶とに依り一盛一衰は素より免れざる處なりしが而も能く米穀の流通を  
 助け相場の權衡を取り連綿持續すること三百年の久しきに亘りて益々盛なり。  
 終に臨みて左に表を掲げて明治九年米商會所設立以後に係る毎年別資本金積立金株主仲買人員仲  
 買人身元金割賦金及び配當歩合、毎年月別開市日數賣買米高及び受渡米高定期米每限月最高最低及  
 び平均相場等を示さんとす而して其の以前の事は遂に得て知るべからざれば慶長以降三百年間大  
 阪米相場表御藏前相場年代記竝に某米商の舊記天保以降五十三年間大阪正米相場表式を録して其  
 の一端を推測するの便に資せん。

自明治九年毎年別資本金積立金株主仲買人員仲買人身元金割賦金及び配當歩合  
 至同廿四年

年	資本金	積立金	株主人員	仲買人員	仲買人身元金	割賦金	配當歩合	摘要
明治九年	七五〇〇〇	—	八	—	—	—	—	仲買人を二、二等に區別し身元金一等仲買人貳百圓、二等仲買人百圓とす。
同十年	七五〇〇〇	〇三三三	三六	六六	一一〇〇	—	—	
同十一年	七五〇〇〇	一、四六六、五七七	六〇	一五一	二九九〇	三二六、七五〇	〇三三三	
同十二年	七五〇〇〇	六、六七五、〇〇〇	五一	一九八	四四九〇	四、七七一、〇〇〇	六、一〇一一	

年	資本金	積立金	株主人員	仲買人員	仲買人身元金	割賦金	配當歩合	摘要
同十三年	七五〇〇〇	八、五五〇、〇〇〇	八四	四七	五、六〇〇	一五、三三五、〇〇〇	二〇、五〇	此の年仲買人の等級を廢し更に身元金を壹千貳百圓とす。
同十四年	七五〇〇〇	九、七〇〇、〇〇〇	八二	五七	六、八〇〇	一四、一七五、〇〇〇	一、八九〇	
同十五年	七五〇〇〇	一、一三〇〇、〇〇〇	七七	六〇	七、一〇〇	二、一三三、〇〇〇	二、八三〇	
同十六年	七五〇〇〇	一、一八〇〇、〇〇〇	九五	四九	六、一〇〇	六、七五〇、〇〇〇	〇、九〇〇	
同十七年	七五〇〇〇	一、三三〇〇、〇〇〇	一〇九	五五	六、八〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	〇、九四〇	
同十八年	七五〇〇〇	一、三三〇〇、〇〇〇	一一三	六四	七、五〇〇	六、七五〇、〇〇〇	〇、九〇〇	
同十九年	七五〇〇〇	一、三三〇〇、〇〇〇	一〇六	四三	六、三〇〇	一、一七五、〇〇〇	一、八九〇	此の年仲買人身元金を千五百圓に改む。
同二十年	七五〇〇〇	一、五七〇〇、〇〇〇	一〇一	三三	四、九〇〇	八、四三三、〇〇〇	一、二二五	
同二十一年	七五〇〇〇	一、五七〇〇、〇〇〇	一一五	三二	四、六〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	〇、八九〇	
同二十二年	七五〇〇〇	一、八七〇〇、〇〇〇	一二二	三九	五、八〇〇	一、四三三、〇〇〇	一、九五〇	
同二十三年	七五〇〇〇	三、一七〇〇、〇〇〇	一三三	五五	八、一〇〇	二、七五〇、〇〇〇	三、三〇〇	此の年仲買人身元金を貳千圓に改む。
同二十四年	七五〇〇〇	三、三三〇〇、〇〇〇	一四七	七四	一、四〇〇	三、三三三、〇〇〇	三、一五〇	
同二十五年	七五〇〇〇	五、六六六、〇〇〇	一五〇	七七	一、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	三、六〇〇	此の年十月取引所に據り米商會所を新設し取引所に繼續して資本金を拾五萬圓に改む。
同二十六年	一五〇〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一四六	一一一	二、六〇〇	三、五二二、五〇〇	四、〇三五	
同二十七年	一五〇〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	一六六	八六	一、七〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、二〇〇	此の年五月資本金貳拾五萬圓に改む。
同二十八年	一五〇〇〇〇	七、九〇〇、〇〇〇	二三八	一〇〇	一、九〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	三、三〇〇	此の年四月仲買人身元金を三千圓に尙十一月五千圓に改む。
同二十九年	二五〇〇〇〇	一、四六六、〇〇〇	四三三	一一三	三、〇〇〇	六、二五〇、〇〇〇	二、五〇〇	
同三十年	二五〇〇〇〇	一、四六六、〇〇〇	四八七	七三	三、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇	
同三十一年	二五〇〇〇〇	一、七一一、六〇〇	五四五	五五	二、七五〇	二、七五〇、〇〇〇	一、一〇〇	

明治卅二年	資本金	積立金	株主人員	仲買人員	仲買人身元金	賦割金	配當歩	摘要
同卅三年	三三〇〇〇〇	一八四〇〇〇〇	二七三	四八	三三〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	一八〇〇	
同卅四年	三三〇〇〇〇	三二六五〇〇〇	三一一	三四	三三〇〇〇〇	三二七五〇〇〇	一五五〇	

備考 資本金積立金株主仲買人員及び仲買人身元金は毎年末の現在を掲げ、割賦金并に配當歩合は毎年上下兩半季を通算したるものなり。  
 仲買人身元金の仲買人員に對する總額に相當せざるものあるは仲買人の免許を得たるも未身元金を納入せざるもの若くは仲買人の廢業をなし身元金の仕拂を爲さざるもの等あるに由る。

自明治九年 每年月別開市日數賣買米高及受渡米高表  
 至同卅四年

年	九		十		十一		十二	
	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高
一								
二								
三								
四								
五								
六								
七								

年	十		十一		十二		一		二		三		四	
	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高
計														
八														
九														
十														
十一														
十二														
一														
二														
三														
四														
五														
六														
七														
八														
九														
十														
十一														
十二														

市場并に取引所





二一七		二一八		二一九	
開市日數	賣買高	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高
二	六九七三〇〇	二	九六八〇五〇	二	三三二四〇〇
三	五三三四五〇〇	三	一〇二六二〇〇	三	六〇四一〇〇
四	五三三四五〇〇	四	九五六七〇〇	四	五〇七〇〇
五	五三三四五〇〇	五	九五六七〇〇	五	五〇七〇〇
六	五三三四五〇〇	六	九五六七〇〇	六	五〇七〇〇
七	五三三四五〇〇	七	九五六七〇〇	七	五〇七〇〇
八	五三三四五〇〇	八	九五六七〇〇	八	五〇七〇〇
九	五三三四五〇〇	九	九五六七〇〇	九	五〇七〇〇
十	五三三四五〇〇	十	九五六七〇〇	十	五〇七〇〇
計	九六九九四〇〇	計	一〇六八二五九〇	計	九〇八三三五〇

二一四		二一五		二一六	
開市日數	賣買高	開市日數	賣買高	開市日數	賣買高
二	五三三四五〇〇	二	五三三四五〇〇	二	五三三四五〇〇
三	五三三四五〇〇	三	五三三四五〇〇	三	五三三四五〇〇
四	五三三四五〇〇	四	五三三四五〇〇	四	五三三四五〇〇
五	五三三四五〇〇	五	五三三四五〇〇	五	五三三四五〇〇
六	五三三四五〇〇	六	五三三四五〇〇	六	五三三四五〇〇
七	五三三四五〇〇	七	五三三四五〇〇	七	五三三四五〇〇
八	五三三四五〇〇	八	五三三四五〇〇	八	五三三四五〇〇
九	五三三四五〇〇	九	五三三四五〇〇	九	五三三四五〇〇
十	五三三四五〇〇	十	五三三四五〇〇	十	五三三四五〇〇
計	五三三四五〇〇	計	五三三四五〇〇	計	五三三四五〇〇





市場并に取引所

六月中		七月中		八月中		九月中		十月中		十一月中	
七月	六月	八月	七月	九月	八月	十月	九月	十一月	十月	十二月	十一月
六.九六八	七.九三五	八.四一五	八.六六八	九.二五〇	九.九二五	一〇.二六〇	一〇.九一八	七.七七五	七.八六八	八.二九五	八.二九五
六.六九三	七.〇六五	七.三九〇	七.八四五	七.九五〇	七.八五〇	八.四一〇	七.七〇三	七.〇六三	八.三三〇	七.三三〇	七.三三〇
六.八二六	七.五七三	八.〇九七	七.九六五	八.四五六	八.四五六	九.二二〇	八.三六七	七.三三六	八.八八九	七.八八四	七.六五八
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八.八八五	八.六〇〇	八.八八五	八.八八五	八.八八五	八.八八五	八.八八五	八.八八五	八.八八五	八.八八五	八.八八五	八.八八五
九.九四五	九.八八〇	九.九四五	九.九四五	九.九四五	九.九四五	九.九四五	九.九四五	九.九四五	九.九四五	九.九四五	九.九四五
八.九四〇	九.一八〇	八.九四〇	八.九四〇	八.九四〇	八.九四〇	八.九四〇	八.九四〇	八.九四〇	八.九四〇	八.九四〇	八.九四〇
九.六九八	九.三三九	九.六九八	九.六九八	九.六九八	九.六九八	九.六九八	九.六九八	九.六九八	九.六九八	九.六九八	九.六九八

一月中		二月中		三月中		四月中		五月中		六月中	
二月	一月	三月	二月	四月	三月	五月	四月	六月	五月	七月	六月
六.三九五	六.三九五	六.三九五	六.三九五	六.三九五	六.三九五	六.三九五	六.三九五	六.三九五	六.三九五	六.三九五	六.三九五
五.九三五	六.一三三	六.一三三	六.一三三	六.一三三	六.一三三	六.一三三	六.一三三	六.一三三	六.一三三	六.一三三	六.一三三
六.一三三	六.二八五	六.二八五	六.二八五	六.二八五	六.二八五	六.二八五	六.二八五	六.二八五	六.二八五	六.二八五	六.二八五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三
八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三
八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三
八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三
八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三
八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三
八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三
八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三
八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三
八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三	八.二二三

五月中		六月中		七月中		八月中		九月中		十月中	
五月	六月	六月	七月	七月	八月	八月	九月	九月	十月	十月	十一月
限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限
七.九九五	八.〇〇〇	八.三九五	八.〇九五	七.九〇〇	七.九〇〇	七.九〇〇	九.三三〇	九.三三〇	九.三三〇	九.三三〇	九.三三〇
七.三五五	七.五五五	七.七八〇	七.六五〇	七.三三〇	七.三三〇	七.三三〇	七.三三〇	七.三三〇	七.三三〇	七.三三〇	七.三三〇
七.五九三	七.七六〇	八.〇八〇	七.八二〇	七.四二〇	七.四二〇	七.四二〇	八.六六六	八.六六六	八.六六六	八.六六六	八.六六六
六.五八〇	六.七五〇	六.九四〇	七.〇九〇	七.二〇〇	七.二〇〇	七.二〇〇	七.四〇〇	七.四〇〇	七.四〇〇	七.四〇〇	七.四〇〇
六.二〇〇	六.二七〇	六.三九〇	六.六六五	六.八四〇	六.八四〇	六.八四〇	六.九三〇	六.九三〇	六.九三〇	六.九三〇	六.九三〇
六.三八五	六.五三〇	六.七四一	七.〇九九	七.二八九	七.二八九	七.二八九	七.〇六七	七.〇六七	七.〇六七	七.〇六七	七.〇六七
五.九三〇	五.九八五	六.一七〇	六.〇四五	五.六〇〇	五.六〇〇	五.六〇〇	五.四〇〇	五.四〇〇	五.四〇〇	五.四〇〇	五.四〇〇
五.四七五	五.五八五	五.六三三	五.三三〇	五.三三〇	五.三三〇	五.三三〇	五.三三〇	五.三三〇	五.三三〇	五.三三〇	五.三三〇
五.六九二	五.七二二	五.〇八七	五.六八五	五.五五五	五.五五五	五.五五五	五.一〇六	五.一〇六	五.一〇六	五.一〇六	五.一〇六

一月中		二月中		三月中		四月中		十二月中	
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	十二月	十二月
限	限	限	限	限	限	限	限	限	限
八.八三〇	九.〇三〇	九.〇三〇	八.八二五	八.八二五	八.八二五	八.八二五	八.八二五	八.八二五	八.八二五
八.一五〇	八.三三〇	八.三三〇	八.一五〇	八.一五〇	八.一五〇	八.一五〇	八.一五〇	八.一五〇	八.一五〇
八.五二七	八.七三五	八.七三五	八.六五四	八.六五四	八.六五四	八.六五四	八.六五四	八.六五四	八.六五四
六.八七〇	七.一四〇	七.一四〇	七.〇〇〇	七.〇〇〇	七.〇〇〇	七.〇〇〇	七.〇〇〇	七.〇〇〇	七.〇〇〇
六.三〇〇	六.三三〇	六.三三〇	六.三三〇	六.三三〇	六.三三〇	六.三三〇	六.三三〇	六.三三〇	六.三三〇
六.四三九	六.五七一	六.五七一	六.四三九	六.四三九	六.四三九	六.四三九	六.四三九	六.四三九	六.四三九
四.四三〇	四.四三〇	四.四三〇	四.四三〇	四.四三〇	四.四三〇	四.四三〇	四.四三〇	四.四三〇	四.四三〇
四.六三八	四.六三八	四.六三八	四.六三八	四.六三八	四.六三八	四.六三八	四.六三八	四.六三八	四.六三八
九.三二一	九.三二一	九.三二一	九.三二一	九.三二一	九.三二一	九.三二一	九.三二一	九.三二一	九.三二一

市場并に取引所

十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中	十月中
五.七三三	五.三〇〇	五.五二〇	五.六九五	六.二二〇	六.八〇〇	七.〇〇〇	六.九〇〇	七.〇〇〇	六.九〇〇	六.〇〇〇	六.〇〇〇	六.〇〇〇	六.〇〇〇	六.〇〇〇	六.〇〇〇	六.〇〇〇	六.〇〇〇	六.〇〇〇	六.〇〇〇	六.〇〇〇
四.五九五	四.六二五	四.四七五	四.五〇三	四.九〇〇	五.七〇三	五.九九五	五.九九五	六.三七五	六.四三〇	六.四三〇	五.五三三	五.四七〇	五.四〇〇	五.五〇〇	五.三九〇	五.二五五	五.二一〇	五.二一〇	五.二一〇	五.二一〇
四.九三五	五.〇五九	四.九九二	五.一六四	五.七〇三	六.二九七	六.五五六	六.五四三	六.七四〇	六.七四二	六.七〇二	五.八〇六	五.七九七	五.七二七	五.七〇一	五.七〇一	五.七〇一	五.七〇一	五.七〇一	五.七〇一	五.七〇一
五.三三〇	五.三三〇	四.九二五	五.〇二五	五.四〇〇	四.九九〇	五.四二五	五.四七〇	五.九〇〇	五.七六三	五.七〇〇	五.七〇五	五.六〇五	五.五〇〇	五.五〇〇	五.四九五	五.四九五	五.四九五	五.四九五	五.四九五	五.四九五
四.八八五	四.九七〇	四.七二〇	四.八四五	五.三三〇	四.六三〇	五.〇四〇	五.〇八〇	五.二五〇	五.二五五	五.一六三	五.一六三	五.一六三	五.一六三	五.一六三	五.一六三	五.一六三	五.一六三	五.一六三	五.一六三	五.一六三
五.〇七九	五.〇八四	四.八三七	四.九三五	五.三三〇	四.八三八	五.一五四	五.一五四	五.四四六	五.四四六	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三
四.八〇〇	四.六九五	四.七七〇	四.七三五	四.九〇〇	四.八八〇	五.〇七〇	四.九五〇	五.三三〇	五.三三〇	五.〇七〇	五.〇七〇	五.〇七〇	五.〇七〇	五.〇七〇	五.〇七〇	五.〇七〇	五.〇七〇	五.〇七〇	五.〇七〇	五.〇七〇
四.五三〇	四.三七〇	四.五八五	四.五〇五	四.七〇五	四.六三〇	四.八八〇	四.七五五	四.八四五	四.八四五	四.六二〇	四.六二〇	四.六二〇	四.六二〇	四.六二〇	四.六二〇	四.六二〇	四.六二〇	四.六二〇	四.六二〇	四.六二〇
四.六五八	四.五五四	四.六七二	四.六一四	四.八〇八	四.七五八	四.九六四	四.九六四	五.〇八〇	五.〇八〇	四.七五八	四.七五八	四.七五八	四.七五八	四.七五八	四.七五八	四.七五八	四.七五八	四.七五八	四.七五八	四.七五八

三二五

三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中	三月中
六.五二〇	九.八八五	六.七六〇	六.五八〇	六.七五〇	六.五五〇	六.三三〇	六.八〇〇	六.五九〇	六.六三〇	六.六三〇	六.六三〇	六.六三〇	六.六三〇	六.六三〇	六.六三〇	六.六三〇	六.六三〇	六.六三〇	六.六三〇	六.六三〇
六.〇七五	六.六八〇	六.四三〇	六.三三〇	六.三〇〇	六.〇〇〇	五.八〇〇	六.一〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇	五.八〇〇
六.二二八	六.六九二	六.五九九	六.四四五	六.五五八	六.三七六	六.一六九	六.三三三	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六	六.〇八六
五.一八〇	五.五四〇	五.五三五	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇	五.五七〇
五.二〇三	五.二八〇	五.二七五	五.三三〇	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三	五.三三三
五.一七三	五.四〇〇	五.四〇一	五.四三三	五.四三九	五.四〇五	五.四二八	五.四九三	五.五六三	五.五六三	五.五六三	五.五六三	五.五六三	五.五六三	五.五六三	五.五六三	五.五六三	五.五六三	五.五六三	五.五六三	五.五六三
五.〇五五	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇	五.一〇〇
四.八七〇	四.九七〇	四.九六〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇	四.八七〇
四.九六〇	五.〇八六	五.〇六〇	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四	五.〇二四

三二四

市場并に取引所

九月中	八月中	七月中	六月中	五月中	四月中	五月中	四月中	五月中
十一月限	十月限	九月限	八月限	七月限	六月限	五月限	四月限	三月限
五〇八〇	四九八〇	四八八〇	四七九〇	四七〇〇	四六〇〇	四五〇〇	四四〇〇	四三〇〇
四八〇三	四七二三	四六二三	四五八〇	四五〇〇	四四一〇	四三二〇	四二三〇	四一四〇
四九一〇	四八三三	四七五五	四六七八	四六〇〇	四五二〇	四五〇〇	四四二〇	四三三〇
八三三〇	八二五〇	八一七〇	八〇九〇	八〇一〇	七九三〇	七八五〇	七八〇〇	七八〇〇
六三三〇	六二五〇	六一七〇	六一〇〇	六〇二〇	五九四〇	五八六〇	五八〇〇	五八〇〇
七二五二	七一七二	七一〇〇	七〇二〇	六九四〇	六八六〇	六七八〇	六八〇〇	六八〇〇
六九七五	六八九〇	六八〇〇	六七二〇	六六四〇	六五六〇	六四八〇	六四〇〇	六四〇〇
六三六三	六二八〇	六二〇〇	六一二〇	六〇四〇	五九六〇	五八八〇	五八〇〇	五八〇〇
六六二〇	六五四〇	六四六〇	六三八〇	六三〇〇	六二二〇	六一四〇	六一〇〇	六一〇〇

三二七

三月中	二月中	一月中	十二月中	十一月中	十二月中	十一月中	十二月中
四月限	三月限	二月限	一月限	十二月限	十一月限	十二月限	十一月限
四七五〇	四六五〇	四五五〇	四四五〇	四三五〇	四二五〇	四一五〇	四〇五〇
四六三三	四五三三	四四三三	四三三三	四二三三	四一三三	四〇三三	三九三三
四六九九	四五九九	四五〇〇	四四〇〇	四三〇〇	四二〇〇	四一〇〇	四〇〇〇
四七八〇	四六八〇	四五八〇	四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇
四六二〇	四五二〇	四五二〇	四五二〇	四五二〇	四五二〇	四五二〇	四五二〇
四七二二	四六二二	四五二二	四五二二	四五二二	四五二二	四五二二	四五二二
四九三〇	四八三〇	四七三〇	四六三〇	四五三〇	四五三〇	四五三〇	四五三〇
八四四五	八三五〇	八二五〇	八〇五〇	七八五〇	七六五〇	七四五〇	七二五〇
八八七〇	八七七〇	八六七〇	八五七〇	八四七〇	八三七〇	八二七〇	八一七〇
八八七〇	八七七〇	八六七〇	八五七〇	八四七〇	八三七〇	八二七〇	八一七〇

三二六



市場并に取引所

三月中			四月中			五月中			六月中			七月中			八月中		
三月	四月	五月	三月	四月	五月	三月	四月	五月	三月	四月	五月	三月	四月	五月	三月	四月	五月
限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限
七三〇〇	七二〇〇	七〇七〇	六九〇〇	六八〇〇	六六七〇	六五七〇	六四七〇	六三三〇	六二四〇	六一八〇	六一六〇	六一七〇	六一〇〇	七〇〇〇	七三〇〇	七二〇〇	七〇七〇
六九三三	六八一〇	六七一〇	六六二〇	六五二〇	六三九〇	六二九〇	六一九〇	六〇五〇	五九六〇	五八〇〇	五六七〇	五五七〇	五四七〇	五三三〇	五二四〇	五一八〇	五〇七〇
七〇四五	六九四八	六八五三	六七〇〇	六五九三	六四六〇	六三六〇	六二六〇	六一二〇	六〇三〇	五八七〇	五七四〇	五六六〇	五五六〇	五四二〇	五三三〇	五二七〇	五一八〇
七九四〇	八〇八五	八一九五	八二五〇	八三九五	八五〇〇	八六五〇	八八〇〇	八九六〇	九一二〇	九二七〇	九四三〇	九五八〇	九七三〇	九八八〇	一〇〇三〇	一〇一八〇	一〇三三〇
七二〇三	七三三五	七四六五	七五七五	七六八五	七八〇〇	七八一〇	七九二〇	八〇三〇	八一四〇	八二五〇	八三六〇	八四七〇	八五八〇	八六九〇	八八〇〇	八九一〇	九〇二〇
七七八八	七八八九	七九六三	八〇七三	八一八三	八二九三	八四〇三	八五一三	八六二三	八七三三	八八四三	八九五三	九〇六三	九一七三	九二八三	九三九三	九五〇三	九六一三
六九五五	六七四〇	六八五〇	六九六〇	七〇七〇	七一八〇	七二九〇	七四〇〇	七五一〇	七六二〇	七七三〇	七八四〇	七八五〇	七九六〇	八〇七〇	八一八〇	八二九〇	八四〇〇
六三五〇	六四六〇	六三七〇	六二八〇	六一九〇	六一〇〇	六〇一〇	五九二〇	五八三〇	五七四〇	五六五〇	五五六〇	五四七〇	五三八〇	五二九〇	五二〇〇	五一一〇	五〇二〇
六〇八〇	六〇九〇	六一〇〇	六一一〇	六一二〇	六一三〇	六一四〇	六一五〇	六一六〇	六一七〇	六一八〇	六一九〇	六二〇〇	六二一〇	六二二〇	六二三〇	六二四〇	六二五〇
六〇八〇	六〇九〇	六一〇〇	六一一〇	六一二〇	六一三〇	六一四〇	六一五〇	六一六〇	六一七〇	六一八〇	六一九〇	六二〇〇	六二一〇	六二二〇	六二三〇	六二四〇	六二五〇

三二九

一月中旬			二月中旬			十月中			十一月中			十二月中		
一月	二月	三月	四月	三月	二月	十月	十一月	十二月	十一月	十二月	一月	十二月	一月	二月
限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限
六九四〇	六八八〇	六七九〇	六七〇〇	六六〇〇	六五〇〇	五二八〇	五二八〇	五二八〇	五二八〇	五二八〇	五二八〇	五二八〇	五二八〇	五二八〇
六四四〇	六三三〇	六二四〇	六一五〇	六〇六〇	五九七〇	四七〇〇	四七〇〇	四七〇〇	四七〇〇	四七〇〇	四七〇〇	四七〇〇	四七〇〇	四七〇〇
六六六一	六五六一	六四六一	六三六一	六二六一	六一六一	四九二〇	四九二〇	四九二〇	四九二〇	四九二〇	四九二〇	四九二〇	四九二〇	四九二〇
八六〇〇	八五〇〇	八四〇〇	八三〇〇	八二〇〇	八一〇〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇
八二〇〇	八一〇〇	八〇〇〇	七九〇〇	七八〇〇	七七〇〇	七五五〇	七五五〇	七五五〇	七五五〇	七五五〇	七五五〇	七五五〇	七五五〇	七五五〇
八六〇〇	八五〇〇	八四〇〇	八三〇〇	八二〇〇	八一〇〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇	七九三〇
六八五〇	六七五〇	六六五〇	六五五〇	六四五〇	六三五〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇
六八五〇	六七五〇	六六五〇	六五五〇	六四五〇	六三五〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇	五二〇〇

三二八







三 十 三 年	最 高	最 低	平 均	三 十 三 年						最 高	最 低	平 均		
				七 月 中	八 月 中	九 月 中	十 月 中	十 一 月 中	十 二 月 中					
	八 月 限 一 一 八 〇 〇	八 月 限 一 〇 五 〇 〇	八 月 限 一 一 四 三 三	八 月 限 一 一 八 〇 〇	九 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 月 限 一 〇 五 五 〇	十 一 月 限 一 〇 三 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 二 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 八 五 五	十 二 月 限 一 〇 七 五 〇	十 一 月 限 一 〇 六 五 〇	十 二 月 限 一 〇 五 五 〇	十 一 月 限 一 〇 四 五 〇	十 二 月 限 一 〇 三 五 〇
	九 月 限 一 一 〇 〇 〇	九 月 限 一 〇 七 〇 〇	九 月 限 一 一 〇 〇 〇	九 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 月 限 一 〇 五 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 三 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 二 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 一 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇
	十 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 月 限 一 〇 七 〇 〇	十 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 五 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 三 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 二 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 一 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇
	十 一 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 七 〇 〇	十 一 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 五 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 三 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 二 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 一 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇
	十 二 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 七 〇 〇	十 二 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 一 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 五 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 三 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 二 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 一 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 一 月 限 一 〇 〇 〇 〇	十 二 月 限 一 〇 〇 〇 〇

三三三

慶長度以降三百年間大阪米相場表 \*◎は洪水◎は大風△は幣制改×は旱魃●は飢饉

年 號	米 價	換 算 額	年 號	米 價	換 算 額
慶長二年丁酉	一〇・三三		寬永三年丙寅	二二・〇〇	
三年戊寅	二二・四〇		五年戊辰	二四・二五	
六年辛丑	九四・一		七年庚午	三三・七五	
十一年丙午	一〇・〇〇		八年辛未	二四・〇〇	
十二年丁未	一〇・〇〇		十年癸酉	二九・三八	
十三年戊申	三三・七五		十一年甲戌	三三・〇〇	
十五年庚戌	一七・五五		十二年乙亥	三八・五〇	
十七年壬子	一五・〇〇		十三年丙子	四六・五〇	
十九年甲寅	一五・〇〇		十四年丁丑	五五・〇〇	
元和二年丙辰	二〇・〇〇		十五年戊寅	五五・〇〇	
三年丁巳	二二・〇〇		十六年己卯	三三・五〇	
七年辛酉	二二・八〇	◎	十七年庚辰	三三・〇〇	
八年壬戌	二六・四三		十八年辛巳	四八・五〇	
九年癸亥	三三・〇〇		十九年壬午	五七・〇〇	
寬永元年甲子	二七・六五		二十年癸未	三三・五〇	
二年乙丑	一九・九〇		正保元年甲申	三〇・七五	

市場并に取引所

三三七

年	號	米	價	換	算	額
正保	二年	乙酉	三〇〇〇			
慶安	四年	丁亥	二七〇〇			
慶安	二年	己丑	三〇〇〇			
慶安	元年	戊子	二八〇〇			
承應	三年	庚寅	三九二五			
承應	四年	辛卯	三三〇〇			
承應	二年	壬辰	三三〇〇			
承應	元年	癸巳	三三〇〇			
明曆	三年	甲午	三九二五			
明曆	元年	乙未	三九〇〇			
明曆	三年	丁酉	三四五〇			
萬治	二年	己亥	五〇五五			
萬治	元年	戊戌	五四七五			
萬治	二年	己亥	五〇五五			
萬治	元年	庚子	六一七五			
寬文	三年	庚子	五二五〇			
寬文	二年	辛丑	四二七五			
寬文	元年	辛丑	五二五〇			
寬文	三年	癸卯	五五〇〇			
寬文	元年	甲子	五五〇〇			
延寶	十二年	壬子	四八〇〇			
延寶	十一年	辛亥	四七〇〇			
延寶	十年	庚戌	五七七五			
延寶	九年	己酉	六二二五			
延寶	八年	戊申	五二七五			
延寶	七年	丁未	五五〇〇			
延寶	六年	丙午	五五〇〇			
天和	八年	庚申	六八五〇			
天和	七年	己未	五四二五			
天和	六年	戊午	五〇〇〇			
天和	五年	丁巳	四二〇〇			
天和	四年	丙辰	五八五〇			
天和	三年	乙卯	六三三〇			
天和	二年	甲寅	七四五〇			
天和	元年	辛酉	七六二五			
天和	二年	壬戌	七六二五			
天和	元年	甲子	八〇〇〇			
享保	四年	己亥	四二〇〇			
享保	五年	庚子	六一〇〇			
享保	六年	辛丑	七五〇〇			
享保	七年	壬寅	四一五〇			
享保	八年	癸卯	四三〇〇			
享保	九年	甲辰	四七四〇			
享保	十年	乙巳	四八三五			
享保	十一年	丙午	四〇九〇			
享保	十二年	丁未	三九〇〇			
享保	十三年	戊申	五三二五			
享保	元年	辛丑	六七五五			
享保	二年	壬寅	八一五八			
享保	三年	癸卯	一〇〇五〇			
享保	四年	甲辰	六四四〇			
享保	五年	乙巳	八一三〇			
享保	六年	丙午	一三三〇〇			
享保	七年	丁未	七二九〇			
享保	八年	戊申	六二二五			
享保	九年	己酉	四七三五			
享保	元年	庚戌	四七三五			

年	號	米	價	換	算	額
元祿	四年	辛未	四七一五			
元祿	六年	癸酉	五六二五			
元祿	八年	乙亥	七五〇〇			
元祿	九年	丙子	一〇五〇〇			
元祿	十四年	辛巳	八六五〇			
元祿	十五年	壬午	一〇五〇〇			
元祿	十六年	癸未	九二五〇			
寶永	四年	丁亥	一三五〇〇			
寶永	五年	戊子	七五〇〇			
寶永	六年	己丑	六五〇〇			
寶永	七年	庚寅	七六五〇			
寶永	元年	辛卯	七〇五〇			
正德	二年	壬辰	八三八〇			
正德	三年	癸巳	一五五〇〇			
正德	四年	甲午	一〇〇九〇			
正德	五年	乙未	七五五〇			
正德	六年	丙申	七五五〇			
正德	七年	丁酉	七〇〇〇			
正德	元年	戊戌	三三〇〇			
享保	四年	己亥	四二〇〇			
享保	五年	庚子	六一〇〇			
享保	六年	辛丑	七五〇〇			
享保	七年	壬寅	四一五〇			
享保	八年	癸卯	四三〇〇			
享保	九年	甲辰	四七四〇			
享保	十年	乙巳	四八三五			
享保	十一年	丙午	四〇九〇			
享保	十二年	丁未	三九〇〇			
享保	十三年	戊申	五三二五			
享保	元年	辛丑	六七五五			
享保	二年	壬寅	八一五八			
享保	三年	癸卯	一〇〇五〇			
享保	四年	甲辰	六四四〇			
享保	五年	乙巳	八一三〇			
享保	六年	丙午	一三三〇〇			
享保	七年	丁未	七二九〇			
享保	八年	戊申	六二二五			
享保	九年	己酉	四七三五			
享保	元年	庚戌	四七三五			

市場并に取引所

年	號	米	價	換	算	額
寬政	三年 辛亥	◎	六三.五〇			
	四年 壬子	◎	八六.九〇			
	五年 癸丑	◎	七三.〇〇			
	六年 甲寅	◎	六一.五〇			
	七年 乙卯	◎	六九.二五			
	八年 丙辰	◎	七五.〇〇			
	九年 丁巳	◎	六六.二五			
	十年 戊午	◎	六五.五〇			
	十一年 己未	◎	六八.二五			
	十二年 庚申	◎	七六.二五			
享和	元年 辛酉	◎	六九.二五			
	二年 壬戌	◎	五八.五〇			
	三年 癸亥	◎	五七.七五			
	四年 甲子	◎	五五.〇〇			
	五年 乙丑	◎	五六.七五			
	六年 丙寅	◎	六〇.〇〇			
	七年 丁卯	◎	五五.七〇			
	八年 戊辰	◎	七四.二五			
文化	元年 甲子	◎	六三.五〇			
	二年 乙丑	◎	五八.七五			
	三年 丙寅	◎	五七.七五			
	四年 丁卯	◎	五八.七五			
	五年 戊辰	◎	五九.七五			
	六年 己巳	◎	五七.〇〇			
	七年 庚午	◎	五七.〇〇			
	八年 辛未	◎	五六.〇〇			
	九年 壬申	◎	五六.二五			
	十年 癸酉	◎	七二.二五			
	十一年 甲戌	◎	六九.二五			
	十二年 乙亥	◎	六四.〇〇			
	十三年 丙子	◎	六四.〇〇			
	十四年 丁丑	◎	六七.〇〇			
文政	元年 戊寅	◎	五七.七五			
	二年 己卯	◎	五三.六五			
	三年 庚辰	◎	五六.五〇			
	四年 辛巳	◎	五八.七五			
	五年 壬午	◎	六二.二五			
	六年 癸未	◎	六六.二五			
	七年 甲申	◎	六八.八〇			
	八年 乙酉	◎	五九.五〇			
	九年 丙戌	◎	五九.五〇			

三四〇

年	號	米	價	換	算	額
文政	十年 丁亥	◎	五七.五〇			
	十一年 戊子	◎	八六.〇〇			
	十二年 己丑	◎	七三.〇〇			
天保	二年 辛卯	◎	八一.〇〇			
	三年 壬辰	◎	七七.二五			
	四年 癸巳	◎	九八.七〇			
	五年 甲午	◎	一〇八.二五			
	六年 乙未	◎	八四.〇〇			
	七年 丙申	◎	一九六.〇			
	八年 丁酉	◎	一七三.二五			
	九年 戊戌	◎	一一四.七五			
	十年 己亥	◎	九二.六〇			
	十一年 庚子	◎	七〇.七五			
	十二年 辛丑	◎	七四.〇五			
	十三年 壬寅	◎	七五.八五			
	十四年 癸卯	◎	七二.六五			
弘化	元年 戊申	◎	七五.一五			
	二年 乙巳	◎	九三.三五			
	三年 丙午	◎	九二.四〇			
嘉永	四年 丁未	◎	八五.九〇			
	五年 戊申	◎	九二.〇〇			
	六年 己酉	◎	一三三.三五			
	七年 庚戌	◎	一一五.一五			
	八年 辛亥	◎	九二.二五			
	九年 壬子	◎	一〇一.七五			
	十年 癸丑	◎	九八.〇五			
	十一年 甲寅	◎	八〇.九五			
	十二年 乙卯	◎	八三.一五			
	十三年 丙辰	◎	九五.七五			
	十四年 丁巳	◎	一一四.六〇			
	十五年 戊午	◎	一二一.五〇			
	十六年 己未	◎	一六二.五〇			
	十七年 庚申	◎	一六四.四〇			
	十八年 辛酉	◎	一五二.七〇			
	十九年 壬戌	◎	一七〇.〇〇			
	二十年 癸亥	◎	二二九.二五			
	二十一年 甲子	◎	三六〇.三五			
元治	三年 癸亥	◎	二二九.二五			
文久	二年 辛酉	◎	一六二.五〇			
萬延	元年 庚申	◎	一六二.五〇			
文久	元年 辛酉	◎	一六四.四〇			
元治	三年 癸亥	◎	二二九.二五			
慶應	元年 乙丑	◎	三六〇.三五			

市場并に取引所

三四一





市場并に取引所

元文五年	寛保元年	同二年	同三年	延享元年	同二年	同三年	同四年	寛延元年	同二年	同三年	寶曆元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
○	○			○														
三九	四七	三八	四〇	三七	二九	三九	三九	三九	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
四七	四七	四七	四七	三三	三三	三三	三三	三三	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
寶曆九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	明和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	安永元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
四一	二九	二九	四〇	四〇	四〇	四〇	三六	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三六	三六	三六	三六	三六	三六
四一	二九	二九	四〇	四〇	四〇	四〇	三六	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三六	三六	三六	三六	三六	三六

三四五

寶永元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	正徳元年	同二年	同三年	同四年	同五年	享保元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
四八																	
四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
享保七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	元文元年	同二年	同三年	同四年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
四八	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
四八	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五

三四四

年 號	春	夏	秋	冬	年 號	春	夏	秋	冬
安永七年	三六	三七		三六	寛政八年	四〇	三八		三八
同 八年	三三	三五		三三	同 九年	三六	三五		三三
同 九年	三三	三三		三三	同 十年	三三	三五		三三
天明元年	三三	三三		三三	同 十一年	三三	三五		三三
同 二年	三三	三三		三三	享和元年	三三	三五		三三
同 三年	三三	三三		三三	同 二年	三三	三五		三三
同 四年	三三	三三		三三	文化元年	三三	三五		三三
同 五年	三三	三三		三三	同 二年	三三	三五		三三
同 六年	三三	三三		三三	同 三年	三三	三五		三三
同 七年	三三	三三		三三	同 四年	三三	三五		三三
同 八年	三三	三三		三三	同 五年	三三	三五		三三
寛政元年	三三	三三		三三	同 六年	三三	三五		三三
同 二年	三三	三三		三三	同 七年	三三	三五		三三
同 三年	三三	三三		三三	同 八年	三三	三五		三三
同 四年	三三	三三		三三	同 九年	三三	三五		三三
同 五年	三三	三三		三三	同 十年	三三	三五		三三
同 六年	三三	三三		三三	同 十一年	三三	三五		三三
同 七年	三三	三三		三三					
同 八年	三三	三三		三三					
同 九年	三三	三三		三三					
同 十年	三三	三三		三三					

年 號	春	夏	秋	冬	年 號	春	夏	秋	冬
文化十二年	三三	三三		三三	文政十一年	四〇	三七		三七
同 十三年	三三	三三		三三	同 十二年	三三	三五		三三
同 十四年	三三	三三		三三	天保元年	九一	六七		六七
文政元年	三三	三三		三三	同 二年	八〇	六三		六三
同 二年	三三	三三		三三	同 三年	四三	三三		三三
同 三年	三三	三三		三三	同 四年	四九	三三		三三
同 四年	三三	三三		三三	同 五年	四七	三三		三三
同 五年	三三	三三		三三	同 六年	八九	一〇八		一〇八
同 六年	三三	三三		三三	同 七年	五五	五五		五五
同 七年	三三	三三		三三	同 八年	七五	九九		九九
同 八年	三三	三三		三三	同 九年	二二	二二		二二
同 九年	三三	三三		三三	同 十年	三三	三三		三三
同 十年	三三	三三		三三					

舊御藏前相場とは御張紙(御張紙とは三都の米相場を以て基本とし)にて春二月夏五月冬十月切米渡りの節米三斗五升儀百儀に付き三分一は米三分二は金若くは半金半々又は皆米皆金にて渡る等のごとあり延寶二年までは夏の二季なりしが同三年に至り初めて春夏冬の三季に賜はることとなり古來米價廉なるを以つて切米取の者の救助の爲米價百儀に付き金十八九兩の時御張紙の相場二十二兩となり後漸次米價不廉百儀に付き四五十兩に至り御張紙の相場は三十二三兩なり以つて時代に隨ふ物價の變遷を觀るに足れり。

慶長六年より明治三十四年に至る米價年表

年	號	金	種	米	石	代												
慶長六年	慶長十一年	慶長十四年	慶長十七年	元和三年	寬永二年	寬永五年	寬永七年	寬永九年	寬永十一年	寬永十三年	寬永十五年	寬永十七年	寬永十九年	正保三年	正保四年	慶安二年	慶安三年	
金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣
九匁四分一厘	二十匁	十九匁二分五厘	十五匁一分六厘	十九匁一分	十九匁九分五厘	二十四匁二分五厘	二十三匁七分五厘	二十四匁五分	三十五匁三分	四十六匁五分	五十五匁	三十二匁七分五厘	五十七匁	三十七匁五分	二十七匁	二十八匁	三十九匁	三十九匁
慶長九年	慶長十三年	慶長十五年	慶長十七年	慶長十九年	慶長二十一年	慶長二十三年	慶長二十五年	慶長二十七年	慶長二十九年	慶長三十一年	慶長三十三年	慶長三十五年	慶長三十七年	慶長三十九年	慶長四十一年	慶長四十三年	慶長四十五年	慶長四十七年
金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣
不詳	二十二匁七分五厘	十七匁五分四厘	十九匁四分	二十七匁六分五厘	二十一匁八分	二十三匁五分	二十四匁二分五厘	二十九匁三分七厘	三十八匁五分	五十二匁五分	三十三匁六分二厘	四十八匁五分	三十七匁五分	三十匁	二十五匁	二十九匁	三十八匁二分五厘	三十九匁

年	號	金	種	米	石	代												
承應元年	承元三年	明曆二年	萬治元年	萬治三年	寬文二年	寬文四年	寬文六年	寬文八年	寬文十年	寬文十二年	延寶二年	延寶四年	延寶六年	延寶八年	貞享元年	元祿六年	元祿八年	元祿十年
金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣
三十三匁	三十三匁	四十一匁	五十匁二分五厘	六十九匁五分	四十二匁七分五厘	五十一匁五分	五十五匁	五十七匁六分二厘	四十八匁	七十四匁五分	五十八匁五分	四十四匁二分五厘	六十八匁五分	四十匁	五十五匁七分五厘	七十五匁	八十七匁七分五厘	八十七匁七分五厘
承元二年	明曆三年	明曆二年	萬治元年	萬治二年	寬文元年	寬文二年	寬文三年	寬文四年	寬文五年	寬文六年	寬文七年	寬文八年	寬文九年	寬文十年	延寶元年	延寶二年	延寶三年	延寶四年
金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣	金銀切遣
三十三匁	三十九匁	三十九匁五分	五十四匁七分五厘	五十一匁五分	四十匁	五十一匁五分	五十六匁	六十四匁五分	四十七匁	五十五匁五分	六十三匁五分	四十二匁	五十四匁二分五厘	七十六匁七分五厘	四十七匁一分五厘	六十七匁二分五厘	百〇五匁	百〇二匁五分

年	號	金	種	米一石代
元祿十二年	元祿	銀	不詳	
元祿十四年	元祿	銀	八十六匁五分	
元祿十六年	元祿	銀	九十二匁五分	
寶永二年	元祿	銀	四十一匁	
寶永四年	元祿	銀	百〇五匁	
寶永六年	元祿	銀	五十五匁九分	
正徳元年	元祿	銀	五十八匁	
正徳三年	元祿	銀	百二十一匁	
正徳五年	元祿	銀	九十九匁二分五厘	
天明二年	元祿	銀	六十七匁五分	
天明四年	元祿	銀	百十三匁四分	
天明六年	元祿	銀	百〇一匁五分	
天明八年	元祿	銀	七十二匁二分五厘	
寛政二年	元祿	銀	五十二匁五分	
寛政四年	元祿	銀	九十四匁五分	
寛政六年	元祿	銀	六十五匁五分	
寛政八年	元祿	銀	七十三匁五分	
寛政十年	元祿	銀	六十五匁五分	
元祿十三年	元祿	銀	不詳	
元祿十五年	元祿	銀	百〇五匁	
寶永元年	元祿	銀	四十七匁七分五厘	
寶永三年	元祿	銀	四十七匁五分	
寶永五年	元祿	銀	六十四匁五分	
寶永七年	元祿	銀	五十九匁八分五厘	
正徳二年	元祿	銀	六十三匁	
正徳四年	元祿	銀	百二十六匁四分	
天明元年	元祿	銀	五十四匁五分六厘	
天明三年	元祿	銀	八十七匁三分	
天明五年	元祿	銀	六十一匁	
天明七年	元祿	銀	百二十五匁五分	
寛政元年	元祿	銀	六十匁五分	
寛政三年	元祿	銀	六十四匁五分	
寛政五年	元祿	銀	七十二匁五分	
寛政七年	元祿	銀	七十匁七分五厘	
寛政九年	元祿	銀	六十六匁二分五厘	
寛政十一年	元祿	銀	六十五匁五分	

三五〇

年	號	金	種	米一石代
寛政十二年	元祿	銀	七十六匁二分五厘	
享和二年	元祿	銀	六十二匁五分	
文化元年	元祿	銀	五十二匁七分五厘	
文化三年	元祿	銀	五十九匁七分五厘	
文化五年	元祿	銀	七十六匁	
文化七年	元祿	銀	五十二匁	
文化九年	元祿	銀	五十三匁七分五厘	
文化十一年	元祿	銀	六十九匁一分五厘	
文化十三年	元祿	銀	六十八匁	
文政元年	元祿	銀	六十匁九分五厘	
文政三年	元祿	銀	五十五匁一分五厘	
文政五年	元祿	銀	六十二匁九分五厘	
文政七年	元祿	銀	六十六匁六分	
文政十一年	元祿	銀	不詳	
天保二年	元祿	銀	八十一匁九分五厘	
天保四年	元祿	銀	九十四匁五分	
天保六年	元祿	銀	八十四匁五分	
天保八年	元祿	銀	百六十六匁七分五厘	
天保十年	元祿	銀	八十三匁一分五厘	
享和元年	元祿	銀	六十四匁三分一厘	
享和三年	元祿	銀	六十一匁	
文化二年	元祿	銀	五十九匁五分	
文化四年	元祿	銀	六十七匁五分	
文化六年	元祿	銀	六十五匁	
文化八年	元祿	銀	六十九匁	
文化十年	元祿	銀	六十九匁七分五厘	
文化十二年	元祿	銀	六十五匁九分	
文化十四年	元祿	銀	六十七匁九分五厘	
文政二年	元祿	銀	五十三匁一分五厘	
文政四年	元祿	銀	六十五匁二分五厘	
文政六年	元祿	銀	五十七匁五分五厘	
文政八年	元祿	銀	七十一匁九分	
文政十二年	元祿	銀	不詳	
天保三年	元祿	銀	七十八匁六分五厘	
天保五年	元祿	銀	百十四匁五分	
天保七年	元祿	銀	百十四匁一分	
天保九年	元祿	銀	百十四匁七分五厘	
天保十一年	元祿	銀	六十二匁九分	

市場并に取引所

三五一

年	號	金	種	米	一石代
天保十二年	新	文	銀	七十九分八厘	
天保十四年	新	文	銀	八十三分八厘	
弘化二年	新	文	銀	九十五分一分	
弘化四年	新	文	銀	八十六分七分五厘	
嘉永二年	新	文	銀	九十三分八厘	
嘉永四年	新	文	銀	百六分九厘	
嘉永六年	新	文	銀	九十四分三分	
安政二年	新	文	銀	八十六分五厘	
安政四年	新	文	銀	九十八分五厘	
安政六年	新	文	銀	百三十一分五厘	
文久元年	新	文	銀	百三十五分三分	
文久三年	新	文	銀	百七十六分八厘	
慶應元年	新	文	銀	三百七十三分五厘	
慶應三年	新	文	銀	八百七十七分五厘	
明治二年	紙		幣	十一圓〇八錢	
明治四年	紙		幣	四圓九十七錢五厘	
明治六年	紙		幣	四圓四十二錢	
明治八年	紙		幣	六圓六十四錢	
天保十三年	新	文	銀	八十三分五厘	
弘化元年	新	文	銀	八十九分七分	
弘化三年	新	文	銀	九十二分二分	
嘉永元年	新	文	銀	八十七分六分五厘	
嘉永三年	新	文	銀	百二十分二分五厘	
嘉永五年	新	文	銀	五十七分	
安政元年	新	文	銀	九十四分八分五厘	
安政三年	新	文	銀	八十九分九分五厘	
安政五年	新	文	銀	百二十二分二分五厘	
萬延元年	新	文	銀	百七十三分五分五厘	
文久二年	新	文	銀	百五十二分五厘	
慶治元年	新	文	銀	二百四十三分五厘	
慶治二年	新	文	銀	九百七十五分	
明治元年	新	文	銀	五圓拾錢	
明治三年	紙		幣	九圓二十二錢五厘	
明治五年	紙		幣	三圓六十五錢	
明治七年	紙		幣	六圓四十五錢	
明治九年	紙		幣	四圓四十一錢	

三五二

明治十年	紙	幣	五圓〇五錢	明治十一年	紙	幣	五圓四十二錢
明治十二年	紙	幣	七圓三十六錢	明治十三年	紙	幣	十圓十七錢
明治十四年	紙	幣	九圓三十八錢	明治十五年			七圓九十錢
明治十六年			六圓二十錢	明治十七年			五圓二十二錢
明治十八年			六圓〇七錢	明治十九年			五圓三十六錢
明治二十年			四圓九十七錢	明治二十一年			四圓六十一錢
明治二十二年			五圓六十五錢	明治二十三年			八圓四錢
明治二十四年			六圓八十錢	明治二十五年			七圓十三錢
明治二十六年			七圓三十一錢	明治二十七年			八圓六十六錢
明治二十八年			八圓八十七錢	明治二十九年			九圓三十七錢
明治三十年			十一圓四十五錢	明治三十一年			十四圓十二錢
明治三十二年			九圓八十九錢	明治三十三年			十一圓六十四錢
明治三十四年			十一圓八十八錢				

米商舊記抄錄

享保九辰 十二月 讚岐米 四十七分八厘  
 同 十 巳 十二月 同 五十二分五厘  
 同 十六 亥 十二月 同 二十九分五厘  
 中國米 四十一分

市場并に取引所

三五三

享保十七子 正月 同 三十七石  
同二十一辰 十二月 同 三十七石八分  
讚岐米 三十五石

是歲三月米直段御定被仰出候覺

江戸直段

上 米 金一兩二付

下 米 同

下々米 同

大阪直段

上 米 一石二付

中 米 同

下 米 同

下々米 同

一石二斗以上  
一石五斗以上  
一石七斗五升以上  
銀四十八石以上  
同四十三石以上  
同三十八石五分以上  
同三十三石以上

元文 二月八日 加賀米 四十石

同 三月 正月 中國米 四十七石七分

延享 四月 十月八日 加賀米 七十六石五分

寶曆元 辛未 八月二十七日 同 六十八石八分  
五十五石六分

同 二十八日 同 五十四石七分

同 二十九日 同 五十四石二分

同 八 戊寅 五月七日 筑前米 六十二石九分

同 七月二十八日 加賀米 五十七石八分

是歲六月十七日迄日照續き端々日燒致し候得共日照は豐作と云ひ七月十二日能き雨ふりいよ  
氣配惡敷

同 十 庚辰 七月二十七日 筑前米 六十三石

是歲西國筋天氣不宜追々高直  
高直五十五石八分  
安直四十八石八分

同 十一 辛巳 六月二十九日 加賀米 五十七石八分

同 七月一日 同 五十七石八分  
五十九石二分  
五十九石五分  
五十九石二分

同 二 日 同 五十九石二分

是時北國筋雪降候由當所雨しげく大冷氣帳合米昨今大高下に付寄付不申

明和 八 辛卯 十月五日 筑前米 六十八石七分

同 十月六日 同 六十八石五分

同 十月七日 同 六十八石九分

安永 八 己亥 四月二十五日 肥後米 五十五石三分

天明 三 卯 正月四日 同 七十九石五分

同 五月七日 筑前米 七十六石六分

是歲秋諸國共大に飢饉す誠に前代未聞の凶年也

市場并に取引所



同 四子	四月二十四日	同	同	五十五匁
同 四子	八月二十七日	加賀	米	六十六匁
同 四子	正月四日	帳合	米	七十七匁三分
同 四子	五月七日	肥後	米	八十五匁八分
同 五年	十月十七日	筑前	米	九十目
同 五年	九月十八日	筑加前	米	七十五匁七分
同 五年	十一月二十五日	帳合	米	七十八匁五分
同 六年	七月五日	筑前	米	五十九匁二分
同 六年	七月五日	肥後	米	五十八匁七分
同 六年	七月五日	加賀	米	五十七匁五分
同 六年	七月五日	筑前	米	六十七匁五分
同 六年	七月五日	肥後	米	六十五匁三分

是歲六月二十六日より日和悪敷二十七八九日大雨七月朔日河内しめの村堤切れ込河内國半國白海となり野里九條邊堤切れ七月二日野田橋御成橋落流しもたれ込天満橋天神橋二た間三間破損す東掘よしや橋落る近國一統前代未聞の大騒動にて死亡人不少七月三日御奉行様御出馬有之七月五日に至り川水漸々三尺計引候故少し町中人氣落付

其後東海道筋美濃近江關東奥州追々水難申來買注文入當地も攝河白海を眼前に見聞の事故追々人氣起り加賀米六十七匁五分と飛上り申候右前後より諸色御政道被仰出候事度々也酒造半石造りに被仰付併し諸國の水損も水早く引候故大損も無之由にて追々下落す

享和三癸亥 正月四日 肥前 米 五十八匁四分  
肥後 米 六十四匁五分

文化元子	十二月二十二日	同	同	五十一匁八分
文化元子	越年 米	筑前	米	二百二十八萬九千俵
同 二丑	越年 米	肥前	米	五十五匁八分
同 二丑	越年 米	肥後	米	五十六匁三分
同 二丑	越年 米	筑前	米	四十八匁六分
同 二丑	越年 米	筑後	米	二百二十三萬三千俵
同 二丑	越年 米	肥後	米	五十四匁
同 二丑	越年 米	加賀	米	五十五匁
同 四	三月八日	中國	米	四十一匁
同 四	同 十日	同	米	四十六匁二分
同 四	四月十三日	同	米	四十六匁五分より七匁
同 四	同 二十六日	同	米	四十四匁八分
同 四	同 二十六日	同	米	三十八匁九分
至白文享和十三子年	越年米石數	同	米	二百十六萬五千五百五俵
一 享和二戌年	同	同	米	二百三十三萬千九百二十五俵
一 同 三亥年	同	同	米	同

市場并に取引所



一 文化元子年	二百二十八萬九千五百四十五俵
一 同 二丑年	二百三十三萬三千七百五俵
一 同 三寅年	二百六十萬八千六百俵
一 同 四卯年	二百九十一萬八千三百三十五俵
一 同 五辰年	二百三十五萬六千六百三十俵
一 同 六巳年	二百十八萬七千三百四十俵
一 同 七午年	二百八十六萬八千四十俵
一 同 八未年	三百四十萬三十俵
一 同 九申年	三百四十二萬五千四百俵
一 同 十酉年	三百十六萬二千六百俵
一 同 十一戌年	二百六萬千八百八十俵
一 同 十二亥年	百十六萬俵
一 同 十三子年	百六十三萬俵

右越年米平均十ヶ年

二百五十萬俵餘

但し三ッ物二ッ物入交

右石高 九十萬石餘

右三步一 自分手銀買

三步二 入替に可相成

(兩替に入れ金融を  
なすものを云ふ)

天保四年 八月十四日 加賀米 九十一匁

是歲六月出羽國大洪水奥州筋も流作關東八月大風雨依之諸家様方御損亡御届高

御高五十五萬五千石	一十九萬三千四百三十一石餘	紀州殿
同 三十五萬石	一三十三萬五百二十四石三斗餘	水戸殿
同 六十二萬五千六百石餘	一七十五萬九千三百五十一石餘	松平陸奥守
同 十四萬石餘	一十三萬三千三百五十一石餘	酒井左衛門尉
同 七萬四千石	一四萬二千三十三石餘	牧野備前守
同 五萬三千石	一五萬五千五百五十六石九斗九升八勺	松原伊賀守
同 十五萬石	一十三萬九千四百六十六石八斗五升	上杉飛騨太阿
同 三萬石	一二萬七千六百四十八石七斗三升	田村右京大夫
	右は十月中御用番大久保加賀守様へ御届けの分	
	一、二萬三千百十石	内藤大和守
	一、八千六百五十五斗餘	松原相模守
同 五萬九千石	一、二萬四千三百六十一石二斗七升七合	内藤紀伊守
同 五萬石	一、二萬三千六百廿四石五斗六升二合五勺	溝口信濃守
同 二萬石	一、四千六百二十八石三斗餘	分部若狹守
同 三萬石	一、二萬千二百三十六石九斗三合	板倉伊豫守
同	右十一月中御用番松原周防守様へ御届の分	
	加賀米 八十六匁三分	

市場并に取引所

天保五年

十一月一日	同	同	八十三匁七分
同 三日	同	同	八十二匁七分
同 十八日	中國米		九十九匁六分
十一月六日	同		百二十匁
同 二十一日	同		百一匁五分
十二月二日	同		百十三匁五分
	肥後米		百十七匁
	廣島米		百八匁五分
越年米	七十九萬俵餘		
正月十三日	中國米		百十八匁八分
同 十七日	同		百十一匁三分
五月七日	同		百三十四匁
同 十日	同		百四十四匁
五月在米	二十二萬八千七百三十俵		
同 十七日	加賀米		百二十六萬一匁
九月十一日	同		六十七匁
同 十五日	中國米		八十三匁五分
同 十五日	加賀米		七十一匁
十二月	中國米		七十匁

天保六年

越年米	百十二萬三千五百七十俵		
四月十五日	筑前米		七十一匁
同 十八日	同		七十匁
同 二十六日	同		六十九匁二分
八月	加賀米		六十四匁五分
七月	筑前米		七十七匁二分
八月	肥後米		百三十七匁五分
九月二十四日	中國米		百十七匁五分より二十匁五分
十一月二十八日	肥後米		百六十二匁
	同		百五十一匁五分
	筑前米		百四十二匁

天保七申年は歳戸作割

五畿内	四歩五厘
東海道	同
關州	四歩、三歩
奥州	二歩八厘

市場并に取引所

八尾	新屋	住吉	穰多	勝間	今宮	木津	難波	天王寺村	北平の町	羽州	北陸道	山陰道	山陽道	西海道	平均四分二厘四毛	内一分二厘	差引三步四毛	申十月	出米分量の控	天保五午年	天保七申年
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
二十石	八十石	二百石	二百二十石	三十石	四十石	百石	三百五十石	三百五十石	二百八十石	四步	五步四厘	三步二厘	五步五厘	五步	古米喰込引						

平野 同 二百石 同 百五十石  
 外に四十石此度平野總代年寄より掛合段々有之候に付一ヶ月に四十石相渡  
 毎日分

堺 午の年 百五十石 申の年 五六十石  
 伏見 同 七十石 同 四十石  
 京 同 六百三十石 同 五百二十石

但し午の歳京六百三十石此内二百三十石伏見米商人より京都へ行  
 申の年越年米へ高五十萬俵計

肥後米 百五十二匁 筑前 百四十三匁  
 中 國 百四十三匁 廣島 百三十三匁  
 肥前 百四十三匁 筑前 百四十一匁  
 帳合米 百三十三匁六分 高直立用直 百三十九匁三分

此時限商にて自然相止申候  
 享保年中相始め候より帳合米高直にて候由

天保八酉 二月 肥後米 百六十八匁八分  
 三月 筑前 百五十七匁五分  
 三月 肥後 二百一十一匁  
 三月 中國 二百匁  
 是歳毎月晦日在米高

市場并に取引所

申年越年米	五十萬七百五十俵		
天保八四年正月晦日在米	四十萬千九百俵	肥後米	百五十一匁
二月	二十七萬四千九百五俵	同	百六十七匁
三月	二十萬千五百五十俵	同	二百十八匁五分
四月	十三萬三千八百五十俵	同	二百四十二匁
五月	十二萬二千三百五十俵	同	二百二十五匁
六月	十萬七千四百七十五俵	六月十五日中國米札 肥後米	二百八十五匁三分五厘 二百四十八匁
七月	十萬二千六百俵	同	百八十一匁五分
八月	九萬四百七十俵	同	二百匁
九月	六萬二千三百十俵	同	百二十匁
十月	十萬七千五百五十俵	同	九十三匁七分
十一月	八十八萬八千五百九十俵	同	九十一匁八分
十二月	八十五萬三千九百四十五俵	同	九十七匁
天保九年正月十九日	肥後米	百五匁五分	
同 二十一日	同	百三匁五分	
二月二十二日	同	百七匁六分	
九月十一日	加賀米	百六匁より十匁	
同 十七日	加賀米	百二十六匁より三十匁	

嘉永三 正月朔日日帶そく三分半十一月に至り筑前米登り不多百六十匁中國米不登(元明)

六丙午年正月朔日日そく皆既不作年

十月	筑前米初札	百四十七匁五分	登り高 十 萬 俵
	中國米同	百二十六匁八分	初九限り 三千九百俵登り不申
	肥後米同	百五十匁五分	登り高 九萬八千七百三十俵
	廣島米同	百三十五匁五分	同 十八萬五千五百八十俵
十月二十二日	筑前帳合米	百二十三匁七分	
十一月九日	帳合米	百三十六匁五分七分	

帳合米始めてよりの高直段の由

越年米	六十萬七百俵	
年内納相場	筑前	百三十七匁五分
	肥後	百四十四匁五分
	中國	百三十八匁
	廣島	百三十匁

嘉永五 七月二十一日晝後より風雨夜に入り増々強く大風雨夜明方迄に京都三條五條大橋  
 安政四丁巳正月初相場中國米七十八匁三分  
 落る其外淀川筋所々切れ處有之凡一丈五寸計出水

正月三日月方火星月の北の方至て近く見る  
 同 四日夕太白星月をつらぬく

市場并に取引所